

## 改訂意匠審査基準（案）

### 第 II 部 意匠登録を受けようとする意匠の認定

#### 第 2 章 「意匠ごとの出願」 関連部分

## 第2章 意匠ごとの出願

---

### 1. 概要

---

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとにしなければならない旨を規定している。具体的な手続は意匠法施行規則に委ねており、同規則においては、複数の意匠に係る出願を一つの願書で行う手続を認めつつ、それぞれの出願には一つの意匠のみを含めること（一意匠一出願）を定めている。

一意匠一出願の要件は、一つの意匠について意匠権を一つ発生させることにより、権利内容の明確化及び安定性を確保するとともに、無用な紛争を防止するという、手続上の便宜及び権利侵害紛争上の便宜を考慮したものである。

他方、二以上の意匠を含む出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、一意匠一出願の要件を満たさない二以上の意匠について異なる意匠登録出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、一意匠一出願の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならない。このため、第7条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、一つの出願に二つ以上の意匠を含んではならないとの要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。

審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。

### 2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断

---

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の物品等を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の物品等を表した場合  
(数個の物品を配列したものの場合を含む。)

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

- (3) 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

## 2.1 二以上の物品を表したものであるか否かの判断

---

図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表されている場合、審査官は出願された意匠が二以上の物品等に係るものであるか否かの判断は、以下のとおり行う。

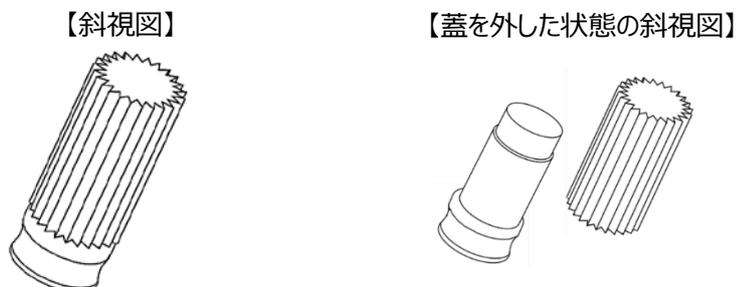
### (1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方

- ① 図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、審査官は一の物品であると判断する。
- ② 当該結びつきが強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、審査官は、それらの点も補完的に考慮して、一の物品であるか否かを判断する。
  - (ア) 全ての構成物が物理的に一かたまりのものである場合や、形状等において密接な関連性を持って一体的に創作がなされている等、一の形状等としてのまとまりがある場合
  - (イ) 社会通念上一体的に実施がなされるものである場合
- ③ 複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、審査官は二以上の物品と判断する。

ただし、社会通念上一体的に流通がなされうるものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、審査官は、一の物品であると判断する。

## (2) 一の物品等と判断するものの例

### 【事例 1】「容器付き固形のり」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※一般に固形のりを手につかないように塗布したり、乾燥することを避け保管したりするためには容器に入れることが必要であり、社会通念上固形のり及び蓋付き容器は固形のりの用途及び機能を果たすために必須であるものと認められることから、審査官は一の物品と判断する。

### 【事例 2】「トランプ」



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※トランプは、ハート、ダイヤ、クラブ、スペードの 1 3 枚 4 組（1～10の数字札、ジャック、クイーン及びキングからなる絵札の 1 3 枚からなる）にジョーカーを加えたカードゲームとして広く知られており、社会通念上トランプの用途及び機能を果たすためにはこれらのカードが揃っていることが必須であることから、審査官は一の物品と判断する。

### 【事例3】「容器付きゼリー」

【斜視図】

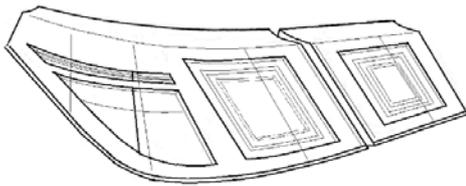


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

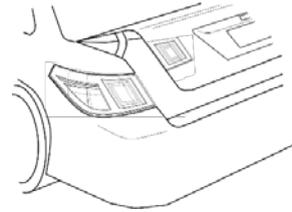
※容器付きゼリーは、容器から出してゼリーのみを食器等に移すことも可能であるから、一の特定の要素及び機能を果たすために必須とまではいえないが、透明容器とその外方から視認可能な複数色からなるゼリーとが一体的に創作されており、また、社会通念上一体的に製造され、一体的に市場で流通するとともに、食に付すときにおいても一体的であることを補完的に考慮し、審査官は一の物品と判断する。

### 【事例4】「乗用自動車用尾灯」

【斜視図】



【自動車に装着した状態を示す参考図】

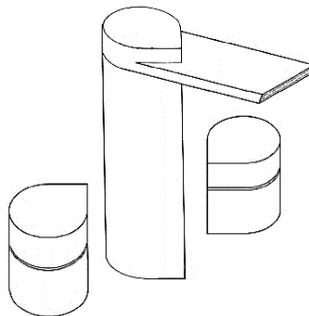


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この自動車用尾灯は、トランクに取り付ける部品と車体に取り付ける部品とで物理的に分離しているものだが、社会通念上これら2つの部品を一のまとまりとして自動車用尾灯と認識され、かつ、いずれも自動車用尾灯の用途及び機能を果たすために必須のものであるので、審査官は一の物品と判断する。

### 【事例5】「湯水混合水栓」

【斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※この湯水混合水栓は、吐水口とハンドルが物理的に分離しているが、社会通念上これらの3つの部品が一のまとまりとして湯水混合水栓と認識され、かつ、いずれも湯水混合水栓の用途及び機能を果たすために必須のものであることに加え、一のまとまりある造形がなされていることから、審査官は一の物品と判断する。

【事例6】「歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ」

【正面図】

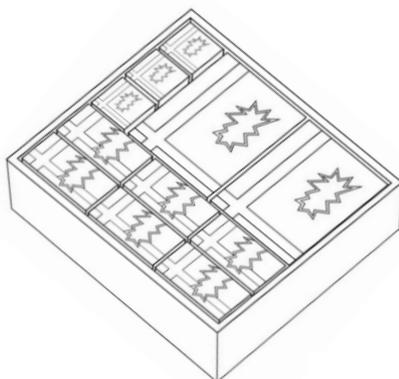


※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※歯ブラシに加えて、歯磨き粉及び包装用容器が表されているが、歯磨き粉及び包装用容器は、歯ブラシと社会通念上一体的に流通がなされるものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。

【事例7】「詰め合わせクッキー及び食卓用皿入り包装用容器」

【斜視図】



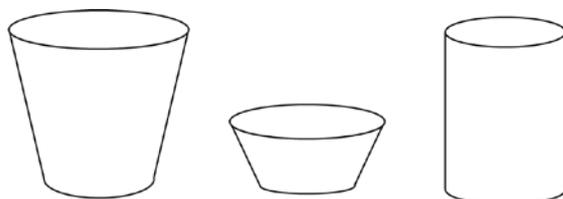
※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※複数の構成物が表されているが、社会通念上一体的に流通がなされるものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされていることから、審査官は一の物品として取扱う。

### (3) 二以上の物品等と判断するものの例

#### 【事例1】「コップ」

【斜視図】



※願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※これら複数のコップが社会的通念上一の固有の用途及び機能を果たすために必須のものであるとは認められず、また、これらコップ全てについての造形上、まとまりのある創作がなされているともいい得ないことから、審査官は二以上の物品と判断する。

## 2.2 一つの物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

物品等の部分について意匠登録を受けようとする出願において、一の物品等の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、原則、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

しかしながら、審査官は出願された意匠が以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

- (1) 形状等の一体性がある場合
- (2) 機能的な一体性がある場合
- (3) ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合
- (4) 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

### 2.2.1 形状等の一体性がある場合

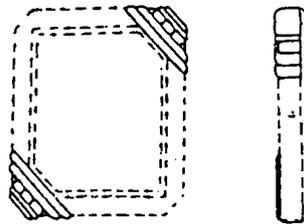
審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形状等や、一組となる形状等のように、関連性をもって創作されるものについては、形状等の一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

## 一意匠と判断するものの例

### 【事例】「Tシャツ」



### 【事例】「腕時計用側」

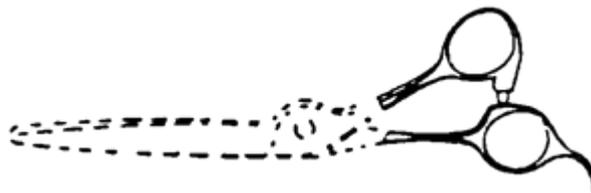


## 2.2.2 機能的な一体性がある場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性があると判断し、一意匠として取り扱う。

## 一意匠と判断するものの例

### 【事例】「理容用はさみ」



【事例】「携帯電話」

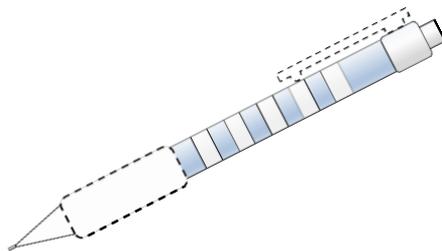


2.2.3 ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であっても、ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合は、一意匠として取り扱う。

一意匠と判断するものの例

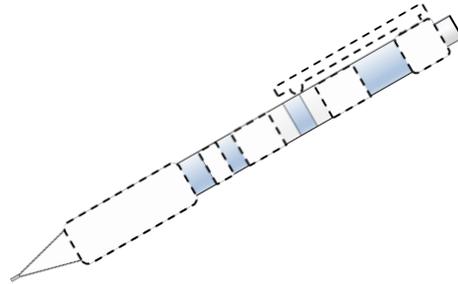
【事例】「シャープペンシル」



他方、意匠登録を受けようとする部分が物理的に多数分離し、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る一の意匠としてのまとまりがないものについては、審査官は一意匠として取り扱わない。

## 二以上の意匠と判断するものの例

### 【事例】「シャープペンシル」

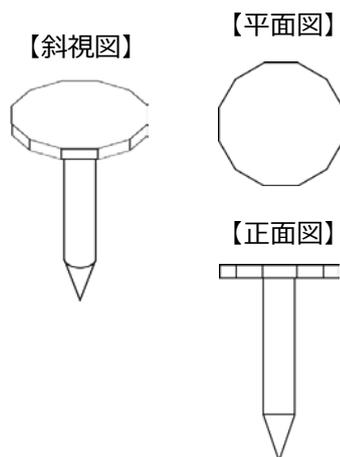


#### 2.2.4 開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたものである場合

審査官は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれる場合であっても、開示がなされていない部分によって隔てられ、意匠登録を受けようとする部分が図面上物理的に分離した状態で表れたにすぎないものである場合、一意匠として取り扱う。

## 一意匠と判断するものの例

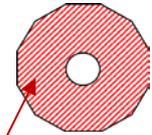
### 【事例】「くぎ」



意匠に係る物品の説明：なし

意匠の説明：背面図、右側面図、及び左側面図は正面図と同一につき、省略する。

#### 【底面図】

  
この箇所が図面上開示されていない

底面図の提出が無く、赤色斜線部は開示がなされていないため、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」である。

その結果、くぎの頭部と胴部とは、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」として図面上表れるが、このような場合は、一意匠と判断する。

### 3. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断

---

#### 3.1 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方

---

意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならぬこととされている。

審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。

審査官は、第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。

#### 3.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例

---

審査官は、意匠登録出願が、以下に該当する場合は、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものと判断する。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例

- a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの  
(例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。  
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。)
- b 用途及び機能を何ら認定することができないもの  
(例：「物品」、「もの」)

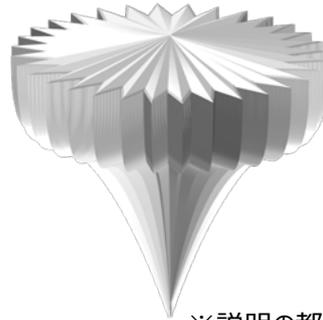
(2) 願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

【事例 1】

意匠に係る物品 「産業用部品」

意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

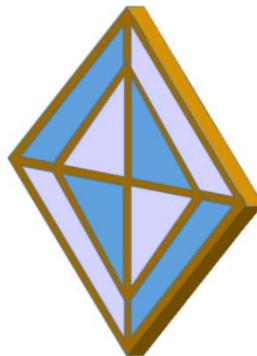
本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

【事例 2】

意匠に係る物品 「装飾部品」

意匠に係る物品の説明 (記載なし)

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、何を装飾するものであるのか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等を明確に認定することができない。

### 【事例 3】

意匠に係る物品 「支持フレーム」

意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載が不明確であり、図面の記載を考慮しても、どのような目的で何を支持するものであるか等、用途及び機能が明らかでなく、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができない。

### 3.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なもの例

#### (1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

特許庁長官による告示「意匠に係る物品等の例」参照

#### (2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

### 【事例 1】

意匠に係る物品 「食器」

意匠に係る物品の説明 「本願の物品は、食卓用皿である。」

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」、「意匠に係る物品の説明」の各欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

## 【事例 2】

意匠に係る物品 「履きもの」  
意匠に係る物品の説明 （記載なし）

【斜視図】



※説明の都合上、その他の図の記載は省略した。

本事例では、「意匠に係る物品」の欄の記載と、図面の記載において相互に矛盾が生じておらず、これらの各記載を総合すると、この意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することが可能である。

## 4. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る審査の進め方

---

### 4.1 意匠法第3条本文の規定との関係

---

出願された意匠の、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確である際の、意匠法第7条の拒絶理由と、工業上利用することができる意匠ではないとの意匠法第3条本文の拒絶理由の両方に該当する場合は、審査官は第3条本文の拒絶理由を通知する。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第 III 部 意匠登録の要件

### 第 1 章 「工業上利用することができる意匠」 関連部分

# 第1章 工業上利用することができる意匠

---

## 1. 概要

---

意匠法第3条第1項柱書は、工業上利用することができる意匠の創作をした者が、その意匠について意匠登録を受けることができることを規定している。

意匠法における「意匠」は、第2条第1項において、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。（中略）以下同じ。）」と定義されている。

この定義にいう「意匠」に該当しないものについては意匠登録を受けることができない。また、この定義にいう「意匠」に該当するものであっても、意匠登録を受けようとする意匠は、工業上利用することができる意匠でなければならない。

第3条第1項柱書の規定から導き出される要件は、以下の三つである。

- (1) 意匠法上の「意匠」を構成するものであること（以下この章においてこの要件を「意匠該当性要件」という。）
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

この章では、上記の三つの要件の判断について取り扱う。

なお、この章においては、意匠該当性要件を満たしたものを「意匠」と表記することとする。また、意匠該当性要件を満たさないもの又は該当するとの判断を未だ受けていないものについては、「意匠」とは区別し、「意匠登録出願されたもの」と記載することとする。

## 2. 意匠該当性要件についての判断

---

意匠とは、物品若しくは建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである（第2条第1項）。よって、審査官は、意匠登録出願されたものが、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠該当性の要件を満たしていないと判断する。

- (1) 物品、建築物又は画像（以下、「物品等」という。）と認められるものであること（→2.1）
- (2) 物品等自体の形状等であること（→2.2）
- (3) 視覚に訴えるものであること（→2.3）
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること（→2.4）

また、審査官は、意匠登録出願されたものが、物品等の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記の各要件に加えて、以下の全ての要件を満たしていない限り、意匠登録の要件を満たしていないと判断する。

- (5) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること（→2.5）

## 2.1 物品等と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠該当性要件を満たすためには、物品若しくは建築物の形状等又は画像についての創作でなければならない。

意匠登録出願されたものが、意匠法上の物品に該当するための要件等は、以下のとおりである。意匠登録出願されたものが、意匠法上の建築物に該当するための要件については、「第IV部第2章 3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件」、意匠法上の画像に該当するための要件については「第IV部第1章 3. 意匠法の保護の対象となる画像」を参照されたい。

なお、物品又は建築物と形状等とは一体不可分であることから、物品又は建築物を離れた形状等のみ創作、例えば、模様又は色彩のみ創作は、物品又は建築物の意匠とは認められない。

### (1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

### (2) 物品と認められないものの例

#### ①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの（例：門、組立てバンガロー）は、物品と認められる。

#### ②固体以外のもの

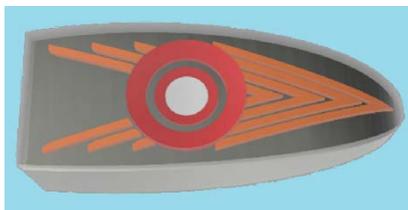
電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形状等を有していないものは、物品と認められない。

なお、点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても、出願に係る意匠を構成する要素として取り扱う。

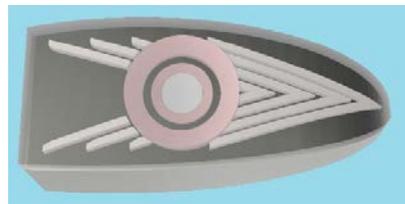
（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

【事例】自動車用尾灯

【正面図】



【消灯状態を示す正面図】



※説明の都合上、その他の図は省略した。

（本事例においては、事例の明確化のために「消灯状態を示す正面図」も記載しているが、同図の記載がなくても、点灯している状態の図のみでハウジングの形状等が特定できるため点灯部の形状等の特定には支障が無いものと認められる。なお、消灯状態を示す図がなければ意匠が具体的でないと判断されるものの例については、本章 3.2.3「図面、写真などが不鮮明な場合」（3）参照。）

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形状等を有していても、その集合体としては特定の形状等を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形状等を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

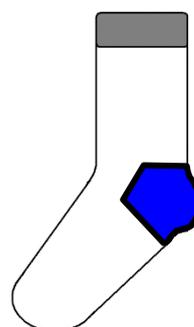
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取り引きされる場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



「靴下」



なお、意匠登録出願されたものが、物品の部分について意匠登録を受けようとするものである場合であっても、意匠に係る物品は、以下の「物品に該当するものの例」のように、意匠法の対象とする物品に該当するものでなければならない。

＜物品に該当するものの例＞

- ( i ) 部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められない「靴下のかかと部分」であるもの
- ( ii ) 部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

＜物品に該当しないものの例＞

- ( i ) 「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

## 2.2 物品等自体の形状等であること

意匠は、物品等の形状等であることから、審査官は、物品等自体の形状等と認められないものは、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

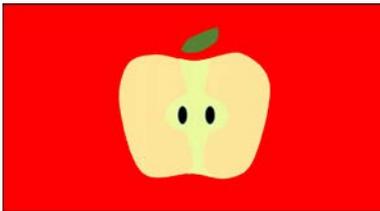
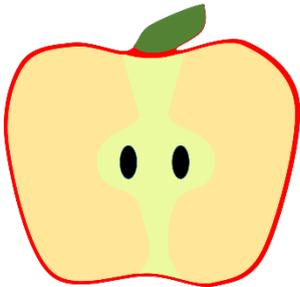
### ( 1 ) 物品等自体の形状等について

物品等自体の形状等とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいう。

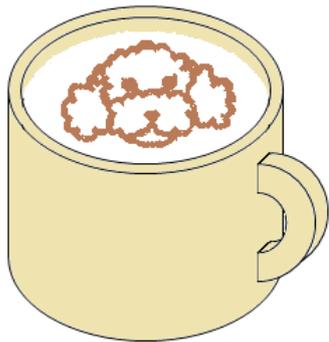
審査官は、販売を目的とした形状等についても、当該形状等を維持することが可能なものについては、物品等自体の形状等として取り扱う。

他方、当該形状等を維持することができないものについては、物品等自体の形状等に該当しないと判断する。

## (2) 物品等自体の形状等と判断するものの例

【斜視図】	【広げた状態の表面図】
	
【正面図】	【意匠に係る物品】タオル 【意匠に係る物品の説明】この意匠登録出願の意匠は、圧縮されたタオルであり、使用前に水に浸すことにより、通常のハンドタオルの大きさととなり、タオルとして使用することができる。
	※説明の都合上、その他の図は省略した

## (3) 物品等自体の形状等と判断しないものの例

	【カップ入り飲料】 【意匠に係る物品の説明】この意匠登録出願の意匠は、カップに入ったカフェラテであり、泡立てたミルクとコーヒーにより、表面に模様を描いたものである。
※説明の都合上、その他の図は省略した	
(説明) この事例においては、そのままの形状等を保ったまま流通等がなされることができないことから、物品等自体の形状等には該当しないと判断する。	

### 2.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

### (1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形状等が、肉眼によって認識することができるものをいう。

### (2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

#### ①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形状等を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

②物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が、意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの

③物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠において「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が微細であるために、肉眼によってはその形状等を認識することができないもの

## 2.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

---

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

### (1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

### (2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

## 2.5 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること

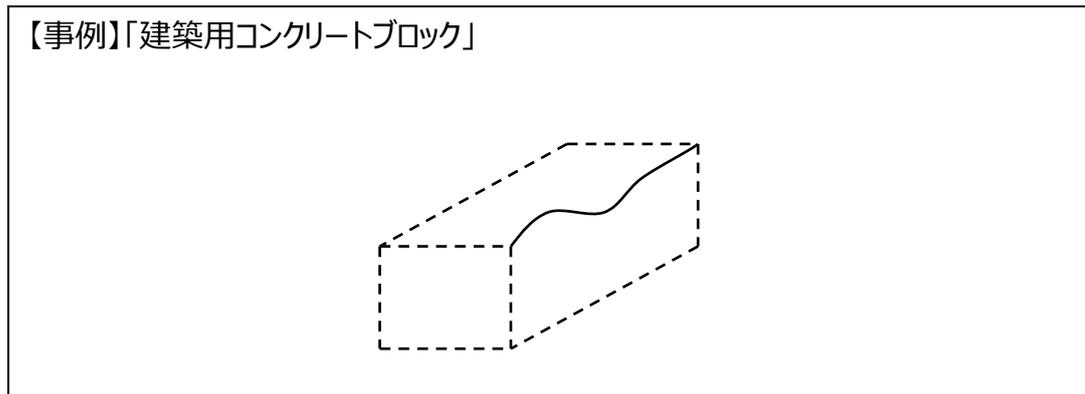
---

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、「意匠登録を受けようとする部分」は、意匠に係る物品全体の形状等の中で、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。また、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界が明確でなければならない。

(1) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断しないものの例

①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのも

稜線は面積を持たないものであるため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。



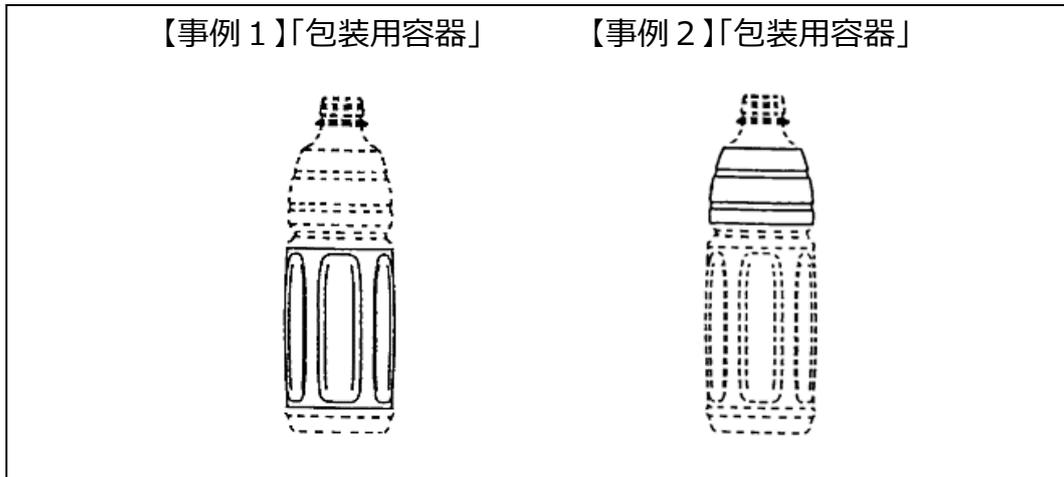
②部分意匠の意匠に係る物品全体の形状等のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の形状等の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

(2) 他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分に該当すると判断するものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形状等の中で他の意匠との対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分である。



### 3. 意匠が具体的なものであること

---

#### 3.1 意匠が具体的なものであることとの要件

---

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠登録を受けようとする意匠の形状等

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、上記に加え、以下の③から⑤の具体的な内容についても、直接的に導き出されなくてはならない。また、「意匠登録を受けようとする部分」を含む図面に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品又は建築物若しくは画像の用途を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

- ③「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

ただし、「その他の部分」全体が示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、具体的な意匠と認められる。

#### ⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品等に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分であり、また、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

意匠に係る物品等の全体の形状等が図面に表されていない場合、審査官は、図面において開示されていない範囲の形状等（規則に従い省略した場合を除く。）については意匠登録を受けようとする部分として取り扱わず、図面において表された部分についての部分意匠として取り扱う。また、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と判断する。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に、合理的に善解し得る場合

②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第Ⅵ部第2章「補正の却下」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

### 3.2 意匠が具体的ではないと判断するものの例

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下の3.2.1 から3.2.25のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.1 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.2 図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合

審査官は、願書に添付した図面等の図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

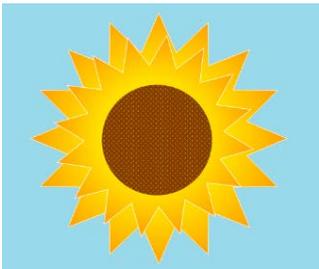
### 3.2.3 図面、写真などが不鮮明な場合

審査官は、願書に添付した図面、写真などが、例えば以下のように不鮮明な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 図面、写真などが不鮮明であることなどにより、正確に意匠の内容を知ることができない場合
- (2) 背景、ハイライト、陰影などがあらわされたものであるか否かが判断できず、正確に意匠の内容を特定できない場合

審査官は、例えば、下の例のように、図全体が出願の意匠の形状等を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的ではないと判断する。

<背景の彩色についての説明が必要なものの例>

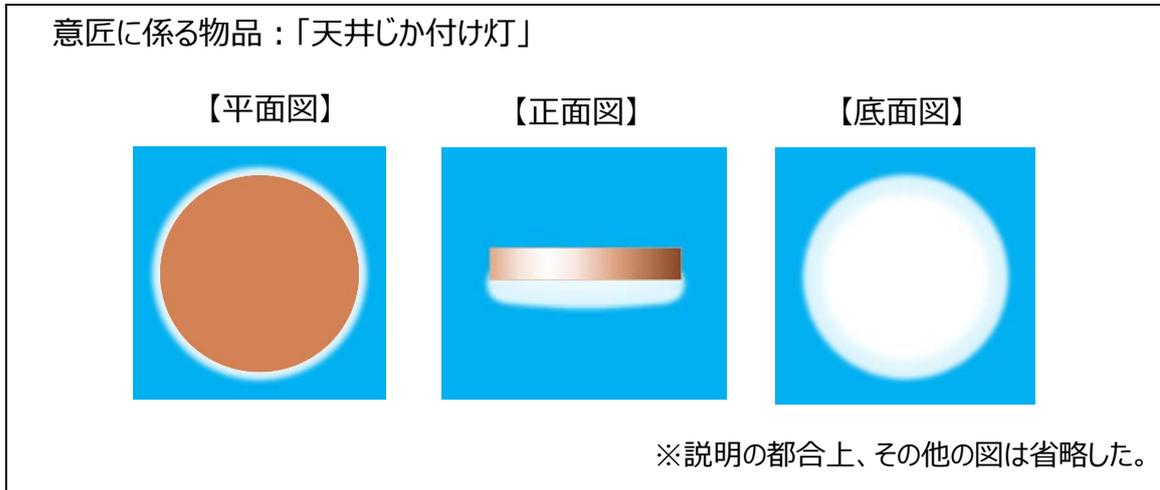
<p>【表面図】</p> 	<p>意匠に係る物品：「装飾用シール」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：裏面図は無模様のため省略する。</p>
<p>(この例では、出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明)</p>	

- (3) 点灯部を有する意匠について、点灯した状態を表したことにより、意匠の形状等が不明確となる場合

ただし、点灯した状態のみを表していても、意匠の形状等の特定に支障が無い場合、又は消灯した状態の図若しくは断面図等の提出がなされており、意匠の形状等が特定できる場

合は、意匠が具体的なものと認める（本章 2.1 「物品等と認められるものであること」②「固体以外のもの」参照）。

<点灯した状態のみを表しており、形状等が特定できないものの例>



#### 3.2.4 意匠が抽象的に説明されている場合

審査官は、願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明がなされている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

#### 3.2.5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合

審査官は、材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（第 6 条第 3 項）。

#### 3.2.6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合

審査官は、動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第 6 条第 4 項）（意匠法施行規則様式第 6 備考 2 0）。

#### 3.2.7 着色した図面において一部に着色していない部分がある場合

審査官は、着色した図面において一部に着色していない部分がある場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く（意匠法第 6 条第 6 項）。

### 3.2.8 図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合

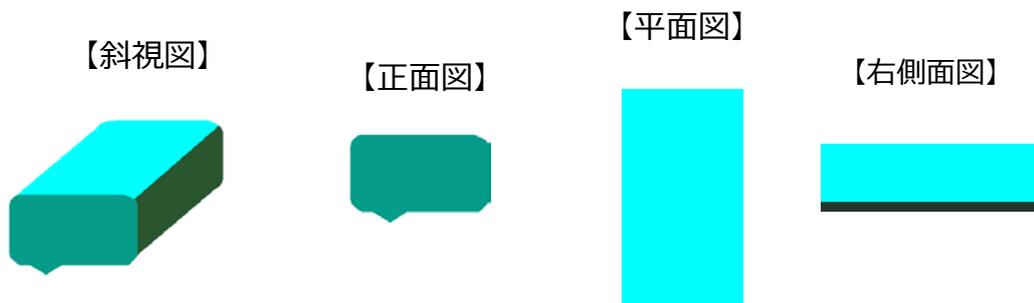
審査官は、図面から物品の全部又は一部が透明であると考えられるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されておらず、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法第6条第7項）（意匠施行規則様式第6備考25）。

### 3.2.9 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合

審査官は、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

<意匠が特定できないものの例>

意匠に係る物品：「消しゴム」

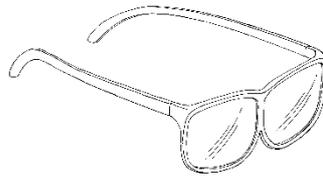


(説明がないと、面ごとに異なる色彩である創作なのか、単色の創作で光の当たり方による陰の濃さの変化により色彩に違いが出ているのか明確でない。)

ただし、形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第6備考7）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合を除く

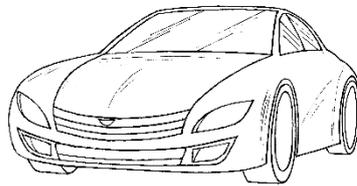
<説明の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかなものの例>

意匠に係る物品：「眼鏡」



(説明)「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

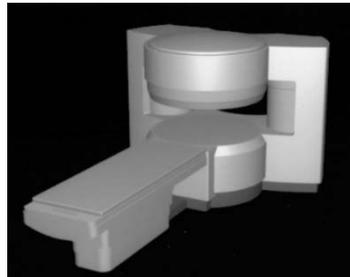
意匠に係る物品：「乗用自動車」



(説明)「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

<説明の記載がなくとも明度変化が「陰」であることが明らかなものの例>

意匠に係る物品：「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」



物品に表された文字、標識は、専ら情報伝達のためだけに使用されているものを除き、意匠を構成するものとして扱う。

〈専ら情報伝達のためだけに使用されている文字等の例〉

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

### 3.2.10 立体を表す図面が以下に該当する場合

(1) 審査官は、図が正投影図法等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等に意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、図を省略する旨の記載がない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠として取り扱う。

なお、他の図と同一又は対称である図は、いずれの図と同一又は対称なのかが願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている場合は、図示が省略されていてもよい。

また、等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図(キャビネット図(幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの)又はカバリエ図(当該比率が1対1対1のもの)に限る。)であって、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図に代えて記載されていてもよい。この場合において、斜投影図法により作成されているときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角が図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載されている必要がある。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

(2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

(3) 審査官は、斜投影図法により作成された図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別又は傾角が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていないことにより、具体的な一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考9）。

### 3.2.11 平面的なものを表す図面等が以下に該当する場合

---

審査官は、平面的なものについて、意匠が具体的であるか否かの判断は以下のように行う。

なお、平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

(1) 審査官は、図面等が表面図及び裏面図により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付したその他の図面等を総合的に判断しても、一の意匠が特定できない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

審査官は、願書に添付された図面等において意匠に係る物品全体の形状等が表されておらず、省略する旨の記載のない場合は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠として取り扱う。なお、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図の図示を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載する。

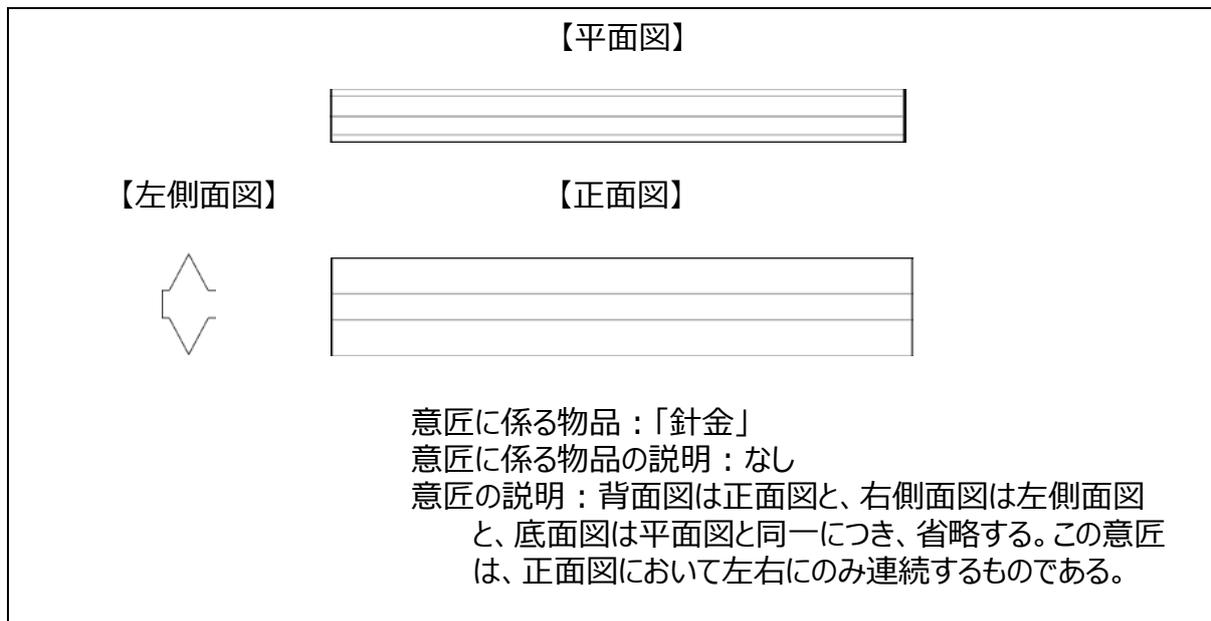
(2) 審査官は、各図の縮尺が相違し、一の意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、各図の縮尺が相違したとしても、具体的な一の意匠を導き出すことができる場合は除く。

### 3.2.12 形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面等において、その連続状態が明らかに分からない場合

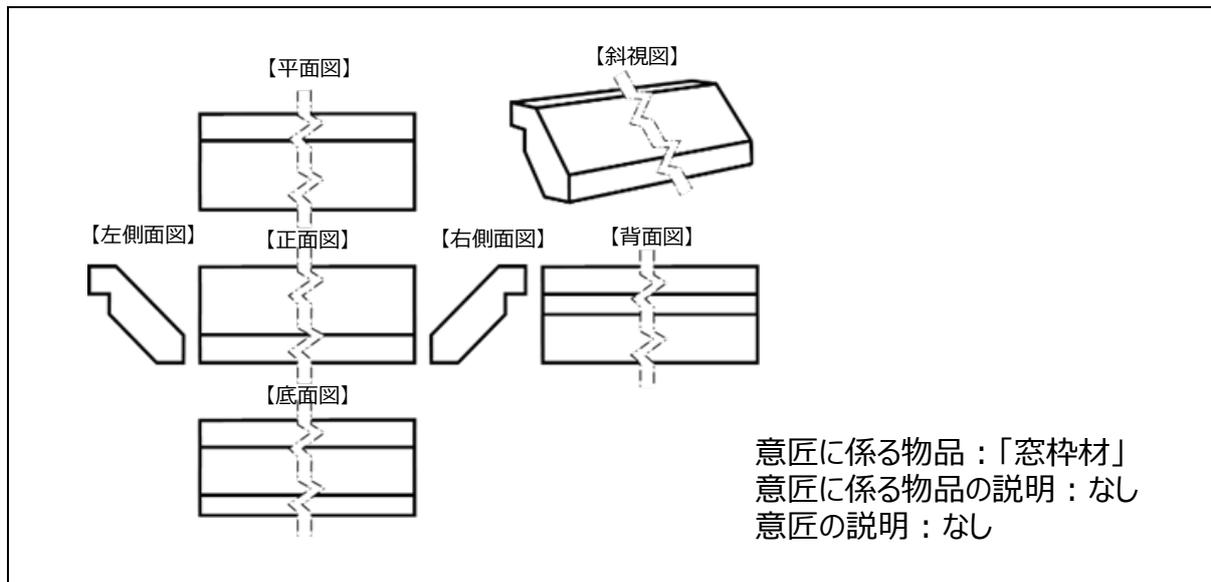
---

審査官は、形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合は、意匠が具体的ではないと判断する（意匠法施行規則様式第6備考12）。以下の各例については連続状態が明らかであると判断する。

<連続状態が明らかに分かるものの例 1 >



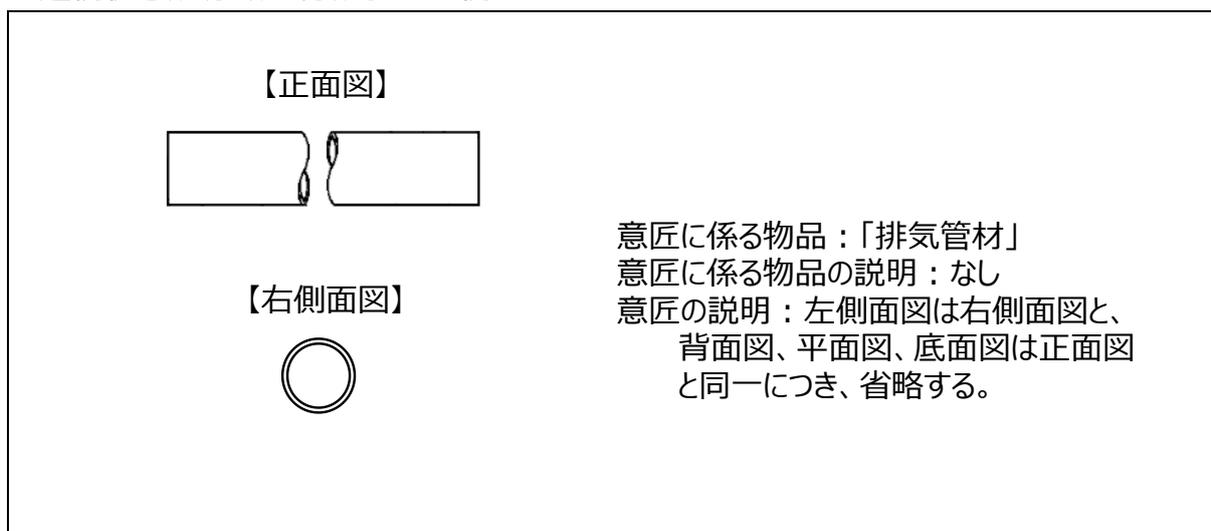
<連続状態が明らかに分かるものの例 2 >



図面の記載及び「窓枠材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が、同じ形状若しくは模様が一方向にのみ連続又は繰り返し連続するもの（以下、「長尺物」という）のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

<連続状態が明らかに分かるものの例 3 >



図面の記載及び「排気管材」という物品の性質上、意匠の説明の欄の記載がなくても、連続状態が明らかである。

なお、意匠に係る物品の欄の記載を「〇〇材」とするものであって、図面の記載が長尺物のように描かれており、かつ、意匠の説明の欄において長さについての特段の記載が無い場合は、長尺物として認定する。

### 3.2.13 コードなどの中間省略をした図面等に不備がある場合

審査官は、中間省略をした図面（意匠法施行規則様式第6備考13）が以下に該当する場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

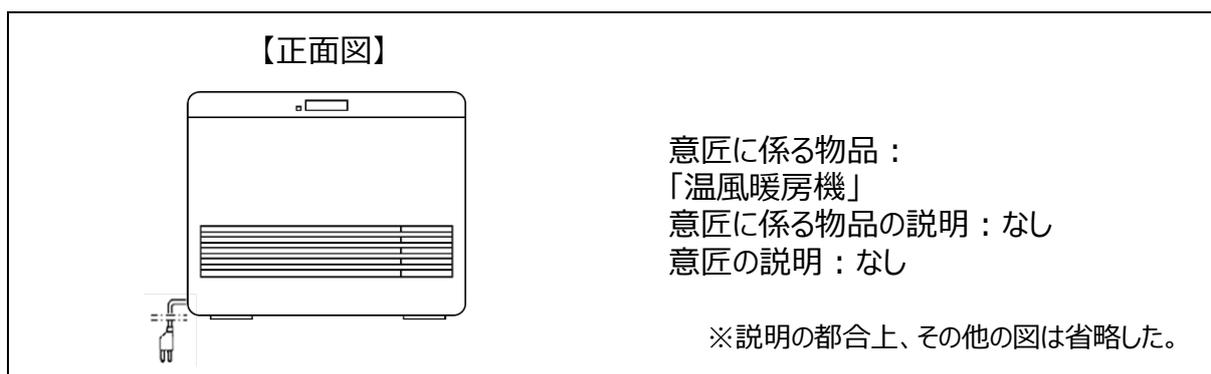
- (1) 何れの部位を省略しているのか不明確である場合
- (2) 省略箇所が不適切であったり、省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がなかったりすることから、意匠登録を受けようとする意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲を特定できない場合

<意匠全体の構成比率が特定できず、位置・大きさ・範囲が不明なもの例>



ただし、省略箇所の説明がない場合であっても、省略箇所の長さが物品の性質上特定できる場合や、省略箇所が電源コードの中間部分のように、種々の長さのバリエーションがあるものであって、当該長さが意匠の特徴とはなり得ないものであるような場合は、省略箇所についての説明がなくても、開示がなされた部分についての意匠の内容が特定できるものと判断する。

<省略箇所の説明がなくても意匠の内容が特定できるもの例>



### 3.2.14 6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現できない場合において、その他の図がない場合

審査官は、以下の図がないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図、斜視図など
- (2) 積み木、組木、建築物にあっては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

### 3.2.15 断面図などの切断面及び切断面箇所の表示に不備がある場合

審査官は、断面図などの切断面及び切断面箇所の表示が以下に該当し、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

(1) 切断面を表す平行斜線が不完全又ははない場合

(2) 切断面箇所が表示（切断面鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図のように記載することにより、切断面箇所を明示した場合を除く（意匠法施行規則様式第6備考15）。

### 3.2.16 部分拡大図について、その拡大箇所の表示がない場合

審査官は、部分拡大図について、その拡大箇所の表示がないことにより（意匠法施行規則様式第6備考16）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

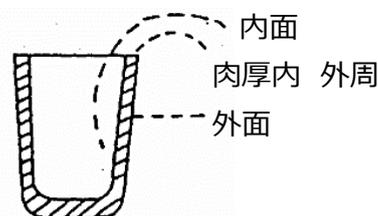
### 3.2.17 分離できる物品が以下に該当する場合

審査官は、ふたと本体のように分離することができる物品であって、組み合わせたままでは十分に意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がなく（意匠法施行規則様式第6備考18）、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.18 透明な意匠の図面に不備がある場合

審査官は、透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考25の規定によって作成されていないことにより、意匠を特定することができない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

<備考25に規定する「外周」についてコップの縦断面図による例示>



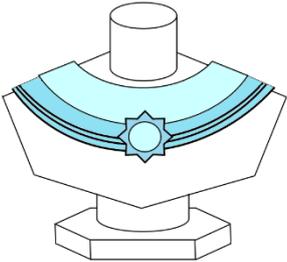
(1) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考25イの要領で表す（ただし、肉厚は表さない）こととされている。

(2) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考25口、八の要領で表すこととされている。なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様（意匠法第6条第7項）（上記3.2.8参照）。

### 3.2.19 図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

審査官は、図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合は、意匠が具体的ではないと判断する。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

<意匠登録を受けようとする意匠とその他のものが明確に特定できるものの例>

<p>【正面図】</p> 	<p>意匠に係る物品：「首飾り」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。</p> <p>※説明の都合上、その他の図は省略した。</p>
---	--

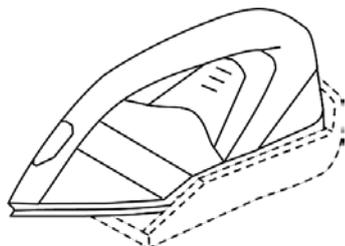
<意匠登録を受けようとする意匠とその他のものは特定できるが、意匠登録を受けようとする意匠の形状等が不明であり、意匠が具体的でないものの例>

<p>【正面図】</p> 	<p>意匠に係る物品：「マフラー」 意匠に係る物品の説明：なし 意匠の説明：写真中、黒い針金で形成した展示具及びテーブルクロスは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。</p> <p>※説明の都合上、その他の図は省略した。</p>
--	---

### 3.2.20 出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合

審査官は、出願に係る意匠の意匠に係る物品が不明である場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【斜視図】



意匠に係る物品：「Part of Iron」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

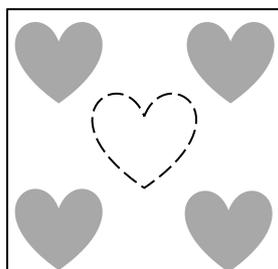
※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) 意匠に係る物品の欄の記載が不適切であり、かつ、意匠の説明の欄の記載もなく、図面の記載をみても、意匠に係る物品が、アイロン本体と充電台を含めたものであって、そのアイロン本体を部分意匠として出願しているのか、意匠に係る物品が充電台を除くアイロン本体部品のみであって、充電台はそれとともに用いる物品を表しているにすぎないのかが不明であり、具体的な意匠と認められない。

### 3.2.21 いずれの部分について意匠登録を受けようとするものが不明である場合

審査官は、出願された意匠が、出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載を総合的に判断しても、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであるか、物品等の全体について意匠登録を受けようとするものであるかが明らかでない、又は図面等において描き分けられたいずれの部分も「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

【表面図】



意匠に係る物品：「ハンカチ」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

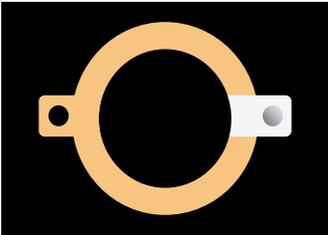
※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) 「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるか、明らかでない。

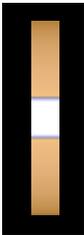
【平面図】



【正面図】



【右側面図】



意匠に係る物品：「フランジ」  
 意匠に係る物品の説明：なし  
 意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) 「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

### 3.2.22 「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

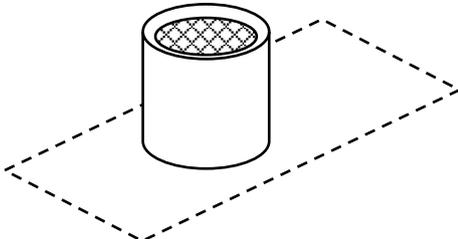
審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分の具体的な用途及び機能が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

### 3.2.23 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の位置、大きさ、範囲が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

(1) 「その他の部分」が開示されておらず、物品の性質に照らしても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

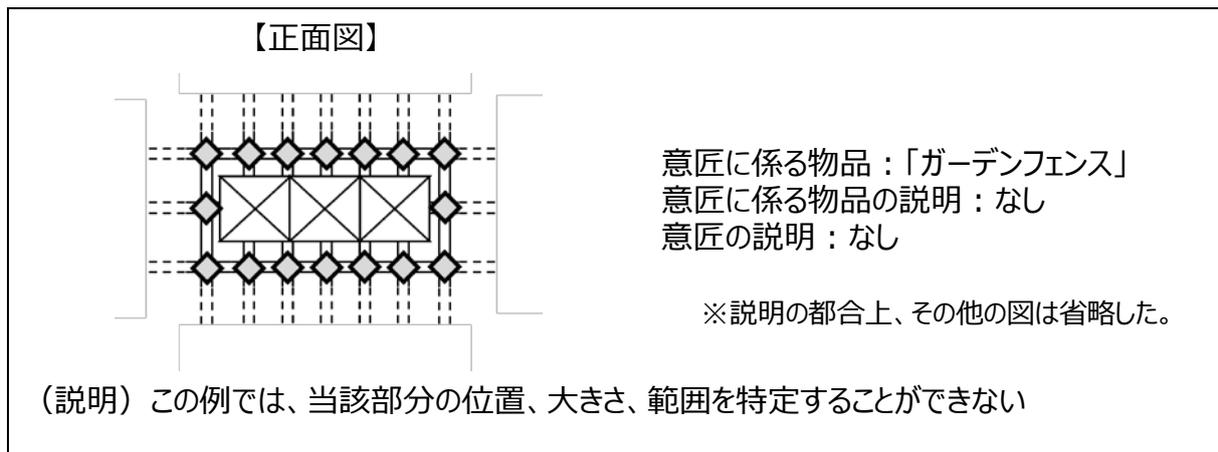
【斜視図】



意匠に係る物品：「加湿器」  
 意匠に係る物品の説明：なし  
 意匠の説明：なし

※説明の都合上、その他の図は省略した。

(説明) この例では、蒸気吹き出し口近傍部のみが表されているが、当該部分の位置、大きさ、範囲を特定することができない。



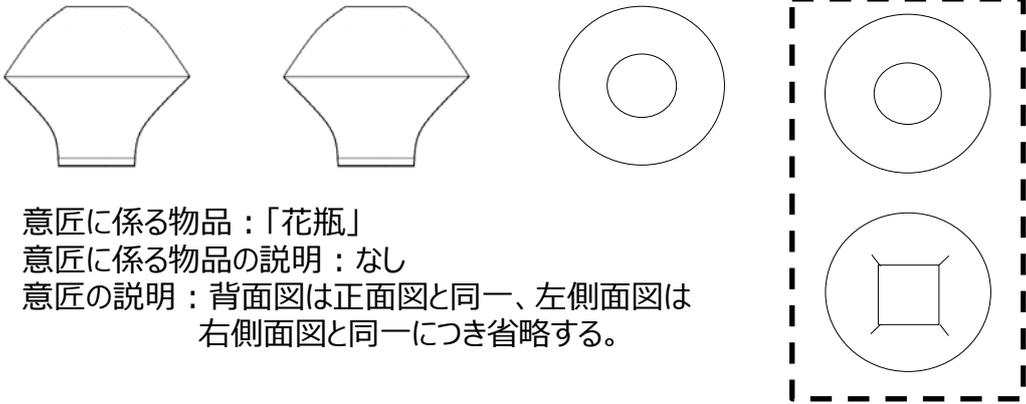
- (2) 破線等で表された「その他の部分」の形状等が、各図不整合により具体的でなく、その結果「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならない場合

### 3.2.24 「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が明らかでない場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、例えば以下のように、当該部分の形状等が明らかでない場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

- (1) 「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、各図不整合の場合
- (2) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
- (3) 「意匠登録を受けようとする部分」を参考図のみで特定している場合
- (4) 願書の「意匠の説明」の欄の文章でのみ「意匠登録を受けようとする部分」を特定し、図面において「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との必要な描き分けを行っていない場合
- (5) 意匠登録を受けようとする部分について複数の形状等が考えられ一の形状等を導き出すことができない場合

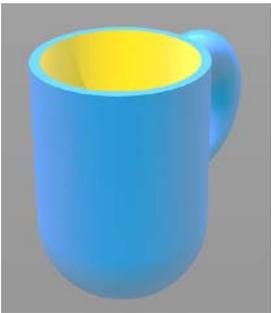
【正面図】      【右側面図】      【平面図】      【底面図】



意匠に係る物品：「花瓶」  
 意匠に係る物品の説明：なし  
 意匠の説明：背面図は正面図と同一、左側面図は右側面図と同一につき省略する。

(説明) この例では、右枠内のように様々な形状が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない

【斜視図】

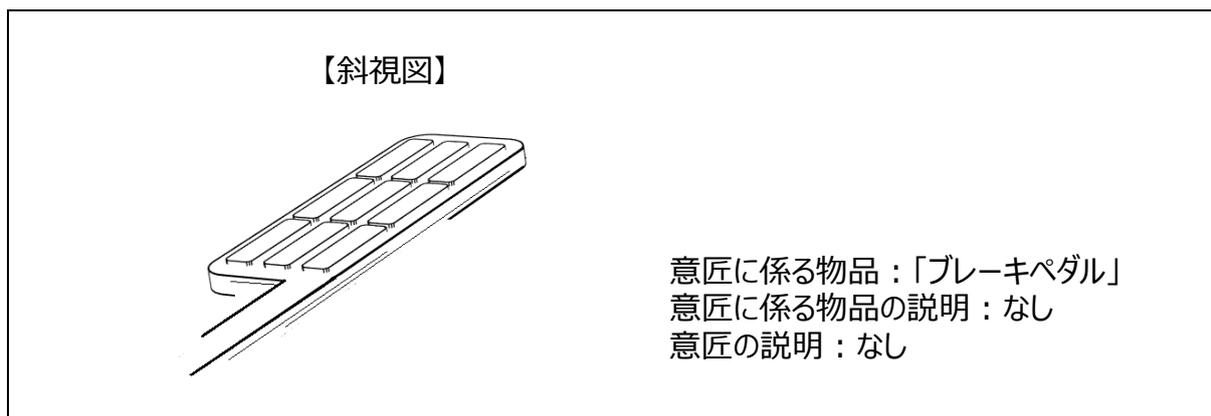


意匠に係る物品：「コーヒーカップ」  
 意匠に係る物品の説明：なし  
 意匠の説明：なし

(説明) この例では、上記の一図のみでは取っ手部の形状等や、カップ本体の下端部付近の形状等が、開示された部分に限って見ても不明確であり、具体的な意匠を導き出せない。

### 3.2.25 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、当該部分と「その他の部分」の境界が不明確な場合は、意匠が具体的ではないと判断する。

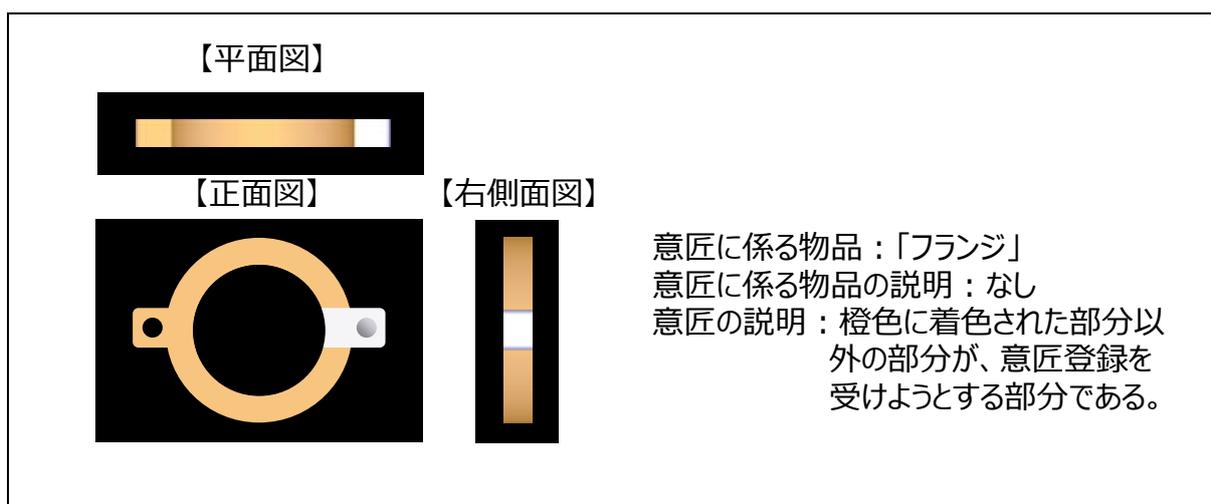


### 3.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例

審査官は、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断し、以下の 3.3.1. から 3.3.5 のように、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断する。

#### 3.3.1 「意匠の説明」と図面等により物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であることが明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものであることが明らかな場合は、願書や図面等のその他の記載に不備が無い限り、意匠が具体的であると判断する。

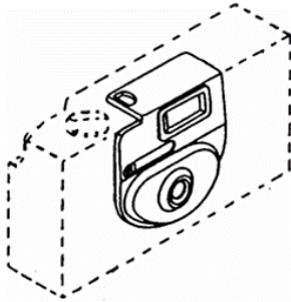


#### 3.3.2 「意匠の説明」の欄の記載がなくても、図面等により「意匠登録を受けようとする部分」が

## 明らかな場合

審査官は、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠について、出願当初の願書に意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合は、意匠が具体的であると判断する。

【斜視図】



意匠に係る物品：「デジタルカメラ」  
意匠に係る物品の説明：なし  
意匠の説明：なし

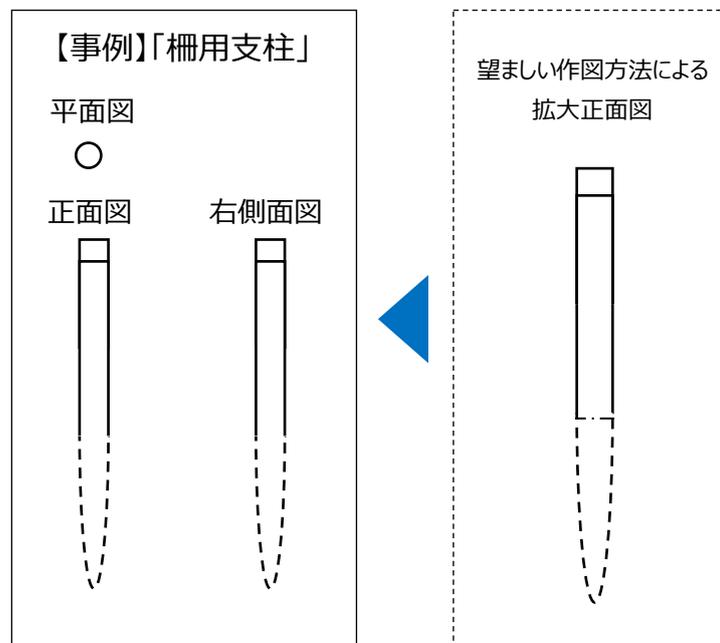
(説明) この例では、願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする意匠であると当然に導き出すことができる。

### 3.3.3 境界線の表示がなくても、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が明らかな場合

審査官は、境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。

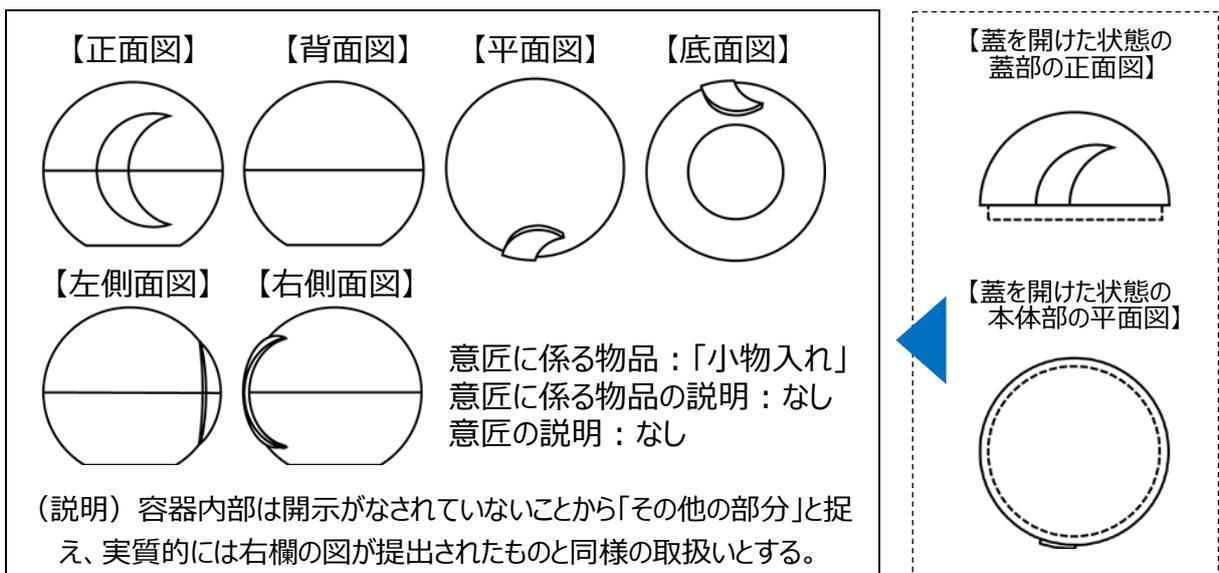
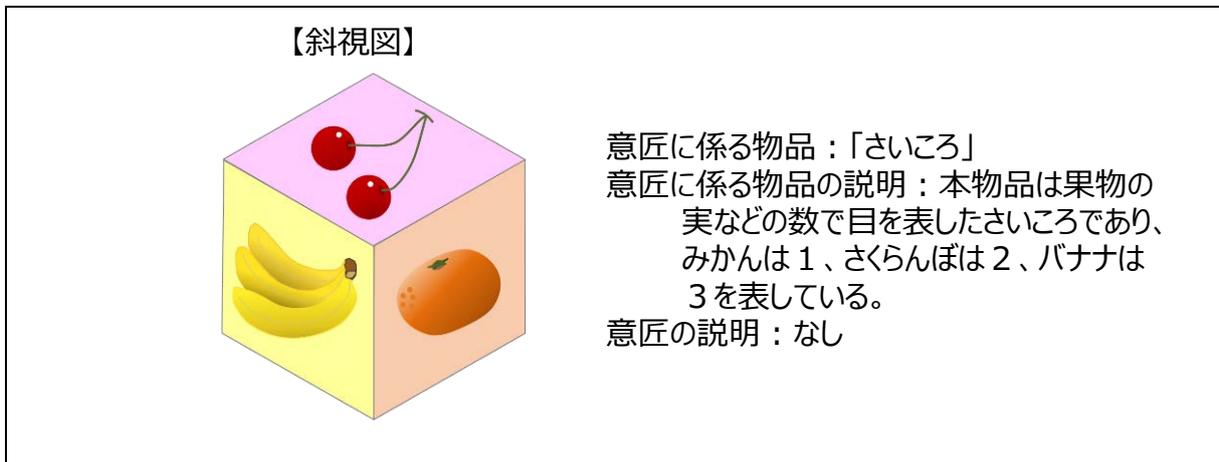
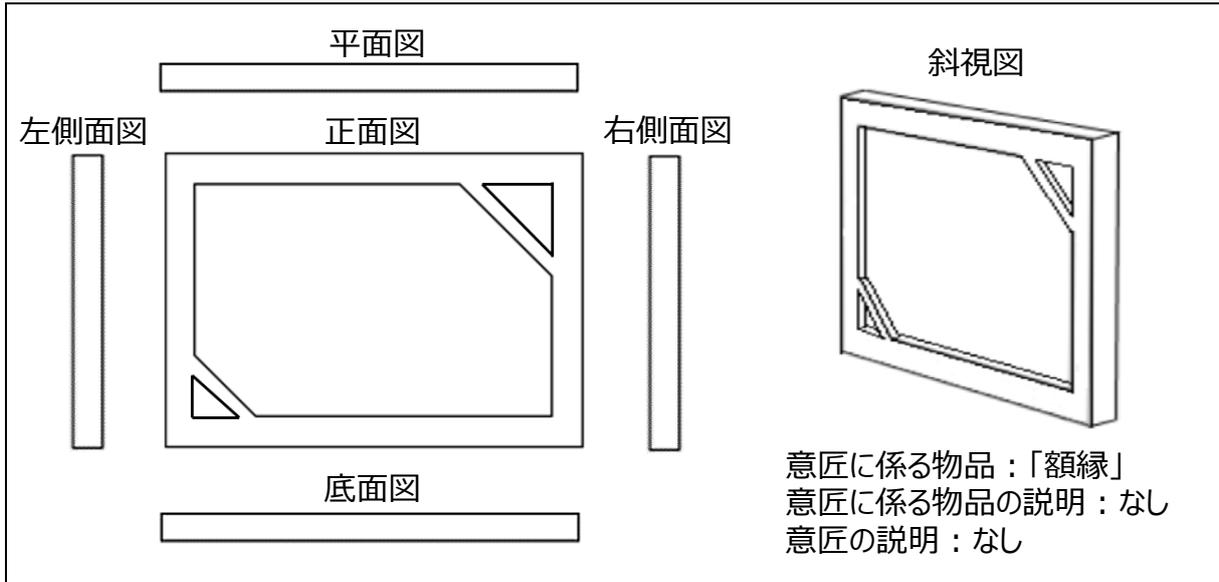
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない（上記 2.5「一定の範囲を占める部分であること」参照）。

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。



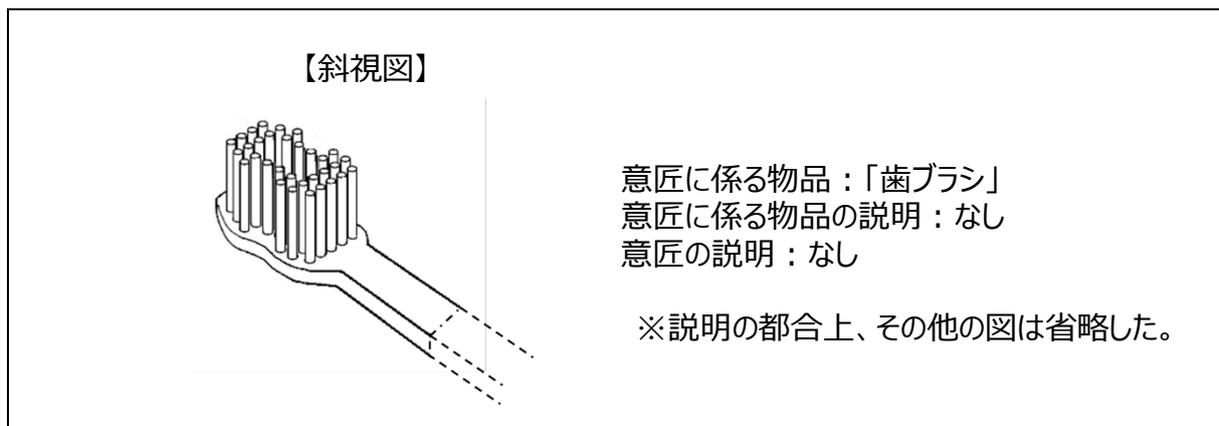
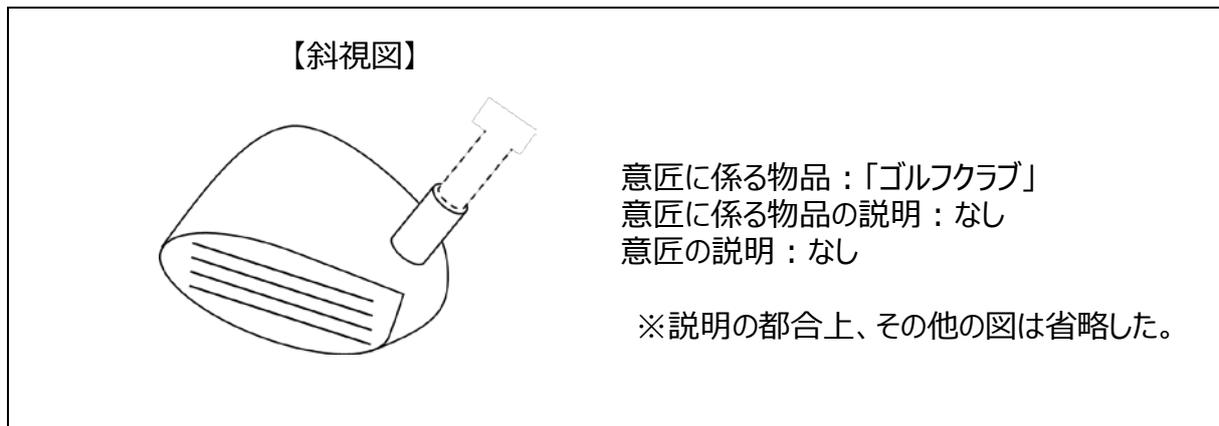
### 3.3.4 物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合

審査官は、願書に添付された図面等に、意匠登録を受けようとする物品等の一部のみが表されており、他の図と同一又は対称であることを理由に省略する旨の記載のない場合であっても、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、意匠登録を受けようとする部分の形状等、物品全体に占める位置、大きさ、範囲並びに「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明確な場合は、意匠が具体的であると判断する。



### 3.3.5 「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合

審査官は、「その他の部分」が一部しか示されていない場合であっても、物品の性質に照らし、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合は、意匠が具体的であると判断する。



## 4. 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、同一のものを複数製造したり、建築したり、作成することができるものに限られる。

なお、例えば、農具は農業に使用するものであるが、農具そのものは工業的技術を利用して複数製造し得るものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

審査官は、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、当該部分が工業上利用することができるものであるか否かを判断するのではなく、出願された意匠の意匠に係る物品等全体が、本要件を満たすものであるか否かを判断する。

## (1) 工業上利用することができることについて

物品の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数製造し得ることをいう。

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

画像の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数作成（物品の意匠の場合の「製造」に該当）し得ることをいう。

なお、いずれの意匠の場合も、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

## (2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

### ①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

### ②純粋美術の分野に属する著作物

純粋美術の分野に属する著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

# 改訂意匠審査基準（案）

第Ⅲ部 意匠登録の要件 第2章 新規性・創作非容易性

第2節「創作非容易性」関連部分 及び

第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」関連部分

## 第2節 創作非容易性

---

### 1. 概要

---

意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定している。

当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業の発展に役立たず、かえってその妨げとなるからである。

審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行う。

この節では、出願された意匠の創作非容易性について、審査官がどのように判断するかを取り扱う。

### 2. 創作非容易性の判断主体

---

審査官は、出願された意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。

当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

### 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

---

意匠法第3条第2項は、意匠登録出願前に、当業者が公知となった（注）形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については意匠登録を受けることができないと規定している。

よって、審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。

また、審査官は上記の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて、改変が加えられている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変に過ぎない場合は、なおも創作容易な意匠であると判断する（本節 4.2 ありふれた手法と軽微な改変参照）。

ただし、当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して判断する（本節 4.3「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」参照）。

また、出願された意匠が、物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、その創作非容易性の判断にあたり、「意匠登録を受けようとする部分」の形状等や、用途及び機能を考慮するとともに、「意匠登録を受けようとする部分」を、当該物品等の全体の形状等の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとって容易であるか否かについても考慮して判断する。

（注）ここでいう、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ことをいう。

（画像の意匠については第IV部第1章「画像の意匠」、建築物の意匠については同第2章「建築物の意匠」、内装の意匠については同第4章「内装の意匠」参照）

※ [創作非容易性の判断に係る参考裁判例リンク先（意匠審査便覧備考 参考裁判例）](#)

## 4. 創作非容易性の具体的な判断

---

### 4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料

---

審査官は、以下の資料を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（形状等）又は画像

形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が刊行物等に記載される場合は、それ自体単独で表されることはほとんどなく、物品等と一体的な状態で表されることが多い。創作非容易性の判断においては、このような場合でも、形状等又は画像が具体的に識別できる場合は、審査官は、これらの構成要素を、創作非容易性の判断の基礎とすることができる。

また、上記の資料には、形状等又は画像が、物品等と一体となった意匠も含まれる。

なお、審査官が創作非容易性の判断の基礎とする資料は、出願された意匠と同一又は類似の分野に限られない。

## 4.2 ありふれた手法と軽微な改変

---

### 4.2.1 ありふれた手法の例

---

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの物品分野に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 置き換え (→5.1)

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め (→5.2)

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 一部の構成の単なる削除 (→5.3)

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

(d) 配置の変更 (→5.4)

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(e) 構成比率の変更 (→5.5)

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(f) 連続する単位の数の増減 (→5.6)

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用 (→5.7)

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

### 4.2.2 軽微な改変の例

---

審査官は、上記 4.2.1 の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的な態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取

- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

#### 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

---

審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。

ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。

### 5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示

---

#### 5.1 出願前に公知となった構成要素や具体的態様等の提示

---

(1) 公然知られた形状等、画像又は意匠、(2) 頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合には、当該意匠が記載された刊行物の書誌事項及び当該意匠の掲載ページ等を拒絶理由通知書に記載して意匠登録出願人に当該意匠を提示することが必要である。

一方、広く知られた形状等、画像又は意匠を創作非容易性の判断の基礎となる資料とする場合については、証拠の提示を要さない。

#### 5.2 当該分野においてありふれた手法等であることの提示

---

審査官は、意匠法第3条第2項の規定により拒絶の理由を通知する場合、原則、出願された意匠の創作の手法が、当該分野におけるありふれた手法や、軽微な改変などにすぎないものであることを示す具体的な事実を出願人に提示することが必要である。

一方、その手法が当該分野においてありふれたものであることや、軽微な改変等に過ぎないことが、審査官にとって顕著な事実と認められる場合、例えば、玩具の物品分野において、本物の自動車の形状等をほとんどそのまま自動車おもちゃの意匠に転用するという手法等の場合には、必ずしもその提示を要さない。

## 6. 創作容易な意匠の事例

以下に示す各事例は、いずれも新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

### 6.1 置き換えの意匠

#### 【事例1】「なべ」

公知のなべの蓋を、ほとんどそのまま他のなべ用蓋に置き換えて表したにすぎない意匠



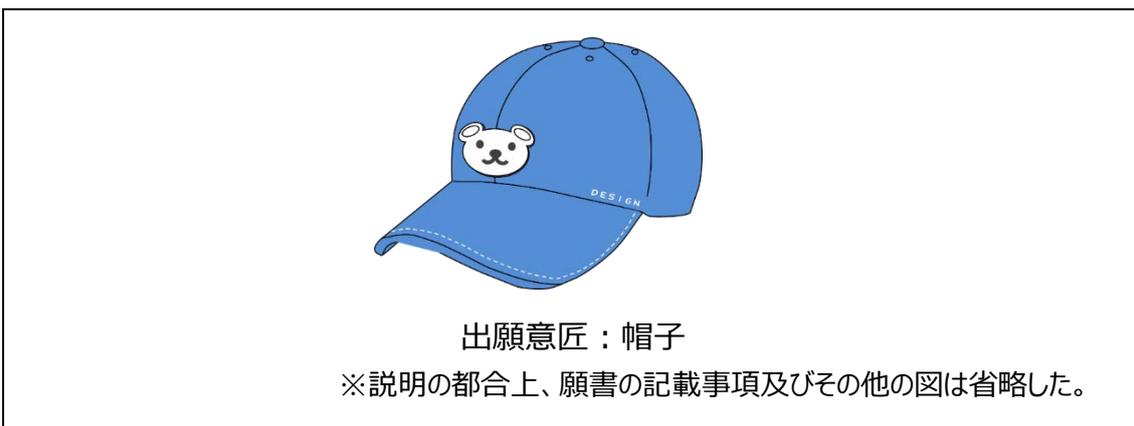
(注) 本事例は、なべの分野において、蓋部を他のなべ用蓋に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 【事例2】「帽子」

公知の帽子のワッペン部を、他のワッペンに置き換えて表したにすぎない意匠



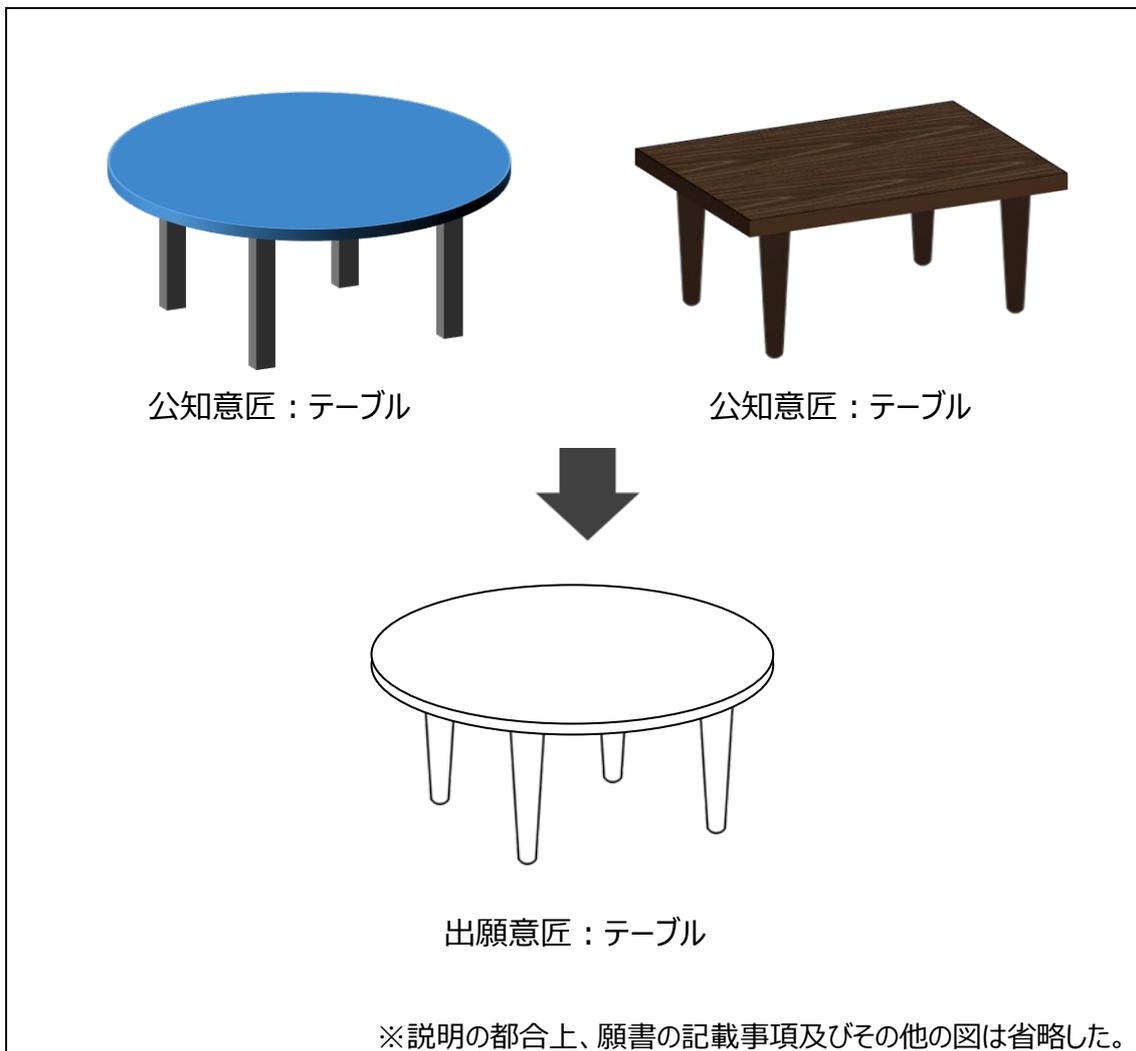
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が帽子本体及びワッペンの色彩を変更したものである場合であっても、当該変更が帽子の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記各事例は、いずれも帽子の分野において、ワッペン部を他のワッペンに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例3】「テーブル」

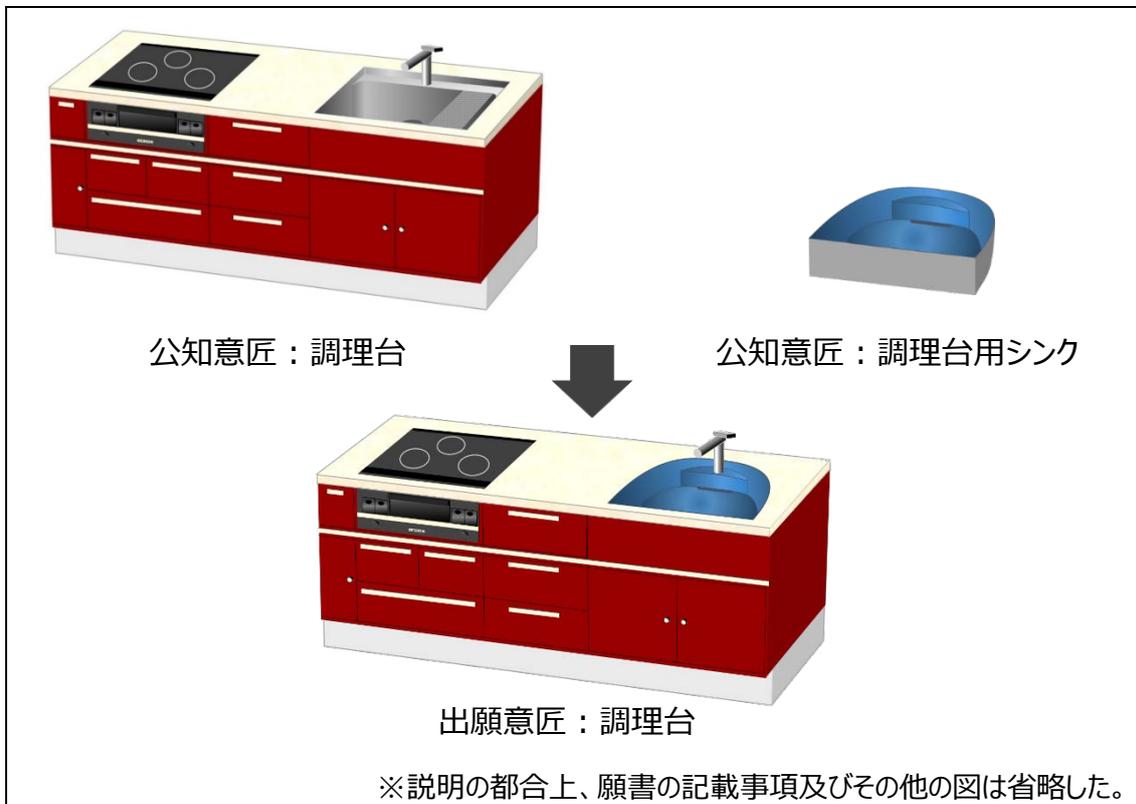
公知のテーブルの脚部を、他のテーブルの脚にほとんどそのまま置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、テーブルの分野において、脚部を他の脚に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

#### 【事例4】「調理台」

公知の調理台に、軽微な改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えつつ、コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠



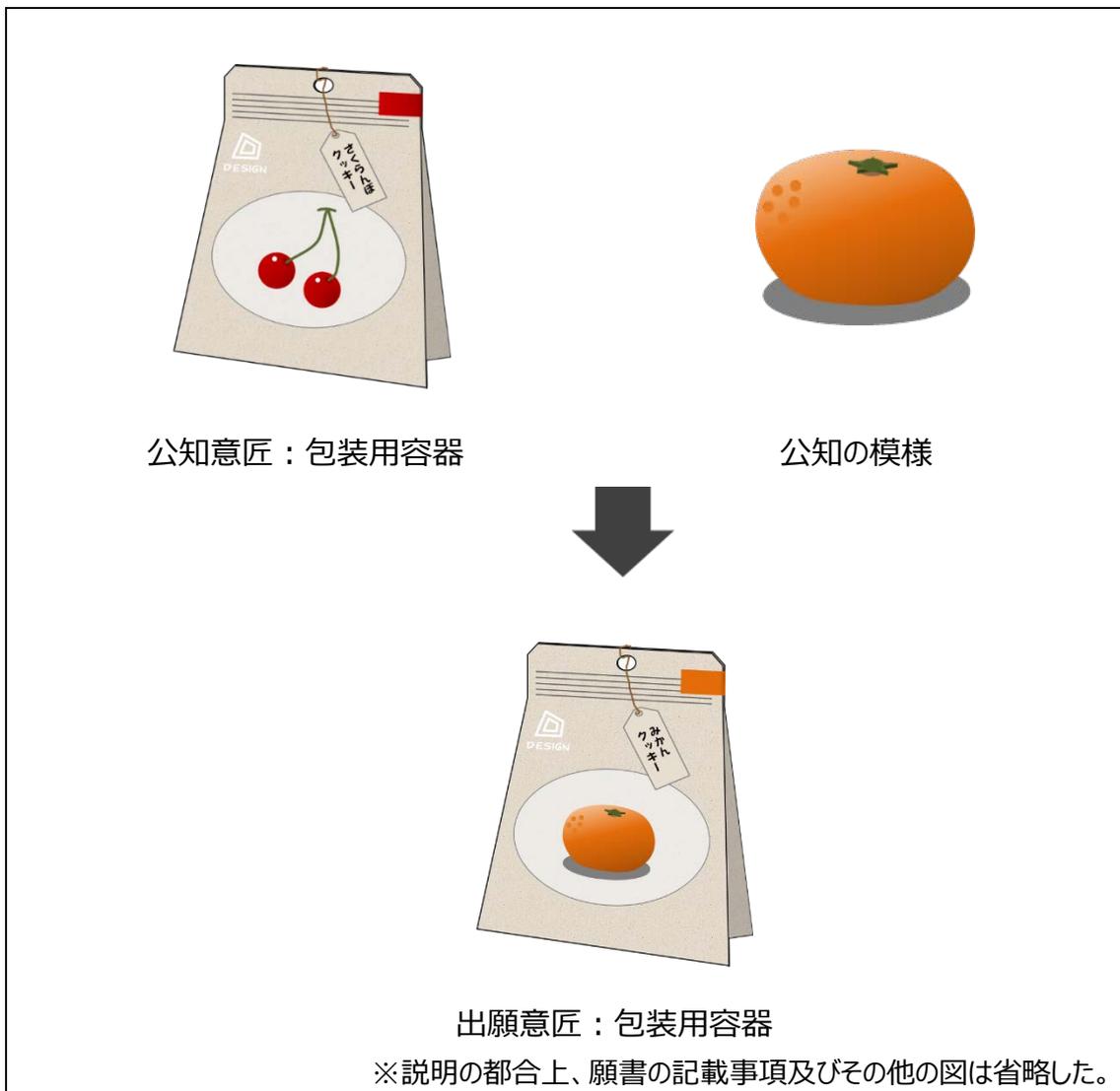
なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が扉部の色彩を変更したものである場合であっても、当該色彩の変更が調理台の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該色彩の変更を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。



(注) 上記の各事例は、いずれも調理台の分野において、シンク部を他の調理台用シンクに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 【事例5】「包装用容器」

公知の包装用容器の模様部を、他の模様に置き換えて表したにすぎない意匠

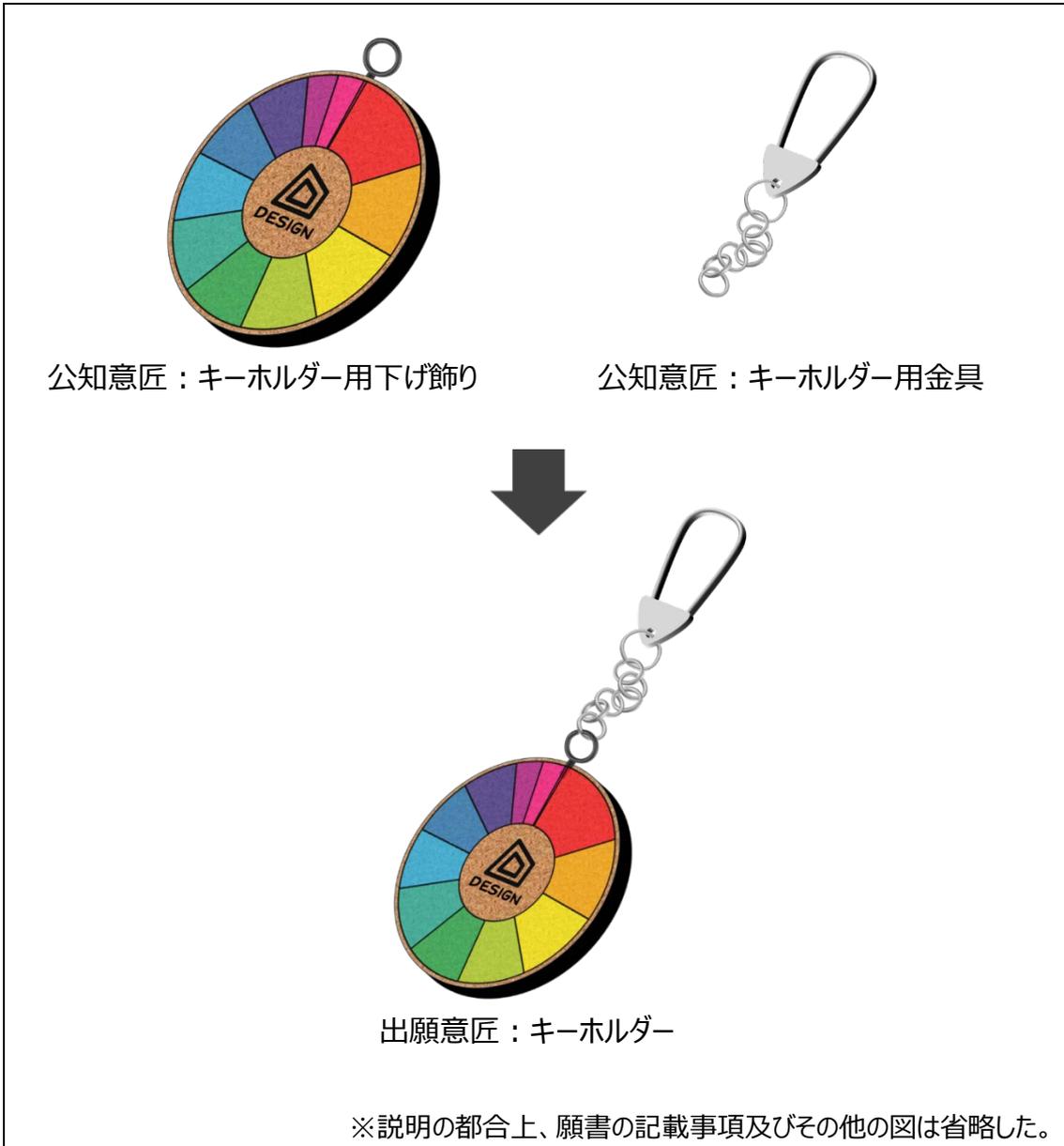


(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、前面の模様部を他の模様に置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 6.2 寄せ集めの意匠

### 【事例 1】「キーホルダー」

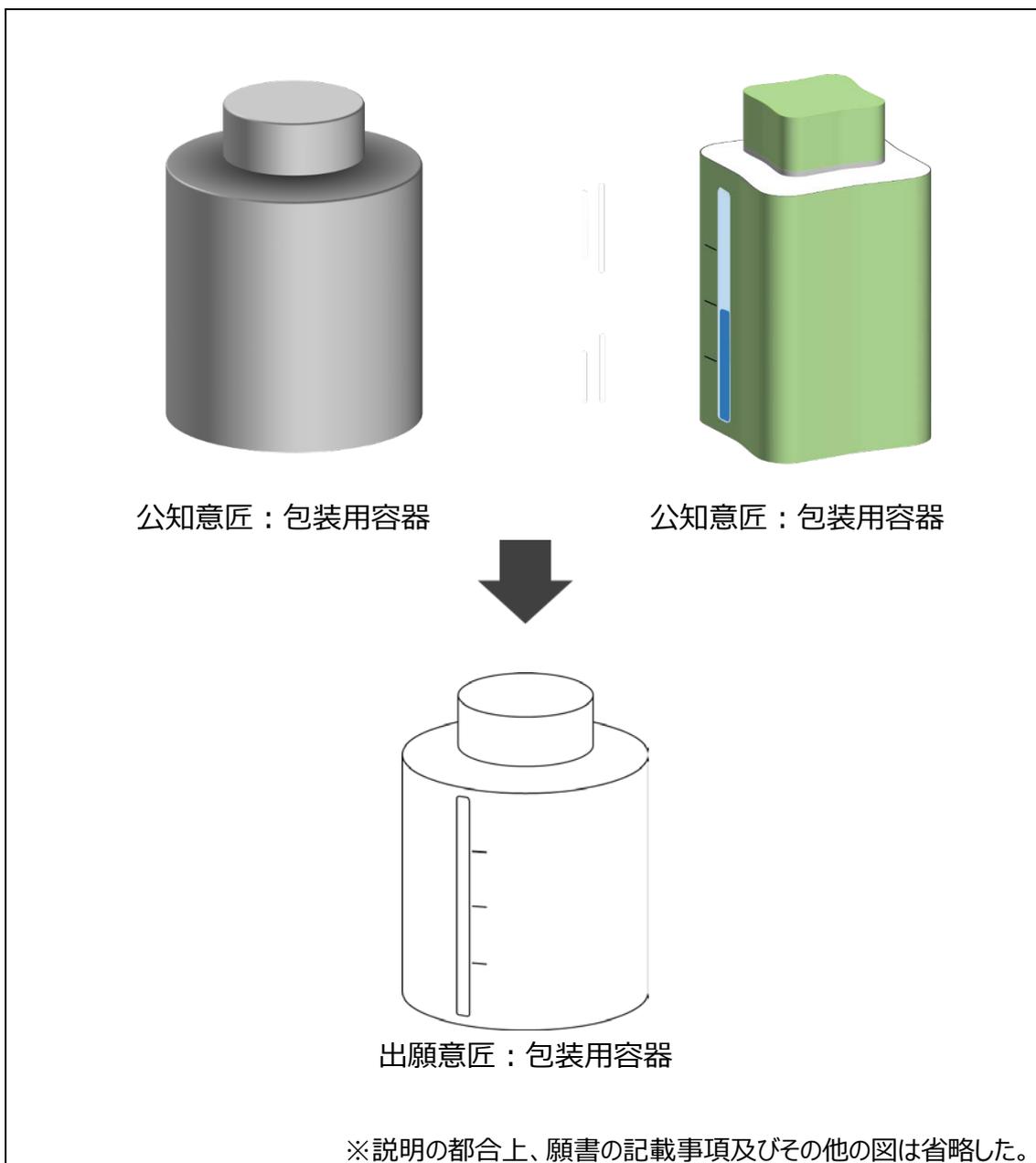
公知のキーホルダー用下げ飾りとキーホルダー用金具を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、キーホルダーの分野において、キーホルダー用下げ飾りと、キーホルダー用金具とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 【事例2】「包装用容器」

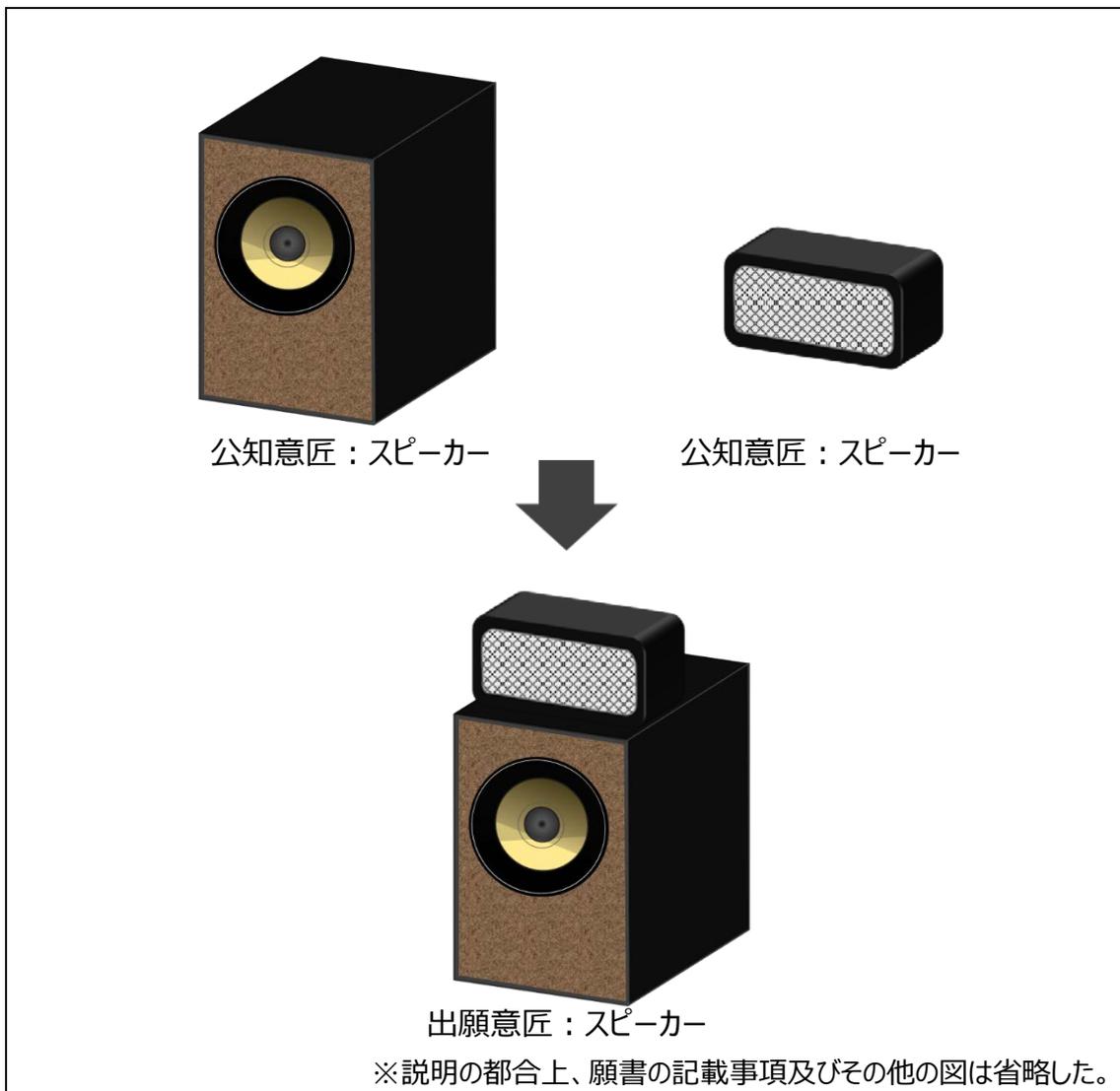
公知の包装用容器と、公知の包装用容器の窓部を寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、包装用容器の分野において、包装用容器と包装用容器の窓部とを寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例3】「スピーカーボックス」

公知のスピーカーを寄せ集めて表したにすぎない意匠

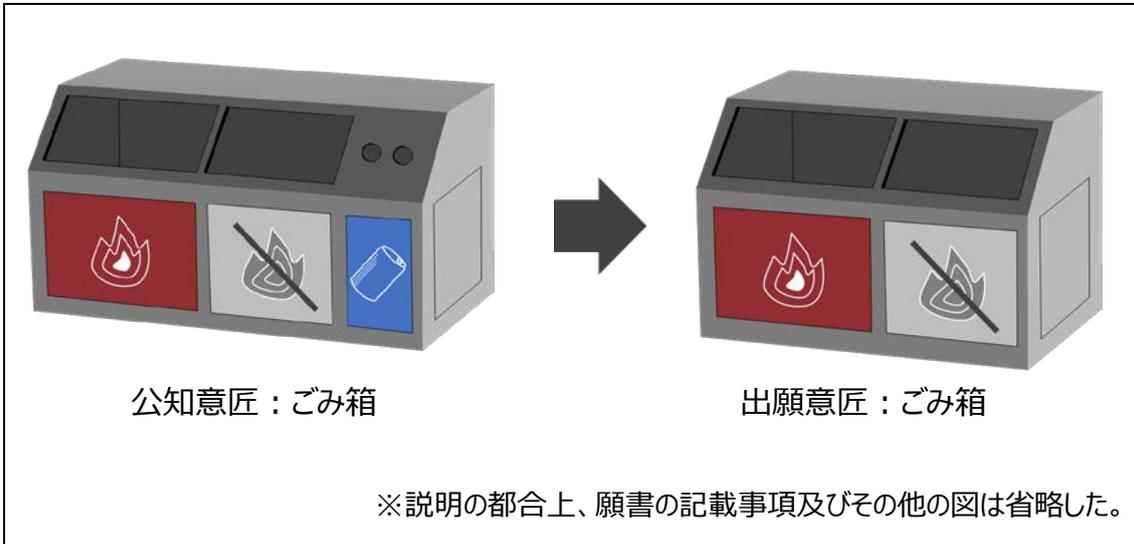


(注) 上記事例は、スピーカーの分野において、複数のスピーカーを寄せ集めて一つのスピーカーボックスとすることがありふれた手法であり、かつ、略直方体形状のスピーカーの上面前方寄りの位置に、同じ幅のスピーカーを重ねて載置する配置も一般的に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

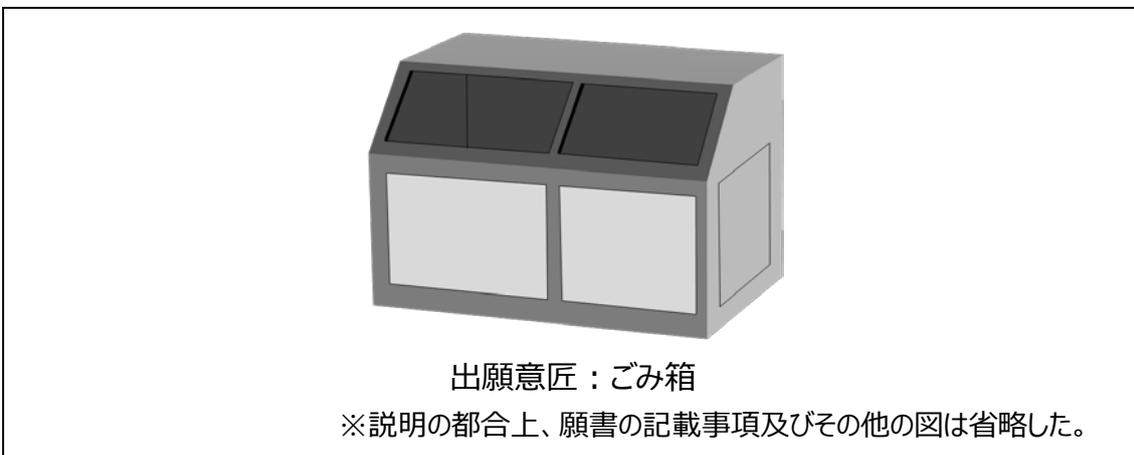
### 6.3 一部の構成の単なる削除による意匠

#### 【事例】「ごみ箱」

公知のごみ箱の一部の構成を削除して表したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が模様等を削除したものである場合であっても、当該改変がごみ箱の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

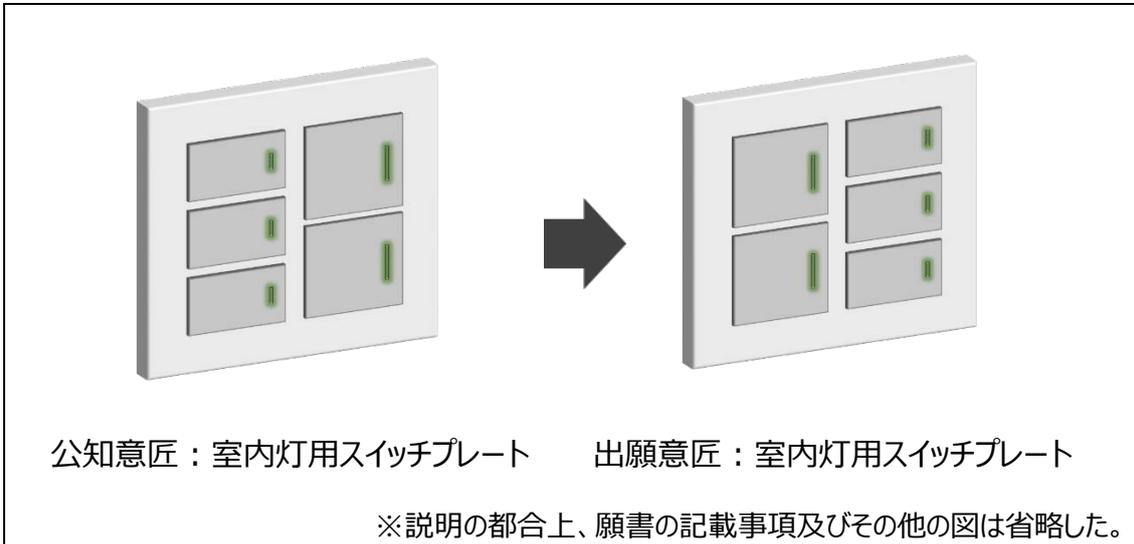


(注) 上記各事例は、いずれもごみ箱の分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 6.4 配置の変更による意匠

### 【事例】「室内灯用スイッチプレート」

公知の室内灯用スイッチプレートのボタンの配置を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が角部を隅丸状に改変したものであっても、当該改変が室内灯用スイッチプレートの分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

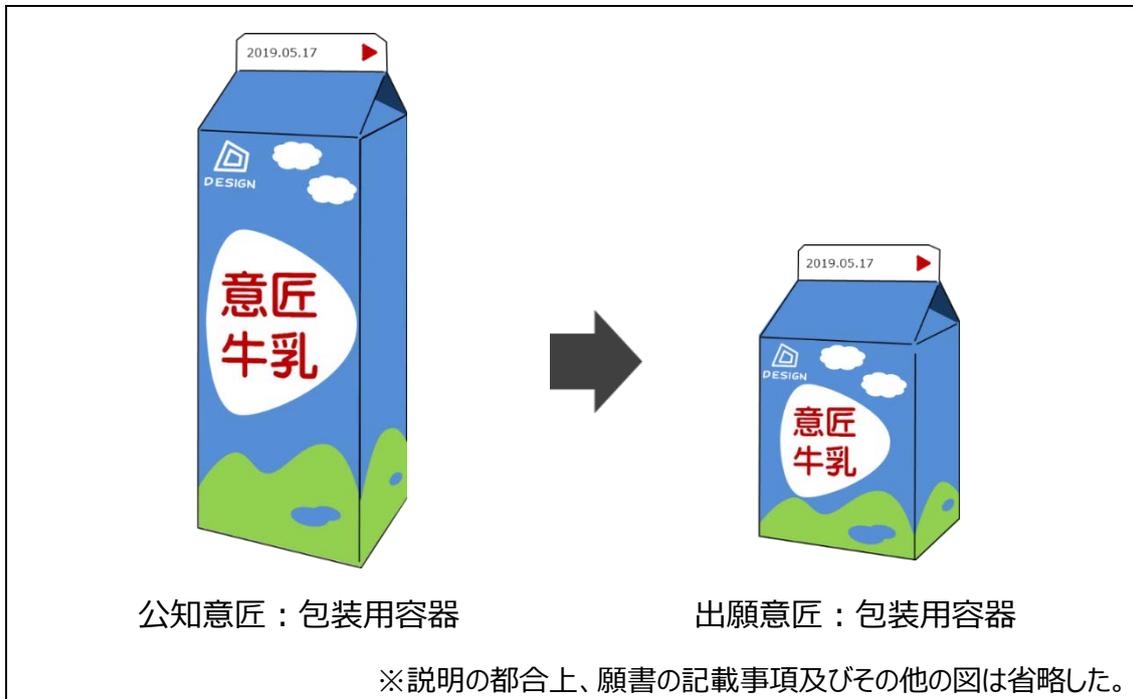


(注) 上記の各事例は、いずれも室内用スイッチプレートの分野において、ボタンの配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 6.5 構成比率の変更による意匠

### 【事例】「包装用容器」

公知の包装用容器の構成比率を変更したにすぎない意匠



なお、上記事例について、以下の例のように、出願意匠が一部の区画の色彩を変更したものであっても、当該変更が包装用容器の分野における軽微な改変と判断される場合は、審査官は、当該改変を創作非容易性の判断において評価せず、創作容易な意匠であると判断する。

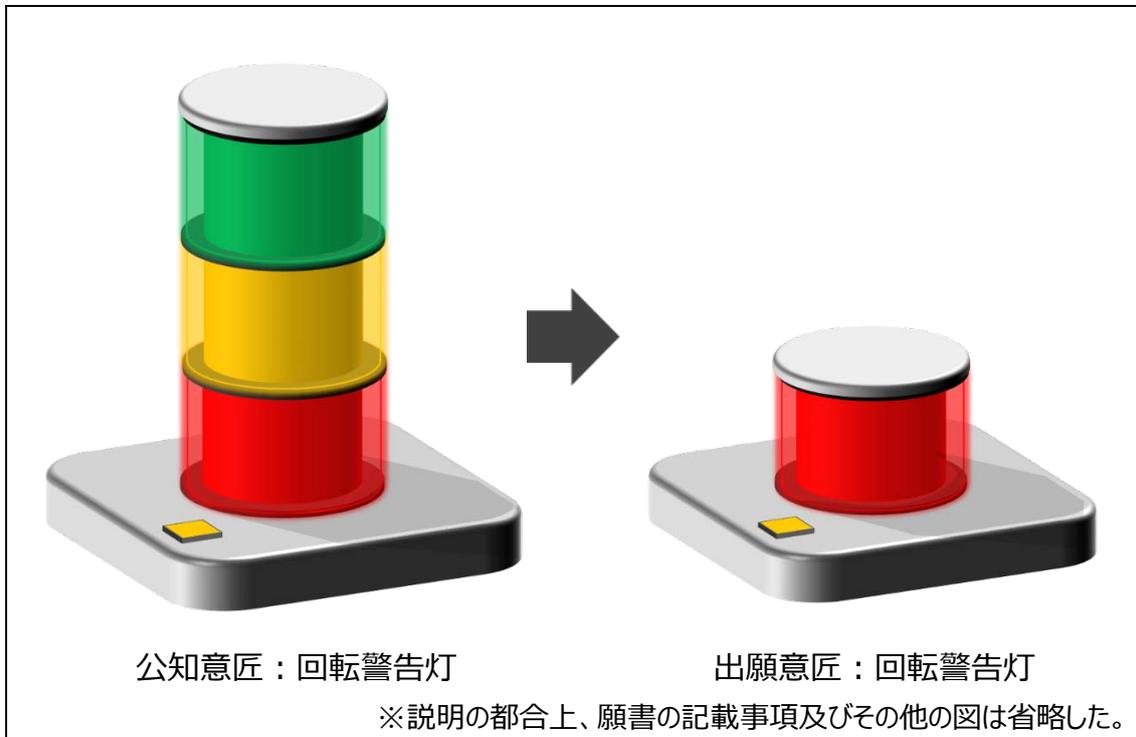


(注) 上記の各事例は、いずれも包装用容器の分野において、構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 6.6 連続する単位の数の増減による意匠

### 【事例】「回転警告灯」

公知の回転警告灯を、ほとんどそのまま、段数を減らして表したにすぎない意匠

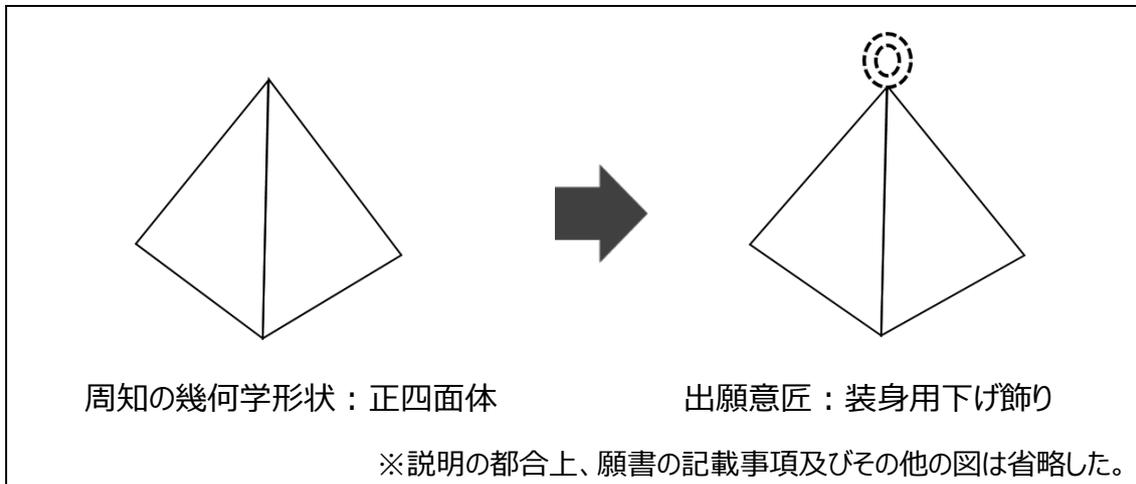


(注) 上記事例は、回転警告灯の分野において、灯部の段数を減らし1段のものとすることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

### 【事例1】公知の形状等に基づく意匠の例「装身用下げ飾り」

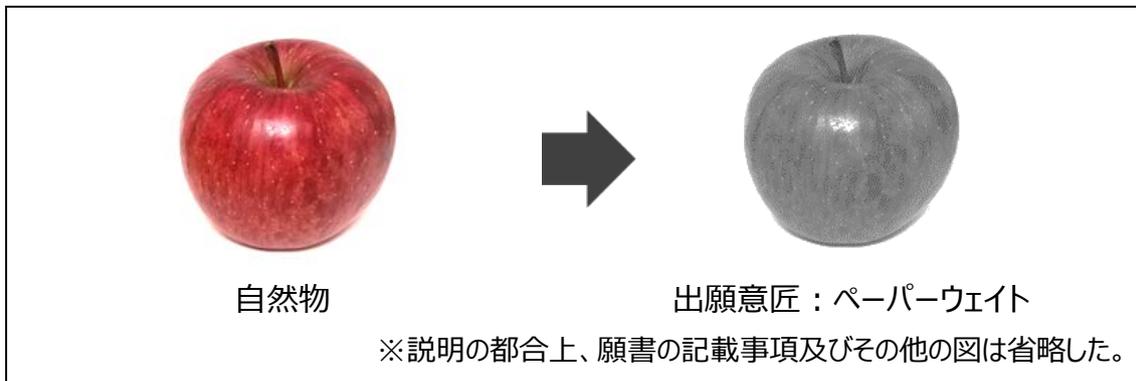
周知の幾何学形状を、装身用下げ飾りとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、装身用下げ飾りの分野において、その形状を周知の幾何学形状とすることがありふれた手法であり、かつ、金具部の配置も一般的に見受けられるものであることに加え、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例2】自然物（動物、植物又は鉱物）の例「ペーパーウェイト」

自然物を、ほとんどそのままペーパーウェイトとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、ペーパーウェイトの分野において、その形状等を自然物の形状等とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例3】著作物の例

・ロダンの彫刻「考える人」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

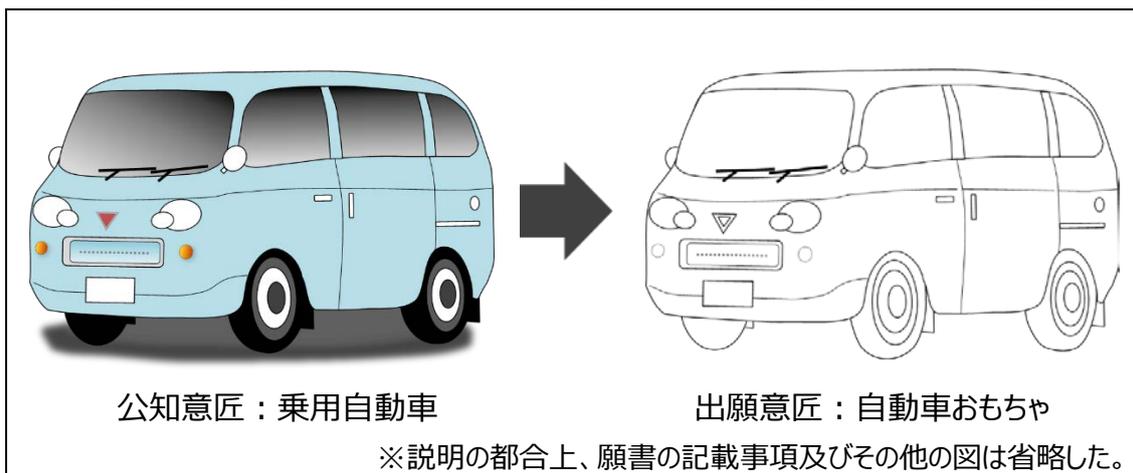
・レオナルド・ダ・ビンチの絵画「モナリザ」を、ほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠

#### 【事例4】建築物の例

- ・「エッフェル塔」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠
- ・「平等院鳳凰堂」の形状を、ほとんどそのまま置物として表したにすぎない意匠

#### 【事例5】「自動車おもちゃ」

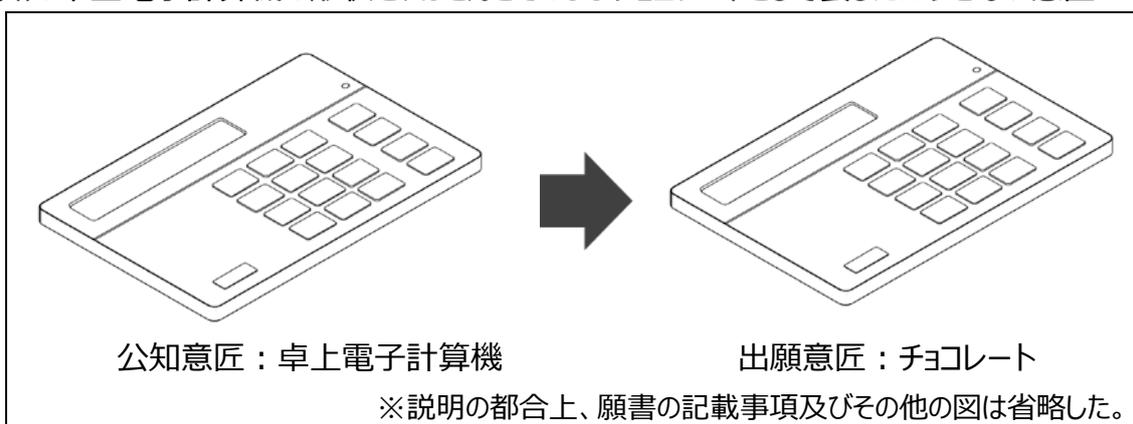
公知の乗用自動車の形状を、ほとんどそのまま自動車おもちゃとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、自動車おもちゃの分野において、その形状を公知の乗用自動車の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

#### 【事例6】「チョコレート」

公知の卓上電子計算機の形状を、ほとんどそのままチョコレートとして表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、チョコレートの分野において、その形状を公知の卓上電子計算機の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

## 第3節 新規性・創作非容易性の審査の留意事項

---

### 1. 新規性及び創作非容易性の規定の適用関係

---

審査官は、出願された意匠の新規性及び創作非容易性についての審査を行うに当たり、まず、新規性の要件を満たしているか否かの判断を行う。新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、創作非容易性の判断を行う。

第3条第2項が「前項各号に掲げるものを除く。」（注）と規定しているためである。

（注）「前項各号」（第3条第1項各号）は、新規性の要件を規定している。

### 2. 判断の根拠とする資料

---

新規性及び創作非容易性の判断の根拠とする資料は、意匠登録出願の前に、日本国内又は外国において、以下の2.1ないし2.3のいずれかに該当したものである。

意匠登録出願の前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮して行う。外国で公知になった場合については、日本時間に換算した時刻で比較して判断を行う。（国際意匠登録出願の場合については第○章参照）

#### 2.1 「頒布された刊行物に記載された」（第3条第1項第2号、第3条第2項）

---

「頒布された刊行物に記載された」とは、不特定の者が見得る状態に置かれた（注1）刊行物（注2）に記載されたことをいう。

（注1）現実に誰かが見たという事実を必要としない。

（注2）「刊行物」とは、公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

#### （1）刊行物に記載された意匠等

「刊行物に記載された意匠」（創作非容易性の判断の場合は「形状等又は画像」を含む。本項においては以下同じ。）とは、刊行物に記載されている事項及び刊行物に記載されているに等しい事項から把握される意匠をいう。

審査官は、これらの事項から把握される意匠を、刊行物に記載された意匠として認定する。

刊行物に記載されているに等しい事項とは、刊行物に記載されている事項から、本願の出願時のその意匠の属する分野の通常の知識に基づいて当業者が導き出せる事項をいう。

審査官は、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握することができない意匠を「引用意匠」とすることはできない。そのような意匠は、「刊行物に記載された意匠」とはいえないからである。

## (2) 頒布された時期の取扱い

### a 刊行物の頒布時期の推定

刊行物に発行時期が記載されているか		推定される頒布時期
記載されている(注)	発行の年のみが記載されているとき	その年の末日の終了時
	発行の年月が記載されているとき	その年月の末日の終了時
	発行の年月日まで記載されているとき	その年月日の終了時
記載されていない	外国刊行物で国内受入れの時期が判明しているとき	その受入れの時期から、発行国から国内受入れまでに要する通常の間さかのぼった時期
	その刊行物につき、書評、抜粋、カタログ等を掲載した他の刊行物があるとき	当該他の刊行物の発行時期から推定されるその刊行物の頒布時期
	その刊行物につき、重版又は再版があり、これに初版の発行時期が記載されているとき	その記載されている初版の発行時期
	その他の適当な手掛かりがあるとき	その手掛かりから推定又は認定される頒布時期

(注) 刊行物に記載されている発行時期以外に、適当な手掛かりがある場合は、審査官は、その手掛かりから推定又は認定される頒布時期を、その刊行物の頒布時期と推定することができる。例えば、特許庁の審査資料として、当該刊行物を受け入れた日（受入印の日付）がある場合などがある。

b 意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合の取扱い

意匠登録出願の日と刊行物の発行日とが同日の場合、審査官は、刊行物の発行の時が意匠登録出願の時よりも前であることが明らかな場合のほかは、頒布時期を意匠登録出願の前であると取り扱わない。

## 2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」(第3条第1項第2号、第3条第2項)

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」とは、電気通信回線(注1)を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれた(注2)ウェブページ等(注3)に掲載されたことをいう。

(注1)「回線」とは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味する。一方向にしか情報を送信できない放送は、「回線」には含まれない。双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は、「回線」に該当する。

(注2)現実に誰かがアクセスしたという事実を必要としない。具体的には、以下の(i)及び(ii)の両方を満たすような場合は、公衆に利用可能となった(不特定の者が見得る状態に置かれた)ものといえる。

(i) インターネットにおいて、公知のウェブページ等からリンクをたどることで到達でき、検索エンジンに登録され、又はアドレス(URL)が公衆への情報伝達手段(例えば、広く一般的に知られている新聞、雑誌等)に載っていること。

(ii) 公衆からのアクセス制限がなされていないこと。

(注3)「ウェブページ等」とは、インターネット等において情報を掲載するものをいう。

「インターネット等」とは、インターネット、商用データベース、メーリングリスト等の電気通信回線を通じて情報を提供するものをいう。

### (1) ウェブページ等に掲載された意匠等

「ウェブページ等に掲載された意匠」(創作非容易性の判断の場合は「形状等又は画像」を含む。本項においては以下同じ。)とは、ウェブページ等に掲載されている事項及びウェブページ等に掲載されているに等しい事項から把握される意匠をいう。

審査官は、ウェブページ等に掲載された意匠を、2.1(1)に準じて認定する。ただし、その意匠を引用するためには、ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたことが必要である。

審査官は、公衆に利用可能となった時が出願前か否かを、引用しようとするウェブページ等に表示されている掲載時期に基づいて判断する(注4)。

(注 4) 掲載時期の記載がなく、又は年若しくは月の記載のみがあり、出願時との先後が不明である場合は、審査官は、掲載された情報に関してその掲載、保全等に権限及び責任を有する者から掲載時期についての証明を得て、掲載時期が出願時よりも前であれば、その情報を引用することができる。

## **(2) 掲載時期や掲載内容(ウェブページ等に掲載されている事項が掲載時期にその内容のとおりそのウェブページ等に掲載されていたか否か)に関する出願人からの反論**

- a 出願人から、表示された掲載時期及び掲載内容について、証拠に裏付けられておらず、単にウェブページ等による開示であるから疑わしいという内容のみの反論がなされた場合  
この場合は、具体的根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。
- b 出願人から具体的根拠を示しつつ反論がなされ、掲載時期又は掲載内容について疑義が生じた場合  
審査官は、その掲載、保全等に権限及び責任を有する者に問い合わせて掲載時期又は掲載内容についての確認を求める。その際、審査官はウェブページ等への掲載時期又は掲載内容についての証明書の発行を依頼する。  
出願人からの反論等を検討した結果、その疑義があるとの心証が変わらない場合は、審査官は、そのウェブページ等に掲載された形状等を引用しない。

### 2.3 「公然知られた」(第3条第1項第1号、第3条第2項)

---

「公然知られた」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られたことをいう(注)。  
「公然知られた」状態のうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、「広く知られた」という。

(注) 守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた場合は、「公然知られた」状態である。このことと、創作者又は出願人の秘密にする意思の有無とは関係しない。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅲ部 意匠登録の要件

### 第6章 「意匠登録を受けることができない意匠」関連部分

## 第 6 章 意匠登録を受けることができない意匠

---

### 1. 概要

---

意匠法第 5 条は、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たす意匠であっても、公の秩序、善良の風俗（以下この章において「公序良俗等」という。）を害するおそれがある意匠や、産業の発展を阻害するおそれがある意匠については、公益的な理由から、意匠登録を受けることができないことを規定したものである。

この章においては、審査官が、出願された意匠について、上記の意匠登録を受けることができない事由（以下この章において「不登録事由」という。）に該当するか否かの判断を、どのように行うかについて取り扱う。

### 2. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る基本的な考え方

---

出願された意匠が、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たすものであっても、意匠登録の査定の時点において、以下のいずれかに該当する場合は、審査官は、当該意匠が不登録事由に該当すると判断する。

- (1) 公序良俗に反する意匠（第 5 条第 1 号）
- (2) 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠（同第 2 号）
- (3) 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（同第 3 号）

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、審査官は上記（1）（第 5 条第 1 号）及び上記（2）（同第 2 号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、意匠に係る物品全体の形状等を判断の対象とする。他方、上記（3）（同第 3 号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

### 3. 不登録事由に該当するか否かの具体的な判断

---

#### 3.1 公の秩序を害するおそれがある意匠

---

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王

室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第 5 条第 1 号が規定する公の秩序を害するおそれがある意匠と判断する。

また、審査官は、出願人と何ら関係のない特定の人物の肖像や個人情報等を表した意匠についても同様に扱う。

ただし、審査官は、運動会風景中の万国旗等が表された意匠のように、特定の国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがないものである場合には、公の秩序を害するおそれがある意匠と判断しない。

### 3.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠

---

審査官は、健全な心身を有する人の道德観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等については、意匠法第 5 条第 1 号が規定する善良の風俗を害するおそれがあるものと判断する。

### 3.3 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

---

他人の周知・著名な商標や、これとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品等がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第 5 条第 2 号が規定する他人の業務に係る物品等と混同を生じるおそれがある意匠と判断する。

### 3.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

---

物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠は、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべき技術的思想の創作であるなど、意匠権として排他的独占権を付与するに適さないものである。

審査官は、出願された意匠が、例えば以下のいずれかの類型に該当する場合には、意匠法第 5 条第 3 号が規定する物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠と判断する。

(1) 物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる意匠

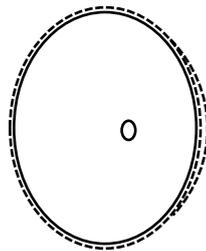
審査官は、出願された意匠が物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状（必然的形状）のみからなる意匠である場合には、意匠法第5条第3号に規定する物品の機能を確保するために不可欠な形状又は建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠に該当すると判断する。

審査官は、出願された意匠が必然的形状のみからなる意匠に該当するか否かについて、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能又は建築物の用途を体現している形状のみに着目して判断することとする。その際、特に次の点を考慮するものとする。

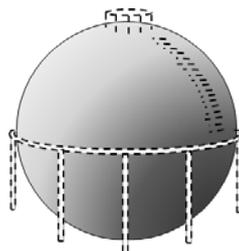
- (イ) その物品の機能又は建築物の用途を確保できる代替可能な形状が他に存在するか否か。
- (ロ) 必然的形状等以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

意匠登録を受けようとする意匠が必然的形状に該当するものの例

【事例1】「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



【事例2】「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



(2) 物品の互換性確保等のため又は建築物の用途等に照らして標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

審査官は、物品等の互換性の確保（技術的機能の確保を含む。）等のため、又は建築物の用途等に照らして、形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化等がなされた形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる

意匠についても、(1)の必然的形狀に準じて取り扱う。

審査官は、例えば以下の(イ)又は(ロ)に該当するものは、物品等の互換性確保等のために標準化された規格に該当すると判断する。

(イ) 公的な標準

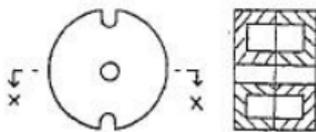
一般財団法人日本規格協会が策定する J I S 規格（日本産業規格）、I S O（国際標準化機構）が策定する I S O 規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(ロ) 事実上の標準（デファクト・スタンダード）

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品等の分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品等の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

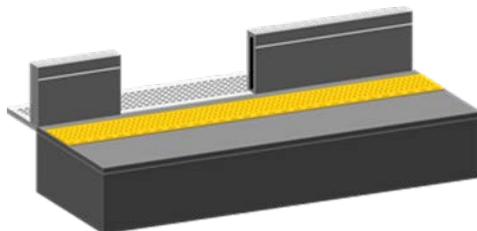
意匠登録を受けようとする意匠が準必然的形狀に該当するものの例

【事例 1】 公的な標準化機関により全体の形状が規格化された「磁心」の意匠



(例：JIS C2516 4.4 により規格化された磁心)

【事例 2】 公的な標準化機関により規格化された点字ブロックの部分のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「プラットフォーム」の意匠



ただし、意匠法第 5 条第 3 号の規定の適用は、形状等に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品等に限ることとする。したがって、例えば、事務用紙（紙の原紙寸法 JIS P 0202）、日用紙（封筒 JIS S 5502）等は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第 5 条第 3 号の規定は適用しない。

### (3) 画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

審査官は、画像の用途等に照らして必然的に定まる表示のみからなる意匠に加え、規格化又は標準化等がなされた表示により正確に再製せざるを得ない表示のみからなる意匠についても、意匠法第5条第3号に規定する画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当すると判断する。

#### 画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当するものの例

【事例1】 道路標識表示部分について意匠登録を受けようとする「道路標識用画像」の意匠



【事例2】 公的な標準化機関により規格化表示のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「自動車用状態表示画像」の意匠



(例：ISO 7000 により定められた機器に用いる図記号)

## 4. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、出願された意匠が不登録事由に該当することが明らかであるとの心証を得た場合は、出願された意匠が第5条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由通知を送付する。

出願人は、これに対して、手続補正書を提出して特許請求の範囲について補正をしたり、意見書により反論、釈明をしたりすることができる。補正や、反論、釈明により、出願された意匠が不登録事由に該当するものであることが明らかであるとの心証を、審査官が得られない状態になった

場合は、拒絶理由は解消する。

審査官は、心証が変わらない場合は、第 5 条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

### 第1章 「画像を含む意匠」 関連部分

## 第Ⅳ部 第1章 画像を含む意匠

---

### 1. 概要

---

意匠法においては、従来、物品のみを意匠法による保護の対象としていたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も意匠法による保護の対象とした。

当該意匠法の改正以前は、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきた。

したがって、令和元年の意匠法改正以降、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2通りがある。

- (1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法  
（以下、このような画像を「画像意匠」という。）
- (2) 物品等の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法  
（以下、このような画像を「物品等の部分に画像を含む意匠」という。）  
（以下、上記（1）及び（2）をまとめて、「画像を含む意匠」という。）

上記（1）は、画像が表示される機器を問わないものであり、上記（2）については、物品と一体的に創作された画像を保護するものである。

この章では、上記（1）及び（2）の画像それぞれについて、一般的な審査基準に加え、画像を含む意匠の審査をする上で考慮すべき事項についてまとめている。

### 2. 画像を含む意匠の審査における基本的な考え方

---

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、画像意匠や、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれに留意しなければならないことも多い。

このため、本章では、画像を含む意匠の審査に関する基礎的な事項の他、画像を含む意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載している。

本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照されたい。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、画像意匠であるか、物品等の部分に画像を含む意匠であるかを認定する。

これは、これらのいずれであるかによって、意匠法上の意匠に該当するための要件等が異なっているためである。

### 3. 意匠法の保護の対象となる画像

#### 3.1 画像意匠

画像意匠とは、その画像を表示する物品を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

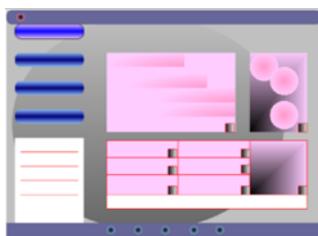
意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」  
(ウェブサイトの画像)

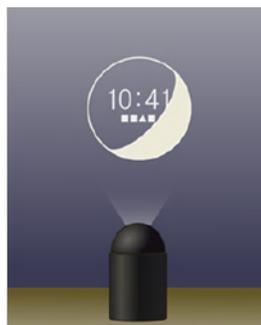


「アイコン用画像」  
(注) 操作ボタンを兼ねる場合

<表示画像に該当する画像の例>



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない、機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツのみからなる画像については、意匠法上の意匠と判断しない。

また、画像意匠として出願されたものが、意匠法上の画像意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に該当するものでなければならない。

よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「機器の操作の用に供される画像」にも、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

<意匠法上の画像意匠を構成しないものの例>



【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像  
【意匠に係る物品の説明】：この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。

※部分意匠であれば  
本要件を満たす



### 3.2 物品の部分に画像を含む意匠

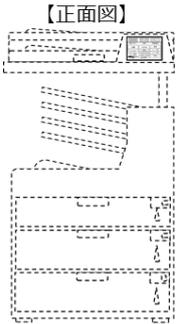
物品の部分に画像を含む意匠のうち、意匠法による保護の対象となるのは、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像

である。

- (1) 画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの  
(以下、「物品の機能を発揮するための操作画像」という。)
- (2) 画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの  
(以下、「物品の機能にとって必要な表示画像」という。)

＜物品の機能を発揮するための操作画像に該当するものの例＞

【正面図】



【表示部分拡大図】

白黒/カラー	100%	自動
フルカラー	自動	用紙選択
コピー濃度	141%	用紙 A4
	70%	用紙 A3
	他の濃度	手差し

【意匠に係る物品】複写機  
【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。  
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】

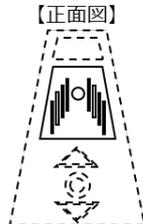


【意匠に係る物品】音楽再生機能付き電子計算機  
【意匠に係る物品の説明】正面図に表された画像は、選曲方法を選択するためのものである。  
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

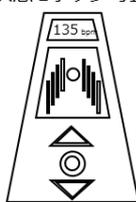
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜物品の機能にとって必要な画像の例＞

【正面図】



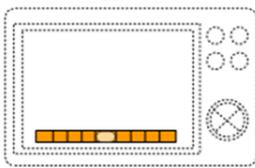
【使用状態を示す参考正面図】



【意匠に係る物品】電子メトロノーム  
【意匠に係る物品の説明】正面図上部の表示部に示された画像でメトロノームとしての機能を発揮する電子メトロノームである。上部の表示窓部には設定されたテンポが表示される。下方のボタンでテンポや表示の変更が可能である。  
【意匠の説明】実線で表した部分が意匠等を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【正面図】



【意匠に係る物品】デジタルカメラ  
【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラの傾きを検知する水準器機能を有するデジタルカメラである。正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

審査官は、上記（1）及び（2）のいずれにも該当しない 画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像については、物品等の部分に画像を含む意匠とは判断しない。

### 3.3 建築物の部分としての画像を含む意匠

令和元年意匠法改正以前、建築物は意匠法の保護対象ではなかったことから、建築物の部

分として画像を含む意匠についても意匠法による保護はなされていなかった。意匠法上、建築物の形状等と物品の形状等の扱いに違いがないことを考慮すると、建築物の部分としての画像を含む意匠についても、建築物に登録され、建築物の表示部に示された、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像である。

- （１）画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの  
（以下、「建築物の機能を発揮するための操作画像」という。）
- （２）画像を表示する建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの  
（以下、「建築物の機能にとって必要な表示画像」という。）

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない、建築物の機能を発揮するための操作の用に供されるものにも該当せず、また、建築物の機能を果たすために必要な表示を行うものにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツの画像等については、建築物の部分としての画像を含む意匠とは判断しない。

## 4. 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

---

画像意匠と、物品等の部分に画像を含む意匠とでは、願書及び図面等に記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、それぞれについて、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、願書及び願書に添付された図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

### 4.1 画像意匠の願書及び図面等

---

#### 4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

---

画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途が明確となるものを記載する。

#### <適切な記載の例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像 など・・・

<画像用の部品等である場合の適切な記載の例>

インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など……

なお、上記の「～用画像」を「～用 G U I」と記載した場合も適切な記載と取り扱う。

#### 4.1.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

画像意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。

操作画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合は、この点を明らかにするための説明を記載する。

#### 4.1.3 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 ●.●」を参照されたい。

なお、形状等が変化する画像を含む意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

#### 4.1.4 図面等の記載

画像意匠について保護を受けようとする場合は、画像が平面的なものである場合は【画像図】を用いて意匠登録を受けようとする画像を表す。画像が立体的なものである場合は、【画像正面図】、【画像平面図】、【画像左側面図】等【画像○○図】を用い、意匠登録を受けようとする画像を表す。また、画像意匠全体ではなく画像の一部について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の画像全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。

なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

<平面的な画像の出願例>

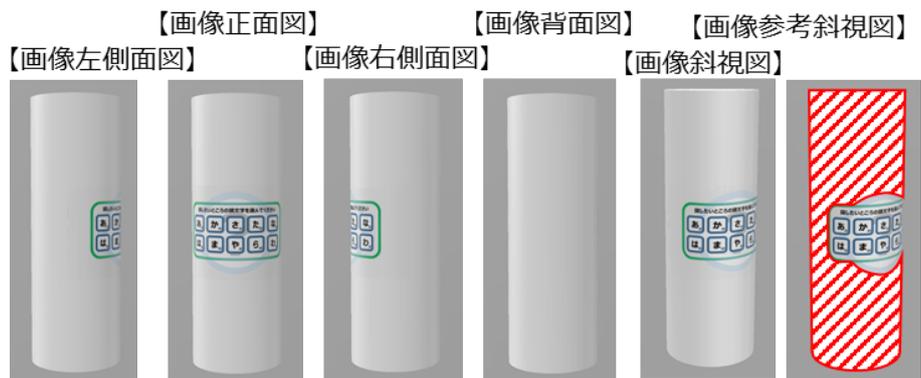
【画像図】



【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像  
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

<立体的な画像の出願例>



【画像展開図】



【画像参考展開図】



【意匠に係る物品】 案内用画像  
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像左側面図】及び【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】において赤色ハッチングを施した箇所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

## 4.2 物品等の部分に画像を含む意匠の願書及び図面等

---

### 4.2.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

---

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その画像が表示されている物品の名称又は建築物の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載する。

具体的な記載方法については、物品の意匠又は建築物の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、物品については「第Ⅱ部第2章 意匠ごとの出願 ●.●」、建築物については、「第Ⅳ部第2章 建築物の意匠 ●.●」を参照されたい。

なお、付加機能を有する電子計算機の場合には、「○○機能付き電子計算機」（注）と記載する。

（注）この場合の「○○機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品に相当する機能であり、例えば、「カメラ機能付き電子計算機」のように、用途及び機能が明確な一つの物品の機能と同等の一の機能を記載する。

### 4.2.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

---

物品等の部分に画像を含む意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、その物品等の使用の目的、使用の状態等が分からない場合は、それらの理解を助けることができるような説明を、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

物品の機能を発揮するための操作画像又は建築物の機能を発揮するための操作画像として保護を受けようとする場合であって、図面等のみではその物品又は建築物のどのような機能を発揮できる状態にする操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

物品の機能にとって必要な表示画像又は建築物の機能にとって必要な表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面等のみでは物品又は建築物のどのような用途及び機能を果たすために必要な表示を行う画像であるかが明らかでない場合、又は、画像の用途及び機能が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

### 4.2.3 「意匠の説明」の欄の記載

---

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 3. 「意匠が具体的なものであること」」を参照されたい。

なお、形状等が変化する物品等の部分に画像を含む意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

#### 4.2.4 図面等の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について保護を受けようとする場合は、図面には【正面図】、【平面図】、【左側面図】等を用いつつ物品又は建築物を表し、部分意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。なお、部分意匠の意匠登録を特定するために必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

表示部を含め織物地のように平面的なものである場合は、物品を【表面図】及び【裏面図】としてもよい。

また、【画像図】又は【画像正面図】等の【画像○○図】は、物品を離れた画像自体を表す図として用いられることから、これらの図については物品等の部分に画像を含む意匠を表すためには用いない。

### 5. 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、画像を含む意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、「第Ⅱ部第2章 意匠ごとの出願」を参照されたい。

審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、一意匠とした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の画像の用途、建築物の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の画像を表した場合  
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合や、変化する画像等として一意匠と認められる場合を除く。

ただし、審査官は、画像を含む意匠の一意匠一出願の要件の判断においては、画像の性質を踏まえ、以下の各点を考慮して判断する。

## 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方

---

### 5.1.1 画像意匠の場合

---

審査官は、画像意匠の意匠登録出願において、例えば二以上の異なる画像の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、当該二以上の用途が同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、それら複合的な用途を持つ画像と認定し、意匠ごとにした出願と扱う。

### 5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠の場合

---

審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠であって、「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品等を並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

なお、付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したのも、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りではない。

## 5.2 図面等の記載における一意匠の考え方

---

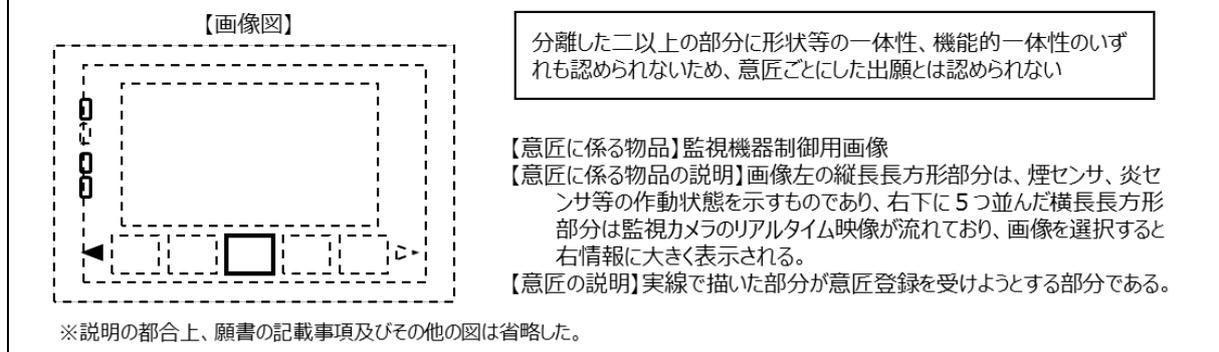
### 5.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例

---

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 一の意匠登録出願の図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合
- (2) 画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

＜二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている画像の例＞



5.2.2 図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断における考え方

図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断は、一般的な判断手法を記載した、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」2.1「二以上の物品を表したものであるか否かの判断」における（1）「二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の①及び②に準じて判断を行う。

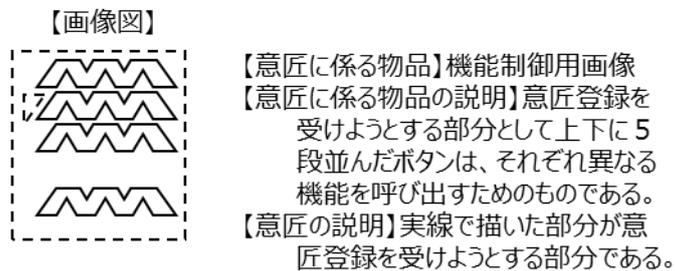
5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」

審査官は、以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

（1）形状等の一体性が認められる場合

分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる図形から構成される場合や、一組となる図形から構成される場合のように、関連性をもって創作されるものは、形状等の一体性が認められる。

<形状等の一体性が認められるものの例>

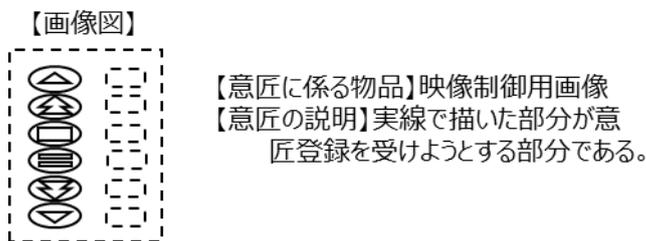


※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすために一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

<機能的な一体性が認められるものの例>



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

#### 5.2.4 変化する画像

一つの出願に複数の画像が表されている場合であっても、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付された図面等の内容から、以下のいずれの要件も満たすものであると認められる場合には、審査官は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠と取り扱う。

- (1) 同一の機能のためのものであること (→5.2.4.1)
- (2) 形状等の関連性があること (→5.2.4.2)

例えば、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表されている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像のうち、上

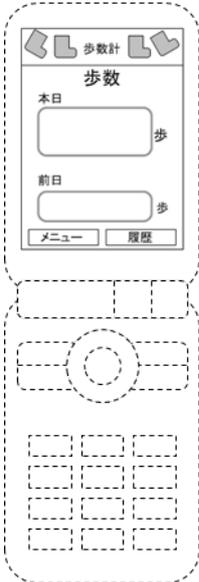
記のいずれにも該当する画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱う。

#### 5.2.4.1 同一の機能のためのものであること

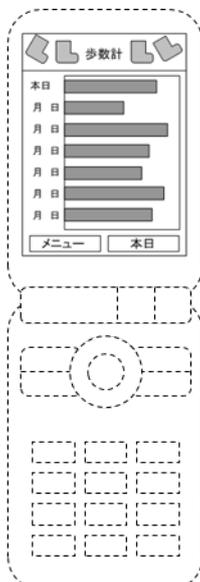
複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、「意匠に係る物品の説明」等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、同一の機能のための画像であると認められなければならない。

＜複数の画像を一意匠と判断するものの例 1＞

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



いずれも、歩数表示機能のための画像である。

【意匠に係る物品】携帯電話機  
【意匠に係る物品の説明】(略) 本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。  
(注) 本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、形状等の関連性が認められるものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

審査官は、一の機能のために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、同一機能のための画像と判断する。

例えば、銀行の A T M における振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、同一機能のための画像と認められる。

## <複数の画像を一意匠と判断するものの例 2 >



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図 1～4 に表された画像は、振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形状等の関連性が認められるものである。

### 5.2.4.2 形状等の関連性があること

複数の画像を含んだ状態で一意匠と認められるためには、変化の前後の画像について、図形等の共通性による形状等の関連性が認められなければならない。

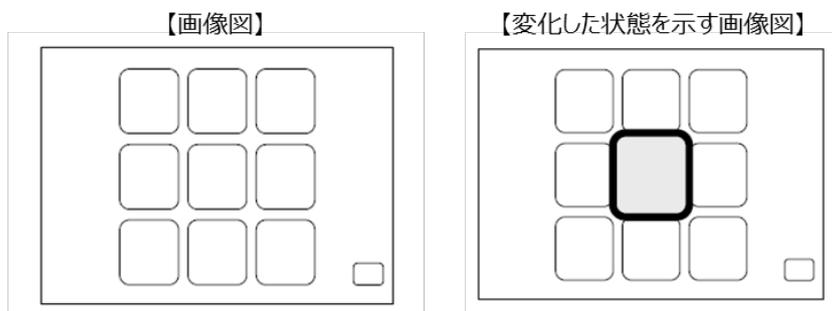
三以上の画像を含む意匠の場合は、形状等の関連性の有無の判断は、直前直後の画像について行う。

画像の一部について意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願については、意匠登録を受けようとする部分について、変化の前後の画像に、図形等の共通性による形状等の関連性が認められなければならない。

#### (1) 図形等の移動等

図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 3 >

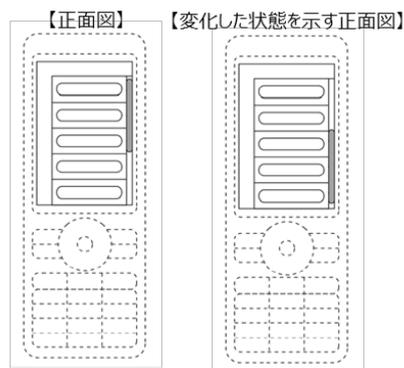


【意匠に係る物品】入退室管理用画像

【意匠の説明】（略）変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 4 >

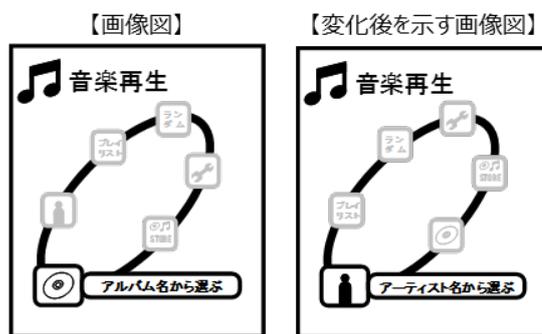


【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 5 >



【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

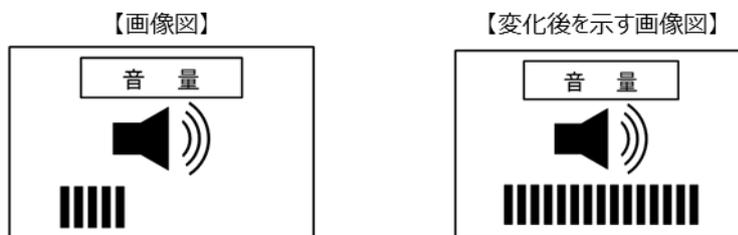
【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を選択するために用いる。それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(2) 同一の図形等の増減

同一の図形等が、画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 6 >



【意匠に係る物品】音量制御用画像

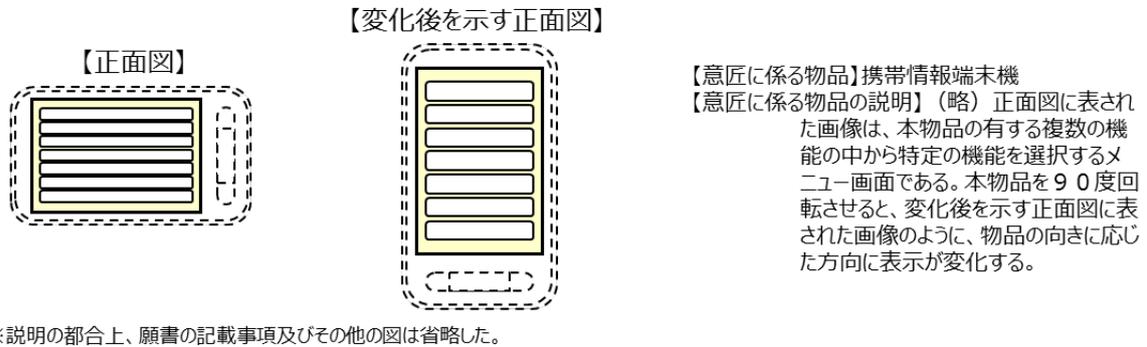
【意匠に係る物品の説明】（略）表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3) 画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等が、それ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 7 >



(4) 画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に移るもの。変化の最初と最後では図形等の形状等が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 8 >



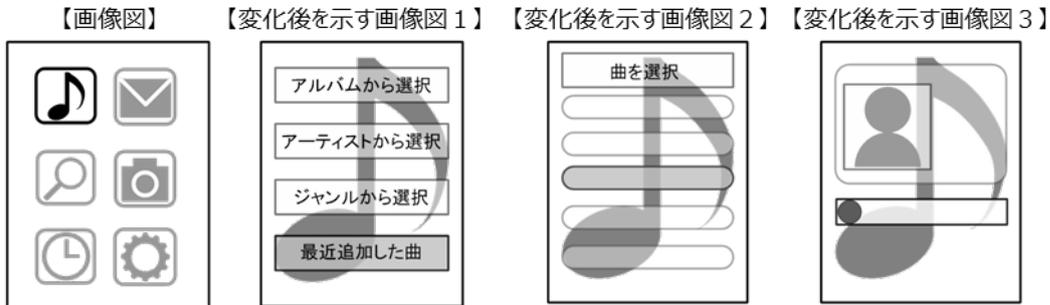
【意匠に係る物品】機能選択用画像  
 【意匠に係る物品の説明】(略) 表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。変化後を示す画像図 4 に表された画像は、音楽再生機能のための画像で、再生するアルバムを選択する操作を行う。変化後を示す画像図 2 から変化後を示す画像図 4 は、画像に表されたメニュー画面の中から、音楽再生用アイコンを選択した際の画像の変化を表したものであり、メニュー画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(5) 共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 9 >



【意匠に係る物品】機能選択用画像

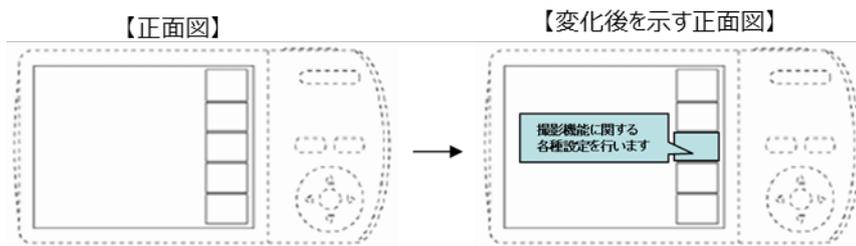
【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。画像中のアイコンを選択することにより、音楽再生機能のための画像へ遷移し、再生する音楽を選択する操作を順次行う。変化後を示す画像図 3 は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(6) 追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウィンドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。)

<複数の画像を一意匠と判断するものの例 10 >



【意匠に係る物品】携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

5.2.4.3 一意匠と取り扱わないものの例

異なる機能のための複数の画像や、形状等の関連性の認められない複数の画像については、こ

れら複数の画像を一の意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、意匠法第7条の要件を満たさないものと認められる。なお、一意匠として認められない画像を表す図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

### (1) 異なる機能のための複数の画像

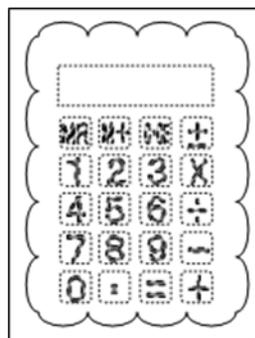
異なる機能のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

＜異なる機能のためのものであることから、複数の画像が一意匠として認められない例1＞

【画像図】



【変化後を示す画像図】



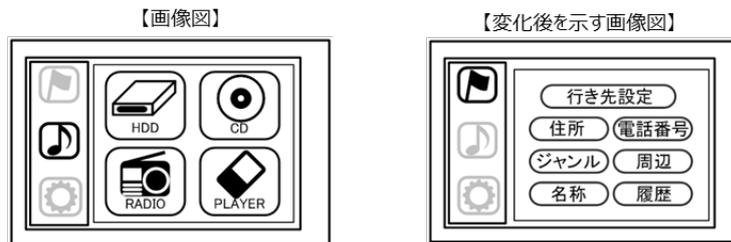
【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

＜異なる機能のためのものであることから、複数の画像が一意匠として認められない例 2＞



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、物品の同一機能のための画像とは認められない。

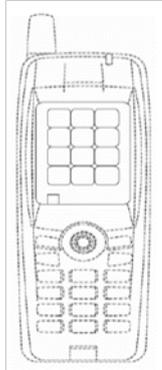
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## （2）形状等の関連性がない複数の画像

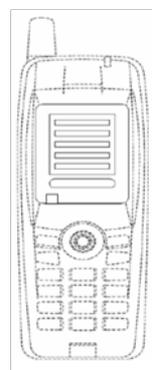
変化の前後の画像の図形等に共通性がない（又は共通性が極めて小さい）場合等、変化の前後の画像の形状等にまとまりがない場合には、形状等の関連性が認められず、一意匠とは認められない。

<形状等の関連性がないことから、複数の画像が一意匠として認められない例 1 >

【正面図】



【変化後を示す正面図】



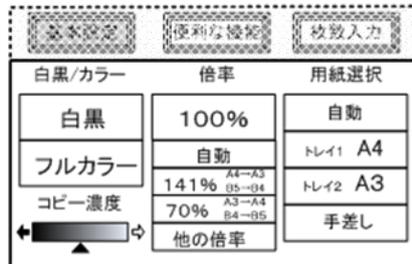
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

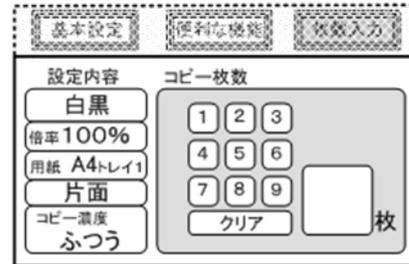
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<形状等の関連性がないことから、複数の画像が一意匠として認められない例 2 >

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】（略）画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形状等の関連性が認められない。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

### 5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外

意匠法では、意匠ごとに出願することが原則であるが、5.1 ないし 5.2 に基づき判断しても意匠ごとにした出願とは認められない場合であっても、（1）組物の意匠（第●部参照）又は（2）内装の意匠（第●部参照）の要件を満たす場合は、組物の意匠又は内装の意匠とし

て一の意匠と認められる。

## 6. 画像を含む意匠の登録要件

---

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第●部第●章～第●部第●章参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、画像を含む意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること（容易に創作できたものでないこと）
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

### 6.1 工業上利用することができる意匠であること

---

審査官が、画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であるかどうかを判断する場合に留意すべき点について、以下、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠それぞれについて示す。

#### 6.1.1 工業上利用することができる画像意匠であること

---

画像意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下を満たさなければならない。

- (1) 意匠法上の画像と認められるものであること（→6.1.1.1）
- (2) 「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であること（→6.1.1.2）
- (3) 画像の用途が記載されていること（→6.1.1.3）
- (4) 意匠が具体的なものであること（→6.1.1.4）

##### 6.1.1.1 意匠法上の画像と認められるものであること

---

意匠法上、画像意匠は物品等から離れた画像自体として保護される。すなわち、願書の記載及び願書に添付された図面を総合的に判断したときに、物品若しくは建築物又はそれらの部分と認められるものは画像意匠とは認められない。

画像は立体的なものを含み得るが、物品等から離れた物理的な形状を有さないものであるの

で、物理的な形状等を前提とする、見本又はひな形で提出された場合や、物理的な材質について説明が記載されている場合は、工業上利用できる画像意匠とは認められず、その内容に応じて、物品の意匠又は建築物の意匠として工業上利用できるものか否かの判断を行う。

なお、画像は物品等から離れたものであるため、意匠登録出願上どのような表示方法であるかを特定する必要はなく、願書に添付した図面においては画像として視覚を通じ美感を起こさせるものそれ自体を表す。表示器とともに画像が示されている場合は、物品の一部としての画像を含む意匠（4.1.2 参照）として審査を進める。

#### 6.1.1.2 「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」であること

意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」に限っている。画像意匠は少なくともこのいずれかに該当する必要がある。「機器の操作の用に供される画像」と「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。

「機器の操作の用に供される画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。画像意匠は物品から離れたものであるため、ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。

#### 6.1.1.3 画像の用途が記載されていること

意匠法第6条では、意匠登録を受けようとする者は、願書に画像の用途を記載しなければならない旨が規定されている。また、願書の【意匠に係る物品】の欄には画像の用途を記載する（4.1.1（1）参照）。

この画像の用途は必ずしも子細な記載をしなければならないというわけではなく、「数値入力用画像」、「時刻表示用画像」等の画像の機能を記載する場合のように、具体的な用途が理解できる程度に記載されていれば、いずれも認められる。

工業上利用可能な意匠であるかの判断の際には、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書の他の記載や願書に添付された図面も総合的に判断し、画像の用途が記載されているか否かを判断する。このため、審査官は、例えば、「意匠に係る物品」の欄に「G U I」と記載

した場合であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載や願書に添付された図面の内容等から、画像の用途が理解できる場合は、工業上利用することができる意匠と判断する。

#### 6.1.1.4 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

意匠登録出願に係る画像意匠が具体的なものと認められるためには、画像意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、6.1.1.1～6.1.1.3 に記載した内容に加え、画像意匠の形状等及び意匠登録を受けようとする部分の（画像全体に対する）位置、大きさ範囲の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①画像意匠全体が表されていない場合
- ②画像の中に不鮮明な部分を含む場合
- ③願書の記載と願書に添付された図面との間で矛盾がある場合（願書で黄色と記載した範囲が、図面では青色である場合等）
- ④画像意匠に意匠登録を受けようとする部分とその他の部分が含まれる場合に、意匠登録を受けようとする部分の図形、位置、大きさ、範囲が特定されない場合
- ⑤画像意匠の出願の中に複数の図が含まれている場合に、それらの図の画像が異なり、かつ、変化する画像としても、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

#### 6.1.2 工業上利用することができる、物品等の一部に画像を含む意匠であること

物品等の部分に画像を含む意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下の各要件を全て満たさなければならない。

- (1) 物品等が意匠法の保護対象であること（→6.1.2.1）
- (2) 画像が物品等に記録され、物品等の表示部に表れていること（→6.1.2.2）
- (3) 画像が「物品の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品の機能を果たすために必

要な表示を行う画像」であること（→6.1.2.3）

（4）意匠が具体的なものであること（→6.1.2.4）

#### 6.1.2.1 物品等が意匠法の保護対象であること

物品等の部分に画像を含む意匠と認められるためには、（画像の表示された）物品等自体が意匠法の保護対象でなければならない。なお、願書の【意匠に係る物品】の欄には画像ではなく物品の名称又は建築物の用途を記載する（4.2.1 参照）

#### 6.1.2.2 画像が物品等に記録され、物品等の表示部に表れていること

物品又は建築物の意匠は、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であることから、物品等の部分として画像が認められるためには、画像がその物品等を構成するもの、すなわち、その物品等に記録された画像であり、かつ、その物品等の表示部に表示されているものである必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したものは、意匠登録を受けようとする物品等に接続された別の物品等に記録された画像を表示したものは、その物品等の一部としての画像とは認められない。

#### 6.1.2.3 画像が「物品等の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であること

表示部に表示される画像が物品等の一部として認められるためには、画像が「物品等の機能を発揮するための操作の画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であることを要する。少なくともこのいずれかに該当する必要がある。「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」のいずれも満たす画像についても、この要件を満たすものと判断する。

表示部に表示される画像が、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と認められるためには、まず、「物品等の機能を発揮するための画像」、すなわち当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理を開始できる状態等）であり、また、「操作の画像」、すなわち、物品等がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されている必要がある。

なお、ここでいう「操作」については、操作の用に供されるものであることが画像全体について認

定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

また、当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）で表示される画像は、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」とは認められない。

複数の段階を経て物品等の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供されるものであれば、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」となり得る。

また、複数の機能を備え持つ物品等においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが別の機能を発揮できる状態にするための操作のための図形等を含む画像である場合は、その別の「物品等の機能を発揮するための操作の画像」と認められる。

表示部に表示される画像が、「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められるためには、当該画像が、その物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像でなければならない。

物品等の「機能」とは、当該物品等から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「置時計」であれば、時刻を表示する機能が物品の「機能」であり、この機能を果たすために必要な表示である時刻表示画像が「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。複数の機能を物品等自体が備え持つ物品等は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば防犯機能及び太陽光発電付き家屋であれば、防犯管理機能、発電機能等が建築物の「機能」といえ、例えば「防犯機能作業状況表示画像」が「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」と認められる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等が一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄の記載でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を果たすために必要な表示を行う画像についても保護を受けることができる。

#### 6.1.2.4 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容について、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

意匠登録出願に係る画像意匠が具体的なものと認められるためには、出願された物品等の属

する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、6.1.2.1～6.1.2.3に記載した内容に加え、物品の部分に画像を含む意匠の形状等及び意匠登録を受けようとする部分の（画像全体に対する）位置、大きさ範囲の具体的な内容が直接的に導き出されなければならない。

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①意匠に係る物品又は画像の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ②画像全体が表されていない場合
- ③意匠に係る物品全体の形状等が表されていない場合
- ④図面に不鮮明な個所があり、物品の形状等が明確に表されていない場合
- ⑤願書の記載と願書に添付された図面との間で矛盾がある場合（願書に記載した物品と図面が一致しない場合等）
- ⑥物品のうち画像の表示部が明らかでない場合又は意匠登録を受けようとする物品以外に画像が表示されている場合
- ⑦「画像」が変化する場合に、変化の順序、変化の態様が明らかでない場合

#### 6.1.3 画像意匠及び物品の一部としての画像を含む意匠の「画像」とは認められない画像

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像は、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。

#### 6.1.4 コンテンツ表示部分を含む画像の扱い

テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（注）は、画像が関連する機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではないことから、機器の操作の用に供される画像とも物品等の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。このため、これら画像のみからなる画像については、画像意匠として工業上利用できる意匠とは認められず、物品の一部としての画像とも認められない。

一方、コンテンツ表示部分を含む画像も存在しており、このような場合に画像全体として画像

を含む意匠として認められるための要件を満たすのであれば、当該画像全体について意匠法の保護対象となる。

このような画像については、図面中にコンテンツが表示された状態で意匠が開示されることもあり得る。その際、①コンテンツ表示部について願書の説明がある場合、②参考図等でコンテンツ表示部が示されている場合又は、③「映像再生用画像」の映像が表示される部分に図形が示されている場合等、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、コンテンツ表示と明確に判断できる部分があり、表示されたコンテンツが公序良俗に反するものや他人の業務と混同を生じさせるもののようなもの（意匠法第5条）に該当しないのであれば、削除を求めず、当該コンテンツが表示されたままでも工業上利用可能な意匠と判断する。ただし、コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないもの取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的でないとして判断する。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

## 6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された画像を含む意匠が公知の意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、「第Ⅲ部第2章 新規性」を参照されたい。加えて、画像を含む意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

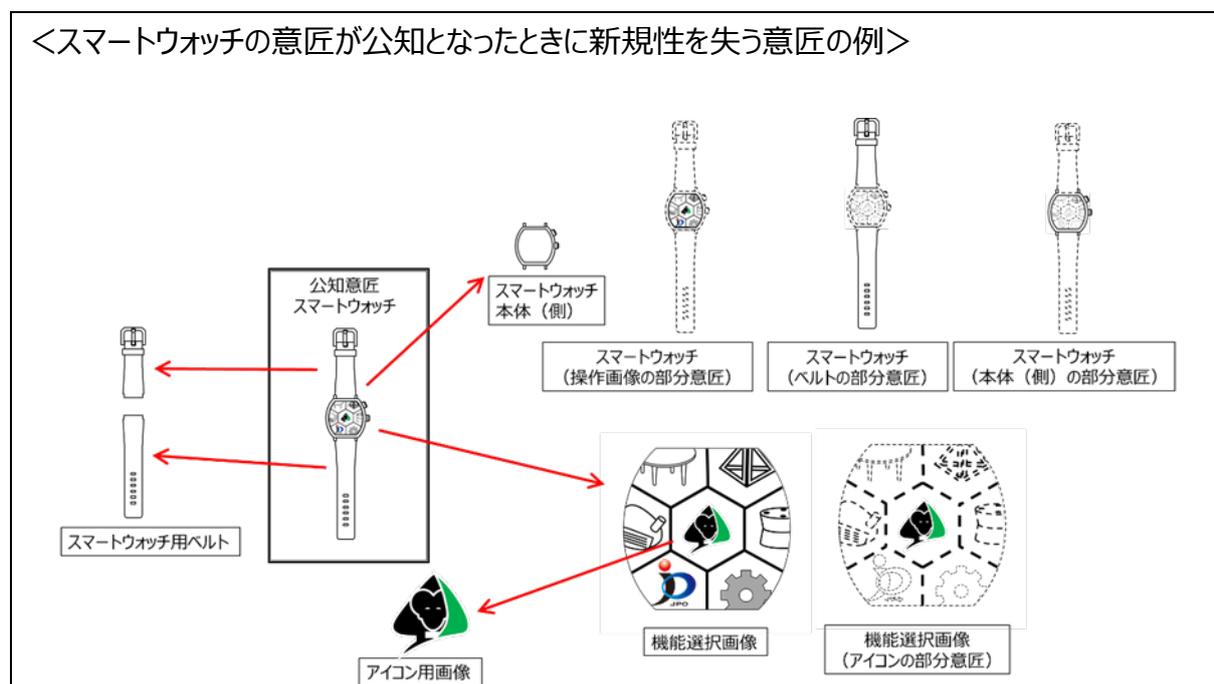
### 6.2.1 公知資料に掲載された物品の表示部に画像が示されている場合の扱い

新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる意匠には、意匠法第3条第1項第1号及び第2号に規定される、公然知られた意匠、頒布された刊行物に記載された意匠及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠が挙げられるが、これらの意匠において、物品の表示部に画像が示されている場合、当該物品の部分として画像を含む意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料として取り扱うのに加え、当該表示部に示された画像を画像意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料として取り扱う。

さらに、新規性の判断をする場合は、物品や画像の中で分離して識別可能な部品等がある

場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い（一部が物品全体において内部に隠れている場合は外部に表れた部分意匠として扱う）、各部分について、物品や画像の中で示された位置、大きさ、範囲となる部分意匠もそれぞれ公知意匠となったものとして扱う。

例えば、以下のように、実際に公開されている公知意匠が操作画像の表示されたスマートウォッチである場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、スマートウォッチの意匠だけではなく、部品として認識可能なスマートウォッチ用ベルト、スマートウォッチ本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、スマートウォッチや操作画像の部分意匠として考えられるものも含まれる。



### 6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行うにあたり、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠のいずれの場合においても、対比する両意匠が以下の（１）ないし（３）の全ての要件に該当する場合に、両意匠は類似すると判断する。

- （１）両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること
- （２）両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- （３）両意匠の形状等が同一又は類似であること

#### 6.3.3.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行う際、まず、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品、画像の用途又は建築物の用途を踏まえつつ、当該物品等の使用の目的、使用の状態等に基づいて、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。画像を含む意匠の場合は、意匠に係る物品等の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても認定する。

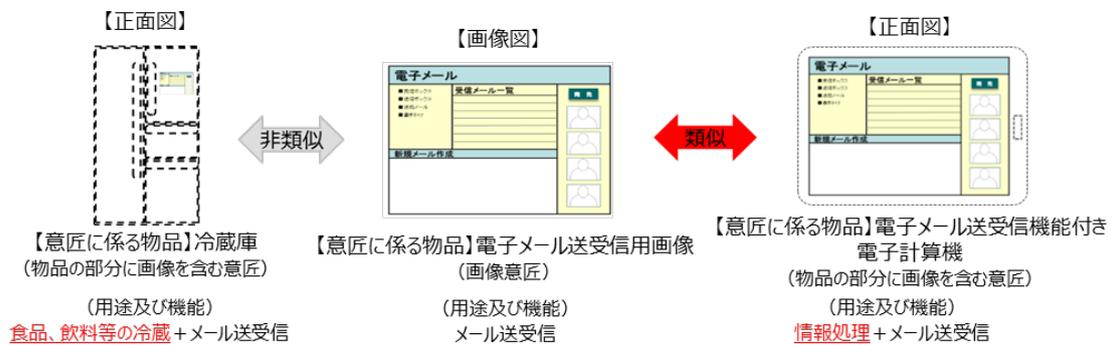
審査官は、上記の認定に基づいて、両意匠の用途及び機能の類否を判断する。その際、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、それらの詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決する必要はないことから、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する。

一般に、意匠に係る物品等の用途及び機能に相違があるとしても、その相違が物品等の形状等の特徴として現れないなど、意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に考慮し得ないものである場合には、意匠に係る物品等は類似すると判断する。

画像意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う際は、審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠における場合のように、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要がない。

一方、画像の用途及び機能が共通する場合であっても、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を総合的に判断した場合に、当該画像の用途及び機能以外に明らかに異なる使用目的を含むなど、考慮すべき他の用途及び機能がある場合は、意匠に係る物品等は類似しないと判断する。

＜画像意匠と物品に画像を含む意匠の類否判断に関する機能の影響＞

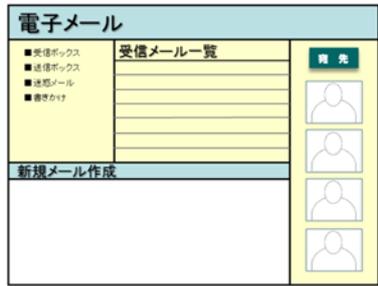


「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は、電子メール送受信機能に加え情報処理機能を持つものであるが、情報処理機能自体は種々の物品に付加されることが多い一般的な機能であり、かつ、物品の外観上の特徴として表れない機能であることから、意匠全体の用途及び機能を比較する場合にほとんど影響を与えないものである。よって、当該画像を表示させているときの「電子メール送受信機能付き電子計算機」の用途及び機能は「電子メール送受信用画像」の用途及び機能と比較すると、両者の共通性が情報処理機能の有無の違いよりも大きいことから、両意匠の用途及び機能は類似するものと判断する。

一方、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とする意匠と、「電子メール送受信用画像」の画像意匠とを比較する場合、「冷蔵庫」にはメール送受信機能に加え、食品等を保管し冷蔵するという冷蔵庫としての用途及び機能も有しており、当該用途及び機能は外観上にも顕著に現れている。このため、「電子メール送受信用画像」の用途及び機能の共通性に比べ、冷蔵庫としての機能の有無の違いが大きいことから、両意匠は類似しないものと扱う（※なお、創作非容易性、拡大した先願の地位、先願の規定が適用可能か否かは別途判断する）。

<用途及び機能が類似する例 1 >

公然知られた意匠



「電子メール送信用画像」

出願の意匠

【正面図】

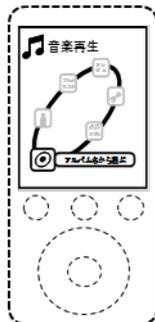


【意匠に係る物品】電子メール送信機能付き  
電子計算機

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似する例 2 >

公然知られた意匠



「音楽再生機」

出願の意匠

【正面図】



【意匠に係る物品】携帯情報端末機

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似する例 3 >

公然知られた意匠



「入退室管理機の  
パスワード入力用画像」

出願の意匠



【意匠に係る物品】電話番号入力用画像  
【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画  
像は、通話する際の電話番号を入力するためのもの  
である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似する例 4 >

公然知られた意匠



「商品在庫確認用画像」

(説明)  
複数の縦長四角形状部は、商品の種類  
を表した**商品選択ボタン**であり、押す  
ことで当該商品の在庫数を表示する画面が  
表示される。

出願の意匠



【意匠に係る物品】会議室予約用画像  
【意匠に係る物品の説明】(略) 複数の縦長四角形状  
部は各会議室を表した**会議室選択ボタン**であり、押  
すことで当該会議室の予約状況を表示する画面が  
表示される。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似しない例1>

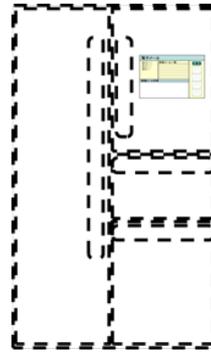
公然知られた意匠



「電子メール送信用画像」

出願の意匠

【正面図】

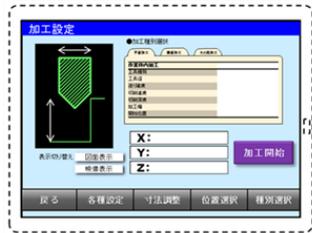


【意匠に係る物品】冷蔵庫

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似しない例2>

公然知られた意匠

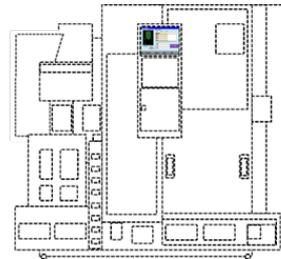


「マシニングセンタ制御機能付き電子計算機」  
(切削加工内容の設定を行うための画像)

対比する両意匠の画像の用途及び機能が共通する場合であっても、付加機能を有する電子計算機（例、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機）が、他の物品（例、マシニングセンタ）と同一又は類似の用途及び機能を実現するために、電子計算機が通常有する以外のハードウェア（例、切削加工のための機構）を必要とする場合には、両意匠の意匠に係る物品は非類似と判断する。

出願の意匠

【正面図】



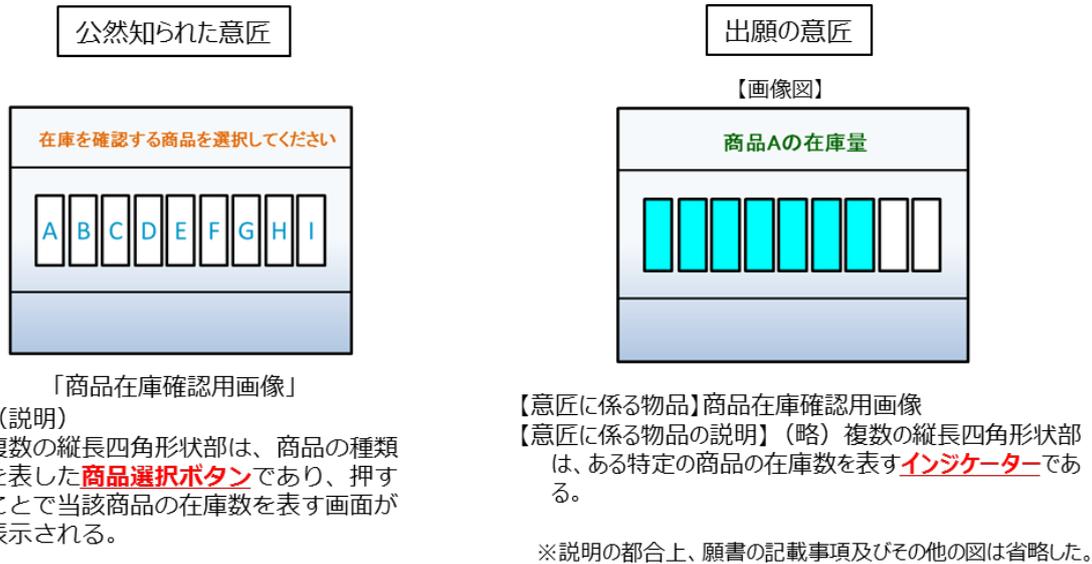
【意匠登録を受けようとする部分の部分拡大図】



【意匠に係る物品】マシニングセンタ  
【意匠に係る物品の説明】（略）意匠登録を受けようとする画像は、切削加工内容の設定を行うための画像である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<用途及び機能が類似しない例3>



6.3.3.2 両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が同一又は類似であること

意匠登録出願された意匠の類否判断を行う場合は、物品全体、画像全体又は建築物全体同士の用途及び機能を比較するだけでなく、意匠登録出願された意匠の意匠登録を受けようとする部分についての用途及び機能が同一又は類似でない場合は、両意匠は類似しないものと扱う。

例えば、「電子メール送受信機能付き冷蔵庫」の画像部分のみの部分意匠と、物品全体について意匠登録を受けようとする全体意匠とした場合、前者の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能は電子メール送受信機能であるが、後者の意匠登録を受けようとする部分（すなわち物品全体）は、電子メール送受信機能及び食品等を保管する冷蔵庫としての用途及び機能も含んでいる。このため、この場合、両意匠の意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が類似しないことから、両意匠は類似しない。

6.3.3.2 両意匠の意匠登録を受けようとする画像及び物品等の部分の形状等が同一又は類似であること

画像は物品を離れたものであり、形状等を有するものではないが、実際には物品等の表示部に示されるか、壁や地面等に投影されることで具現化されるものであるため、物品等の形状等の類否判断と同様に、類否判断を行う。

この時、「画像図」一図で表された画像については平面的な画像として、「画像○○図」という図を用いることで立体的な画像として類否判断を行う。

## 6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作できたものでないこと）

---

### 6.3.1 画像を含む意匠の創作非容易性の判断主体

---

画像を含む意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者とは、意匠登録出願の時に、画像を含む意匠に関し、通常の知識を有する者をいう。

物品の一部としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、意匠に係る物品を製造、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

また、建築物の一部としての画像を含む意匠の場合は、上記の知識に加えて、建築物を建築、販売する業界の意匠に関する通常の知識をも有する者が該当する。

### 6.3.2 画像を含む意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

---

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

#### 6.3.2.1 画像を含む意匠の分野におけるありふれた手法の例

---

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの画像を含む意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

(a) 置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

(b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

(c) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

(d) 構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

(e) 連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

- (f) 物品等の枠を超えた構成要素の利用・転用  
既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの画像に利用・転用することをいう。
- (g) フレーム分割態様の変更  
画像がいくつかのフレームに分かれているものであるときに、その分割態様をありふれた範囲、比率の範囲内で変更することをいう。
- (h) まとまりある区画要素の削除  
画像がいくつかのまとまりある区画要素に分かれているときに、そのまとまりある区画要素単位で削除することをいう。
- (i) 既存の変化態様の付加
- (j) (a) ないし (h) のありふれた手法の単なる組合せ

#### 6.3.2.2 画像を含む意匠の分野における軽微な改変の例

---

審査官は、上記 6.3.2.1 の判断に関し、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

画像を含む意匠の場合の「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 矩形角部の隅丸化、立体を模した陰影の付加、構成要素間の隙間の設置、隙間の幅の変更、プルダウン化など、細部の造形の変更
- (b) 区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色など、色彩の単純な付加
- (c) (a) 及び (b) のよく見られる改変の単なる組合せ

#### 6.3.2.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

---

当業者の立場から見た意匠の着想や独創性については、「第Ⅲ部第 3 章 創作非容易性 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」を参照されたい。

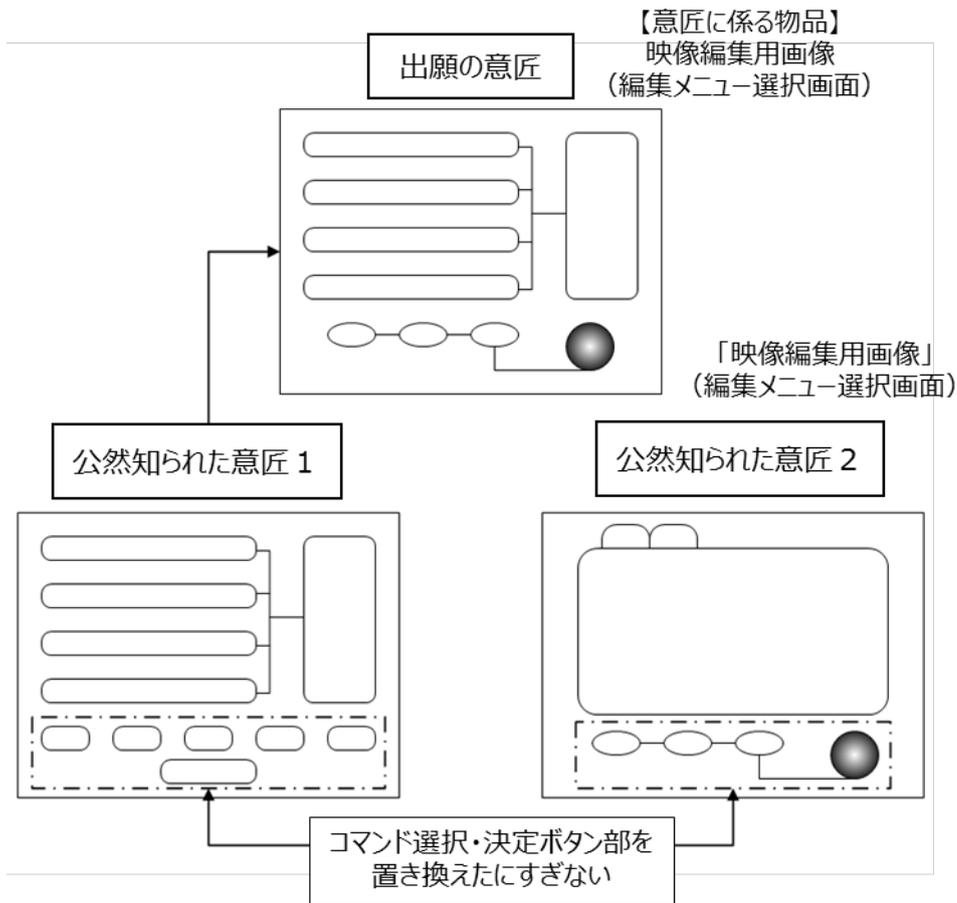
#### 6.3.2.4 創作容易な意匠の事例

---

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

(1) 置き換えにより容易に創作された意匠の例

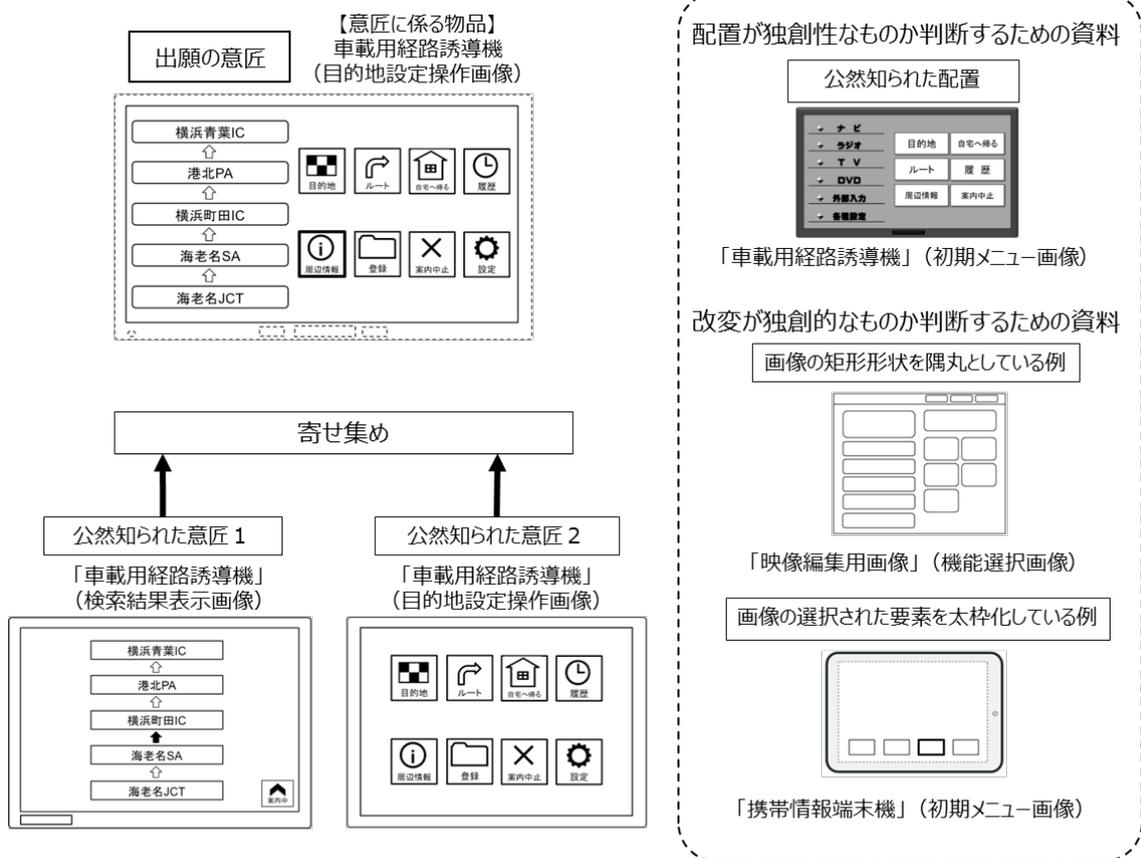
公然知られた画像の一部を、他の画像の一部にそのまま置き換えて、一つの画像を構成したにすぎないものであり、その置き換えられた画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## (2) 寄せ集めにより容易に創作された意匠の例

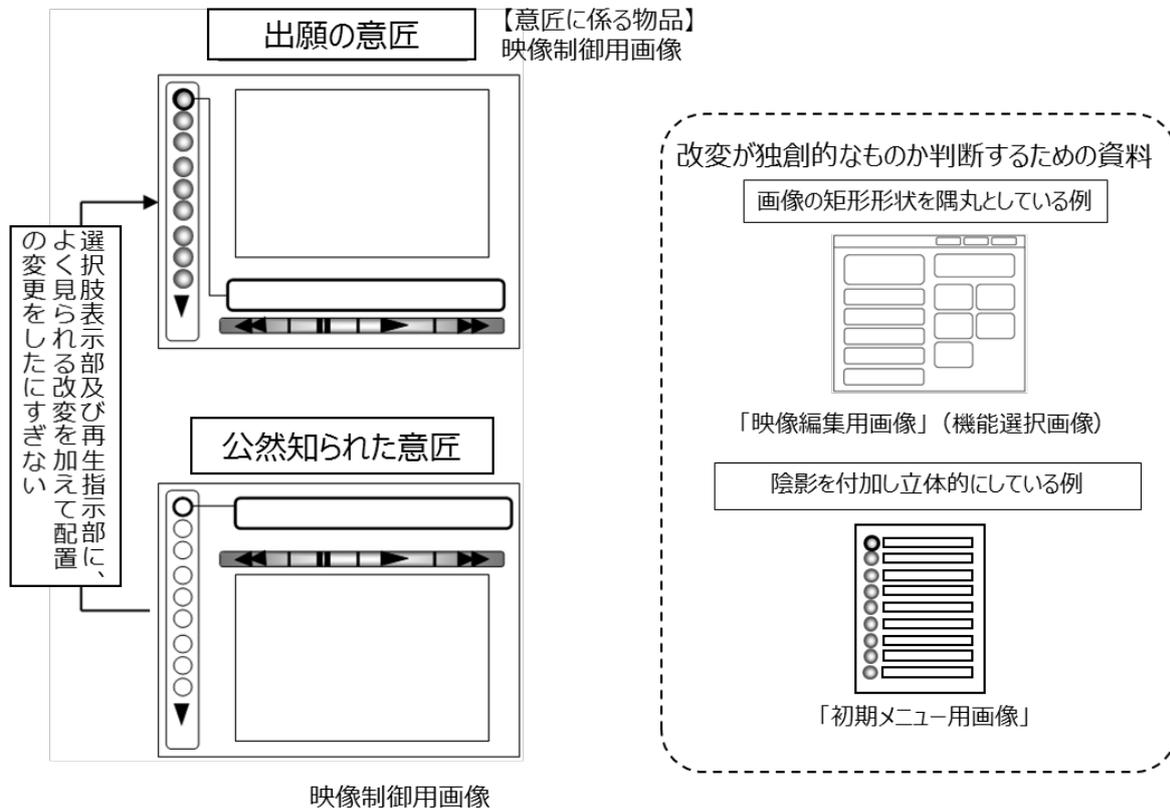
公然知られた複数の画像を寄せ集めて、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その寄せ集められた画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

### (3) 配置の変更により容易に創作された意匠の例

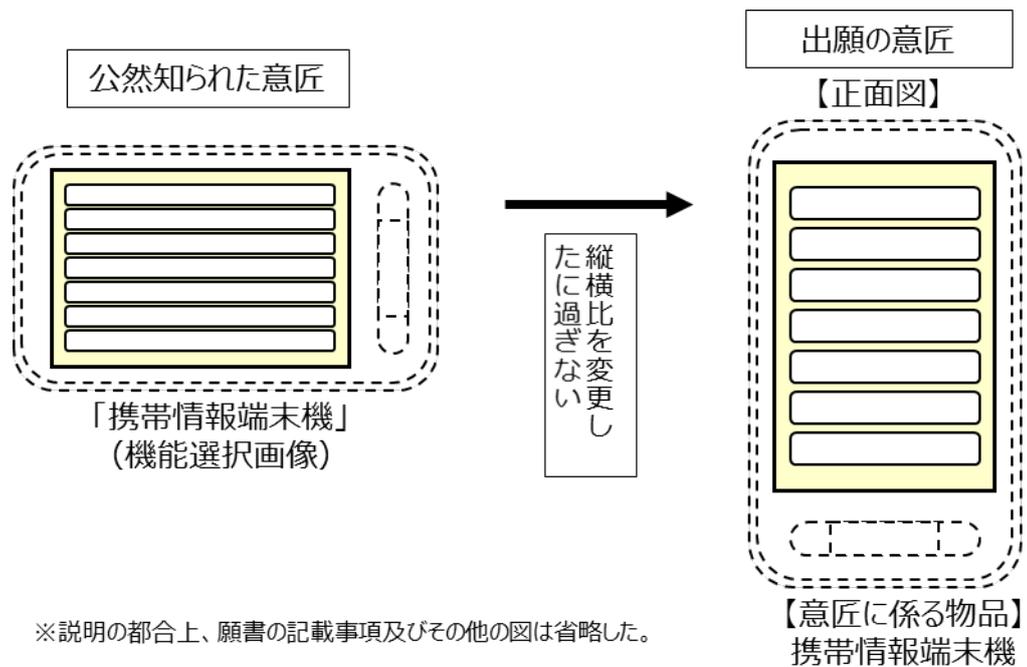
公然知られた画像の 配置を変更 しただけにすぎない画像であり、その配置（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められない意匠は、容易に創作できたものと認められる。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

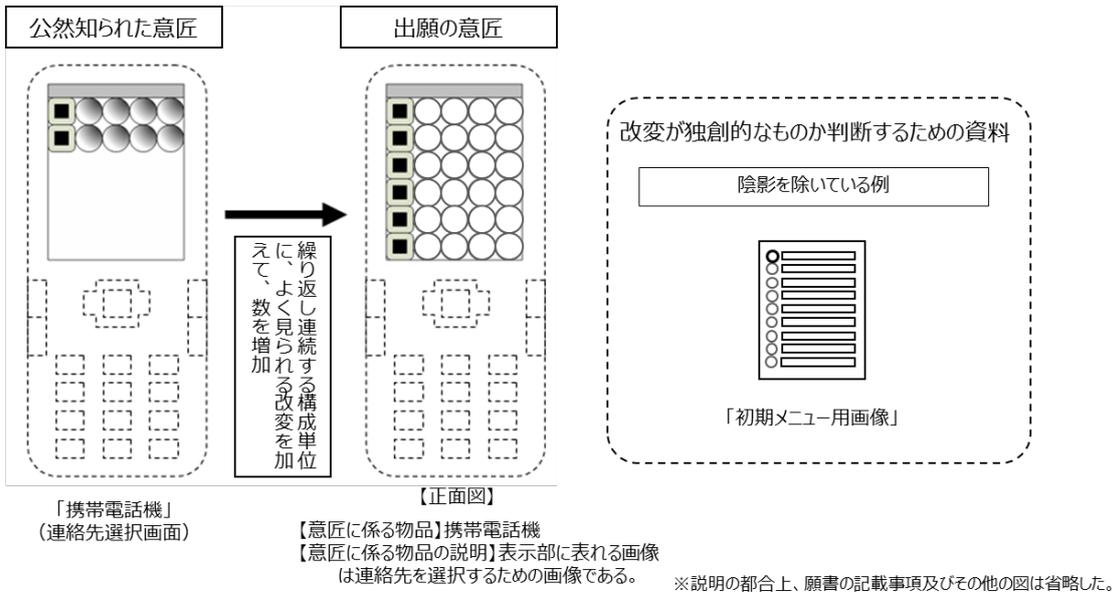
(2) 構成比率の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた複数の画像の構成比率を変更して、一つの画像を構成したにすぎない画像であり、その構成比率（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められない意匠は、容易に創作できたものと認められる。



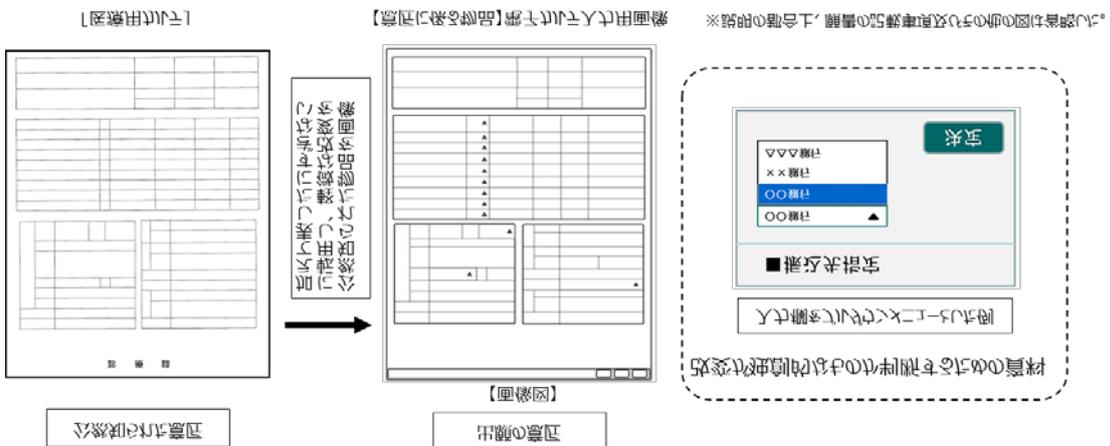
(5) 連続する単位の数の増減により容易に創作された意匠の例

公然知られた連続する画像の繰り返しの数を増減させ、一つの画像であり、その繰り返しの数（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



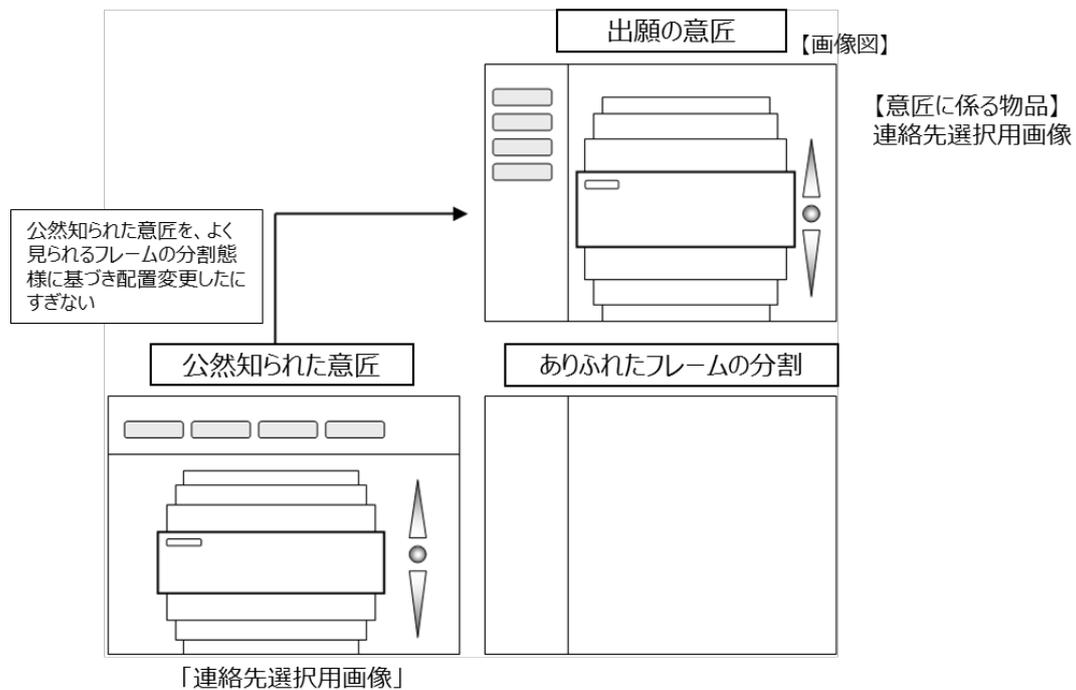
(6) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用により容易に創作された意匠の例

公然知られた物品をそのまま画像に転用したにすぎないものについては、（改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは容易に創作できたものと認められる。

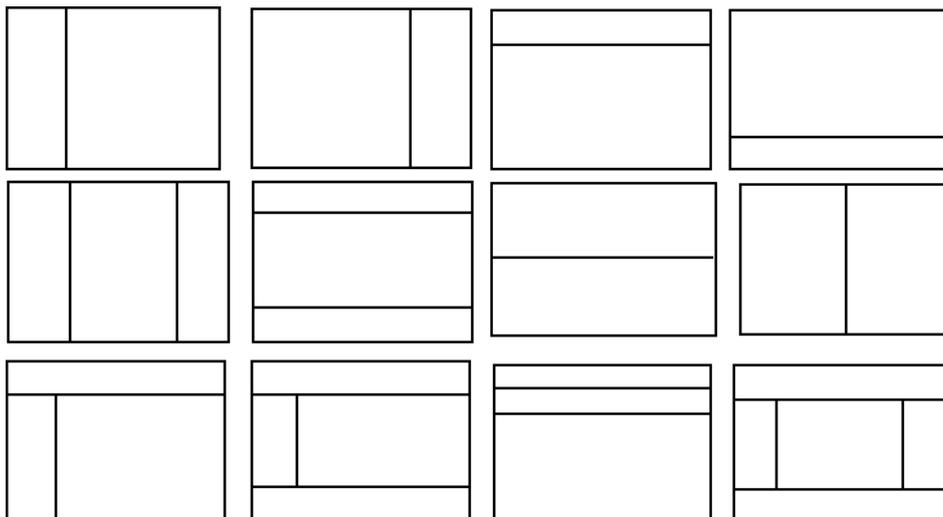


(7) フレーム分割態様の変更により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のフレーム分割態様を、よく見られる他のフレーム分割態様に基づき配置変更したにすぎない画像であり、その変更された画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や獨創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。

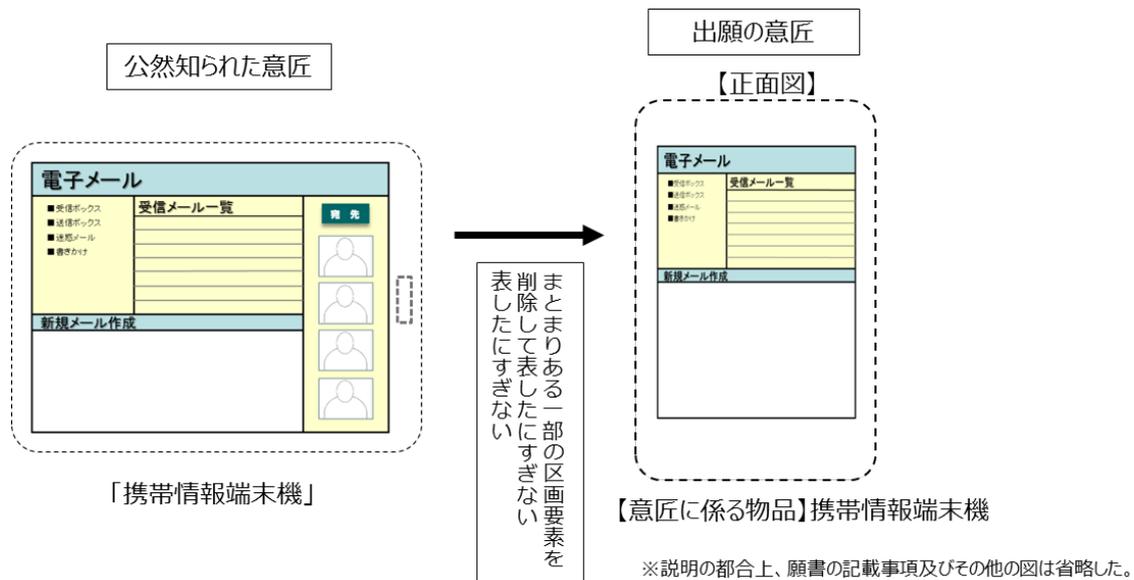


< (参考) よく見られるフレームの分割態様の例 >



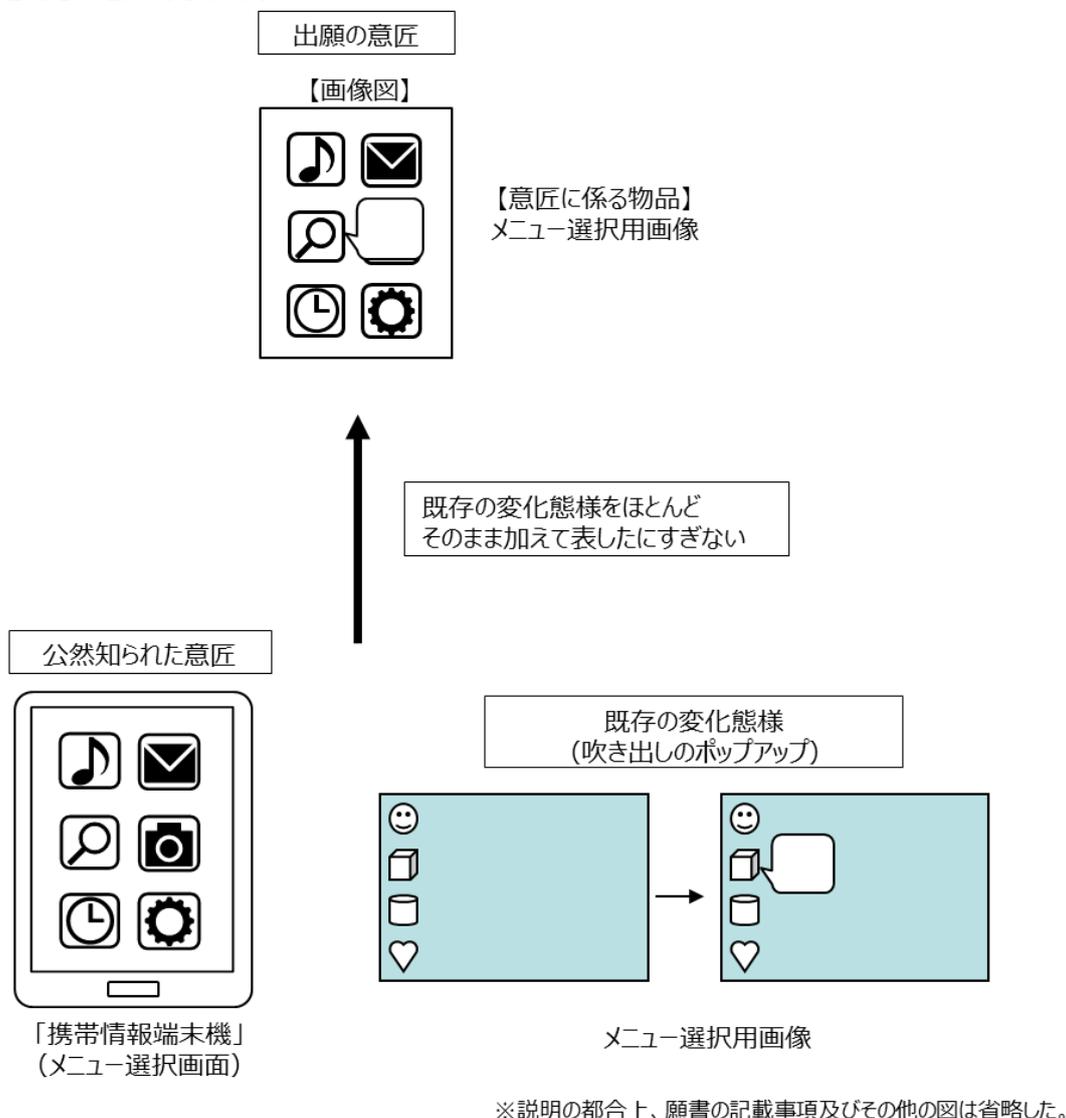
(8) まとまりある区画要素の削除により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像のまとまりある区画要素を削除した画像は、その削除に伴う配置の変更（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



### (9) 既存の変化態様の付加により容易に創作された意匠の例

公然知られた画像に、既存の変化態様を付加したにすぎない画像であり、その変化態様が付加された画像（及び、改変が加えられた場合は、その改変）についても独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められないものは、容易に創作できたものと認められる。



### 6.3.3 変化する画像の創作非容易性の判断

画像を含む意匠において、その画像が変化する場合、その創作非容易性の判断は、変化の前後を示す各画像が、当該意匠登録出願前に公知となった資料に基づいて当業者が容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、変化の態様についても当業者が容易に創作することができたものか否かを判断することにより行う。すなわち、以下の（１）又は（２）の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められない。なお、複数の画像が含まれて

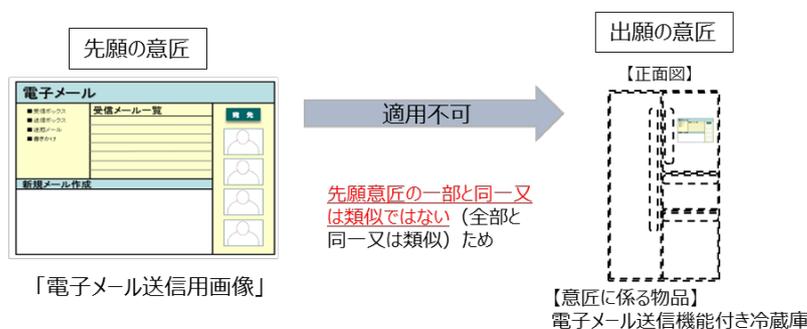
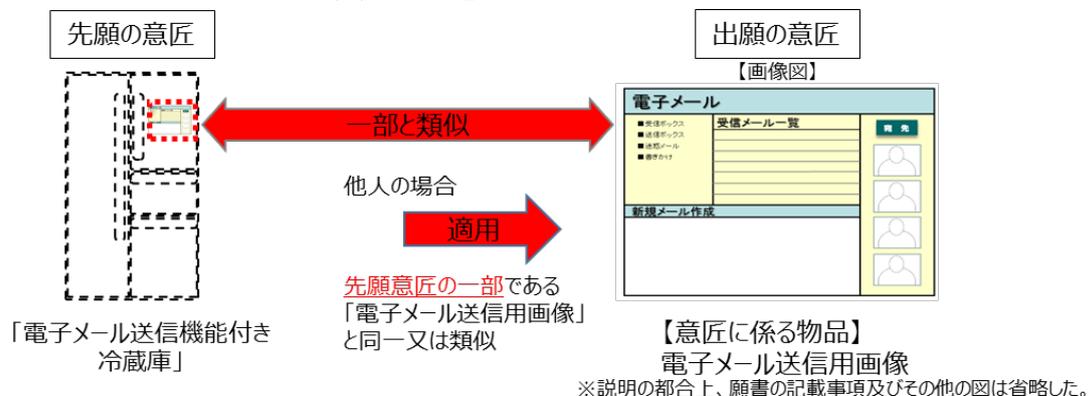
いる場合に、それら画像が一の変化する画像と認められるか否かについては、●、●参照。

- (1) 変化の前後を示す画像のいずれかが、当業者にとって容易な創作とはいえないものである場合
- (2) 変化の態様が当業者にとって容易な創作とはいえない場合

#### 6.4 先願の一部と同一又は類似する意匠ではないこと

先願の意匠の一部と同一又は類似するかについて、原則一般的な先願の一部と同一又は類似する意匠ではないことの判断基準に従う(●、●、●参照)。物品の部分として画像を含む意匠が先願で、その画像部分と類似する画像意匠が後願で出願された場合、先願の(物品の部分として画像を含む)意匠と後願の(画像)意匠が類似しない場合であっても本規定を適用する(意匠が類似する場合であっても適用を妨げるものではない)。一方、画像意匠が先願で、その画像意匠と類似する画像部分について意匠登録を受けようとする部分とする、物品の部分として画像を含む意匠が出願された場合は、意匠登録を受けようとする画像を比較した場合であっても、先願の一部ではなく全部と類似といえることから、本規定は適用しない。

<(参考) 先願の一部と類似する意匠の適用関係>



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。  
※後願も登録されるが、意匠法第26条の規定により先願意匠の意匠権者の許諾がなければ意匠権の実施ができない。

## 7. 先願の意匠と類似するものでないこと

---

先願の意匠の類否判断についても、新規性（6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法）と同様に行う。ただし、先願の規定は破線部分を含め開示された意匠を考慮するが、先願の規定の判断の際は、意匠登録を受けようとする部分同士で先願の意匠と後願の意匠間又は同日に出願された複数の意匠間の類否判断を行う。

また、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、要件を満たす場合（詳細については第●部参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録することができることから、審査官は拒絶理由を通知する際や協議指令書においてその旨を記載する。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

### 第2章 「建築物の意匠」 関連部分

## 第2章 建築物の意匠

---

### 1. 概要

---

意匠法第2条第1項は、有体物の動産である「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」と並べて、「建築（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合」も意匠法上の意匠に該当すると定義している。

本章では、審査官が、建築物の意匠として出願された意匠について、建築物の意匠としての登録要件を満たしているか否かをどのように判断するかについて記載する。

### 2. 建築物の意匠の審査における基本的な考え方

---

審査官は、建築物の意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。

本章では、意匠登録の対象となる建築物の定義の他、建築物の意匠の審査の際に特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、各登録要件の審査基準の該当箇所を参照されたい。

審査官は、建築物の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における建築物の意匠に該当するか否かを判断し、該当する場合には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に加えて、本章に記載する事項に従い審査を進める。

### 3. 意匠法上の建築物

---

#### 3.1 意匠法上の建築物に該当するための要件

---

建築物の意匠として出願されたものが、意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- （１） 土地の定着物であること
- （２） 人工構造物であること。土木構造物を含む。

上記（１）及び（２）の各要件の詳細については、本章「6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること」を参照されたい。

## 4. 一意匠一出願の要件に係る考え方

---

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、建築物の意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、「第Ⅱ部第2章 意匠ごとの出願」を参照されたい。

審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

- (1) 二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面等において二以上の構成物を表した場合  
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

### 4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方

---

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、審査官は、複数の用途を有する建築物であり、意匠に係る物品の欄に、例えば「複合建築物」と記載され、具体的な用途が「意匠に係る物品の説明」の欄に複数記載されたものについては、意匠ごとにされた意匠登録出願と判断する。

### 4.2 図面等の記載における一意匠の考え方

---

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において、出願された建築物が複数の構成物により表されている場合、以下のとおり、意匠登録出願に係る意匠が一の建築物に係るものである否かの判断を行う。

- (1) 審査官は、図面等に複数の構成物が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合は、一の建築物であると判断する。

例：橋桁が中央で開閉する可動橋

(2) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが上記(1)のように強固ではない場合であっても、以下に該当するものである場合は、一の建築物であると判断する。

① 近接して建設することを考慮して形状等の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合

② 社会通念上一体的に実施がなされうるものである場合

例：学校の校舎と体育館、複数の棟からなる商業用建築物

(3) 審査官は、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断する。

例：住宅と電波塔、橋梁と灯台

#### 4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方

審査官は、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。

<建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例>

① 建築物の仕上げ材等

例：瓦、壁紙、タイル、フローリング、床に張り込んで用いるカーペット、畳など

② 建具、固定された什器等

例：扉、窓、作り付けの間仕切り壁、天井つり下げ等、天井埋め込み灯、ブラインド、映画館の座席

③ 屋外の固定された付随物

例：ウッドデッキ、ペDESTリアンデッキ、門柱、敷設ブロック

④ 建築物に付随する範囲のものと判断される植物や石等の自然物

例：建築物の外壁に固定したグリーンウォール、  
建築物の床面に固定するなど、位置を変更しないプランター内の植物、  
家屋とそれに付随する門柱との間に植えた立木、  
ホテルに付随する前庭の植物

(なお、これらの新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章 6.2.4「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易

性要件の判断上の取扱いについては本章 6.3.5「建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。）

ただし、上記に該当するものであっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、明らかに固定されていないと判断する場合は、二以上の物品等が表されているものと判断する。

#### 4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方

---

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、社会通念上、一時的に配置するもので、任意に動かし、配置を変更することができるものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このような出願については、審査官は、一の建築物に係る出願ではないと判断する。

<建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例>

例：住宅のテーブル、オフィスの椅子、ホテルのベッド、洗濯機、冷蔵庫、ラグ、置き畳、植木鉢、ゴミ箱

#### 4.5 意匠法上の意匠に該当しないものが表されている場合の一意匠の考え方

---

審査官は、建築物の意匠として出願されたものの一部に、本章 4.3 において建築物の意匠の一部を構成すると記載したもの以外の意匠法上の意匠に該当しないものを含んでいるときは、これらのものは建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。

このようなものを含んだ出願については、審査官は、一の建築物の意匠に係る出願ではないと判断し、意匠法第 7 条による拒絶理由を通知する。

なお、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、建築物の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。

#### 4.6 建築物に画像が表示されている場合の一意匠の考え方

---

審査官は、建築物（建築物の付属物や、建築物に付随する範囲内の土地を含む「以下、本項 4.6 において「建築物等」という。）に固定した画像表示器等の表示部に画像が表示されている場合は、建築物の付属物と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。

<建築物の意匠を構成するものとして取り扱うものの例>

例：建築物の外壁に固定した画像表示器の表示部に表示された時刻表示用画像

建築物等に固定したプロジェクターによって建築物の内外壁等に投影された画像も同様に、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。この場合、プロジェクター自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくてもよい。

他方、審査官は、建築物等に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物等の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

ただし、組物の意匠として出願され、組物の意匠の登録要件を満たすものである場合は、この限りではない。

#### 4.7 建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様が表されている場合の一意匠の考え方

---

審査官は、建築物に固定した照明器具を点灯させることによって建築物の内外壁等に模様が表されている場合は、建築物自体の模様と捉え、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。この場合、光源自体が外観に現れない場合は必ずしもその位置等が開示されていなくても良い。

他方、審査官は、建築物に固定せず単に配置したにすぎない照明器具を点灯させることによって表された模様や、建築物（付属物がある場合は、付属物を含めた建築物）の外方の照明器具を点灯させることによって表された模様であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。よって、建築物の意匠として出願されたものが、これに該当するものを含んでいる場合は、一の建築物の意匠に該当しないと判断する。

#### 4.8 形状、模様又は色彩が変化する建築物の一意匠の考え方

---

審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様、又は色彩が変化する建築物については、当該変化の前後の形状、模様、若しくは色彩又はそれらの結合を含め、一の建築物として取り扱う。

<変化の前後の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合を含めて一の建築物として取り扱うものの例>

例 1 : 屋根が開閉する競技場

例 2 : 建築物に固定した画像表示器等に表示された画像が変化する商業用建築物

ただし、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる（第IV部第1章参照）。また、建築物に固定した照明器具を点灯させることにより表される模様に変化する場合においても、当該模様の変化に形状等の関連性があるものに限られる。

#### 4.9 建築物の意匠における一意匠一出願の例外

---

一の建築物と認められない場合でも、組物の意匠又は内装の意匠として、意匠登録を受けるための要件を満たす場合がある。建築物を含む組物の意匠については第IV部第3章を、内装の意匠については第IV部第4章を参照されたい。

### 5. 建築物の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

---

建築物の意匠の意匠登録出願の願書及び図面等については、物品の意匠の場合と記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、建築物の意匠の意匠登録出願について、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、建築物の意匠の審査において、願書及び願書に添付された図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

## 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

---

建築物の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を明確に記載する。

なお、様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明する。

<単一の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁、ガスタンク など

<複数の棟（構成物）について出願する場合の記載例>

例：学校、商業用建築物 など

<複合的な用途を持つ建築物の場合の記載例>

例： 【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

## 5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

---

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、建築物の用途を明確にできない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、複合的な用途を持つ建築物の場合は、具体的な用途を、「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

## 5.3 「意匠の説明」の欄の記載

---

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

なお、形状、模様、又は色彩が変化する建築物の意匠について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

## 5.4 図面等の記載

---

### 5.4.1 必要な図

---

建築物の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

建築物の中の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要とする。出願人が意匠登録を受けようとする部分の建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考える場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することもできる。審査官は、建築物全体における位置、大きさ、範囲が開示されていない場合は、それらがありふれた範囲内のものであると認定する。

また、複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が明らかとなる図を少なくとも一図開示する。

ただし、例えば、橋桁が中央で開閉する可動橋のように、複数の構成物全てが一の特定の要素及び機能を果たすために必須のものである場合を除く。

### 5.4.2 図の表示

---

図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載する。

または、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】、【○○平断面図】、【○○立断面図】等を用いて記載する。

### 5.4.3 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合

---

建築物の意匠においても、図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

## 6. 建築物の意匠の登録要件

---

建築物の意匠として出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法において定められた全ての登録要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、主な登録要件に関し、建築物の意匠の審査において特に留意すべき点について示す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること（6.1 参照）
- (2) 新規性を有すること（6.2 参照）
- (3) 創作非容易性を有すること（容易に創作できたものでないこと）（6.3 参照）
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと（6.4 参照）

### 6.1 工業上利用することができる意匠であること

---

審査官は、建築物の意匠として出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

#### 6.1.1 意匠を構成するものであること

---

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠（意匠該当性・具体性・工業上の利用可能性）」を参照されたい。

##### 6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること

---

意匠法上の建築物の意匠を構成するためには、以下の（1）及び（2）の全ての要件を満たすものでなければならない。

##### (1) 土地の定着物であること

土地：平面、斜面等の地形を問わず、海底、湖底等の水底を含む。

定着物：継続的に土地に固定して使用されるものをいう。

(2) 人工構造物であること。土木構造物を含む。

構造物：意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。通常の使用状態において、内部の形状等が視認されるものについては、内部の形状等も含む（注）。

（注）建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

※ こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

<意匠法上の建築物に該当するものの例>

商業用建築物、住宅、学校、病院、工場、競技場、橋梁、電波塔 など

#### 6.1.1.2 意匠法における建築物に該当しないもの

審査官は、例えば以下の（1）から（2）のいずれかに該当するものは、意匠法における建築物に該当しないと判断する。

（1）土地の定着物であることとの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは、土地の定着物であることとの要件を満たさないものと判断する（注）。

<土地の定着物であることとの要件を満たさないものの例>

(a) 土地に定着させうるが、動産として取り引きされるもの

例：庭園灯

(b) 一時的に設営される仮設のもの

例：仮設テント

(c) 不動産等の登記の対象となりうるが、動産として取り引きされるもの

例：船舶、航空機、キャンピングカー

（注）ただし、これらに該当するものであっても、意匠法上の物品に該当するものは、物品の意匠として意匠登録の対象となり得る。

## (2) 人工構造物であることとの要件を満たさないもの

審査官は、例えば以下のものは人工構造物であることとの要件を満たさないものと判断する。

### <人工構造物であることとの要件を満たさないものの例>

#### (a) 人工的なものでないもの

例：自然の山、自然の岩、自然の樹木、自然の河川、自然の滝、自然の砂浜

#### (b) 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例：自然の地形を利用した以下のもの  
スキーゲレンデ、ゴルフコース

#### (c) 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工構造物に該当しないもののみが表されている場合も、本要件を満たしていないと判断する。

なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、人工構造物に該当するものに加え、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

## 6.1.2 意匠が具体的であること

### (1) 意匠が具体的であることとの要件

建築物の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が建築物の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、建築物の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなくてはならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし⑤についての具体的な内容を導き出すことができないときは、意匠が具体的でないとして判断する。

- ① 建築物の用途及び機能
- ② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能
- ③ 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲  
ただし、建築物の「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要である（詳細については、本章「5.4.1 必要な図」参照。）。
- ④ 複数の構成物からなる建築物について一意匠して意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係
- ⑤ 建築物の形状等

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

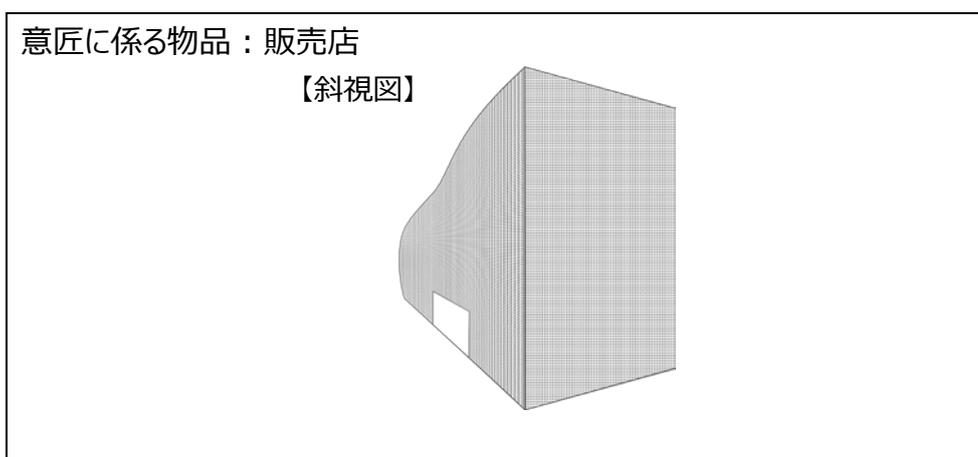
## （2）意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、建築物の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の章の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でない判断する。

### <意匠が具体的でない判断する場合の例>

- ① 建築物の具体的な用途が明らかでない場合
- ② 建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合
- ③ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合
- ④ 複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が不明な場合
- ⑤ 建築物の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な形状等が明らかでない場合

### 【事例】 意匠の具体的な形状等が明らかでないものの例



(注) 本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがついた1図のみで表したものであり、意匠全体の具体的な形状等を把握することはできず、意匠が具体的でないと判断される。

#### 6.1.3 工業上利用することができるものであること

建築物の意匠の場合に、工業上利用することができるとは、同一のものを複数建築し得ることをいう。現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

### 6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された建築物の意匠が公知の意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、「第Ⅲ部第2章 新規性」を参照されたい。加えて、建築物の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

#### 6.2.1 建築物の意匠の類否判断における判断主体

建築物の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ使用者となる者が需要者と考えられ、また、大規模な商業用建築物であれば、一般に、当該商業用建築物の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業用建築物の所有者は、通常、各テナントとその利

利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。

審査官は、出願された各建築物の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

### 6.2.2 建築物の意匠の類否判断における観察方法

---

建築物の意匠は、人の身体の大きさを大きく超えるものが多いことから、類否判断のための意匠の観察にあたっては、グラウンドレベルからの肉眼による観察を基本としつつ、建築物の一部に接近した視点で細部を観察するなど、一の視点に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

また、例えば、店舗用建築物は路面側の面にのみ装飾を施すなど、一部の面に特徴を持たせた創作が行われることがあることから、そのような建築物については、当該面に比重を置いて観察を行う。他方、電波塔などのタワー状の建築物は四方均等に創作が行われることが多いことから、そのような建築物については、各面を同じ比重で観察する。

### 6.2.3 用途及び機能の類否判断

---

#### (1) 建築物の意匠同士の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

例えば、「住宅」、「病院」、「レストラン」、「オフィス」のように、人がその内部に入り、一定時間を過ごすという点で、用途及び機能に共通性があるものについては、それらの建築物の用途及び機能は類似すると判断する。

他方、土木構造物については様々な固有の用途を持つものが存在することから、「住宅」等と用途及び機能が類似しないと判断される場合も考えられる。

#### (2) 建築物と物品の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と物品の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」(注)については、土地に定着したものであるか否かとの点において異なるものの、人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

(注)「組立家屋」とは、土地に定着する建築物の意匠と異なり、市場で流通する動産であつて、意匠法上の「物品」に該当するもの。

### (3) 建築物と内装の用途及び機能の類否判断

建築物の意匠と内装の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠と、内装の意匠である「住宅用居間の内装」については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

#### 6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

#### 6.2.5 建築物の意匠の類否判断事例

##### (1) 用途及び機能が類似する例

###### ① 住宅、病院、レストラン、オフィス

これらにはいずれも、人がその内部に入り、一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、用途及び機能に共通性がある。

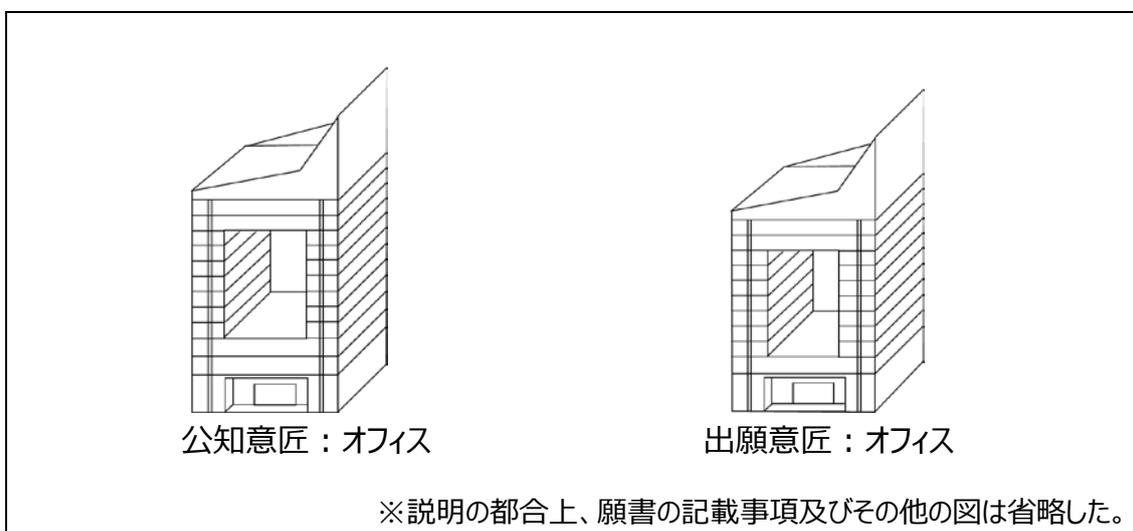
###### ② 鉄道橋と道路橋

(2) 用途及び機能が類似しない例

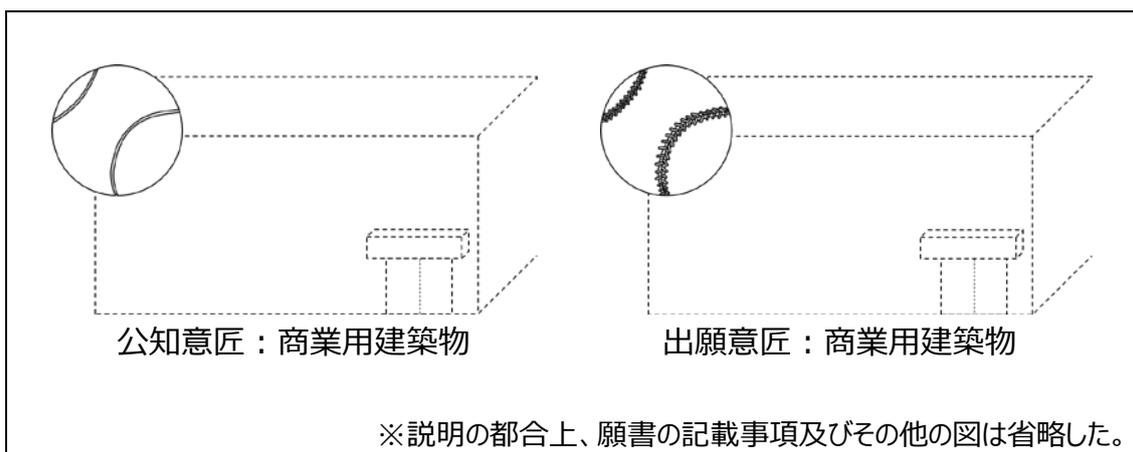
- ① ガスタンクとホテル
- ② 橋梁と灯台

(3) 形状等が類似し、用途及び機能が同一の例

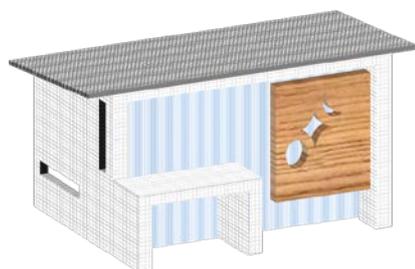
【事例 1】



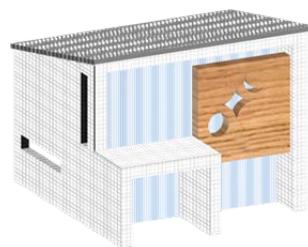
【事例 2】



【事例 3】



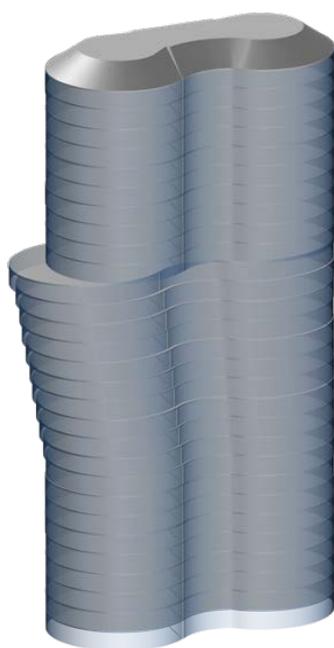
公知意匠：戸建て住宅



出願意匠：戸建て住宅

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例 4】



公知意匠：ホテル



出願意匠：ホテル

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

## 6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作できたものでないこと）

### 6.3.1 建築物の意匠の創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された建築物の意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、建築物を建築したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

### 6.3.2 建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

### 6.3.3 ありふれた手法と軽微な改変

#### 6.3.3.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの建築物に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

#### (a) 置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

#### (b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

#### (c) 一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

#### (d) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

#### (e) 構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

#### (f) 連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

#### (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

### 6.3.3.2 軽微な改変の例

---

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更
- (e) 屋根の傾斜角の単純な変更

### 6.3.4 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

---

当業者の立場から見た意匠の着想や独創性については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」を参照されたい。

### 6.3.5 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

---

建築物の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた建築物の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

なお、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、本章 4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

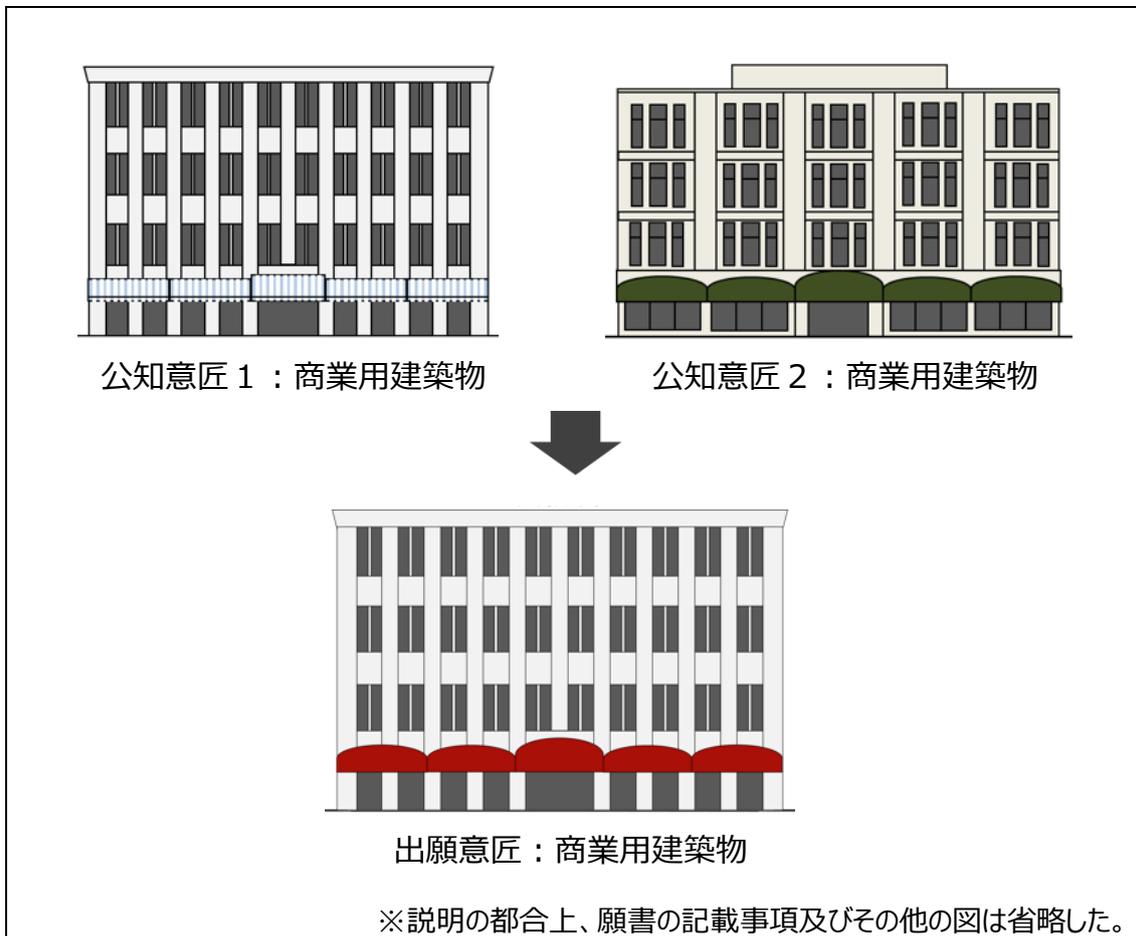
### 6.3.6 創作容易な意匠の事例

---

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

【事例 1】「置き換えの意匠」

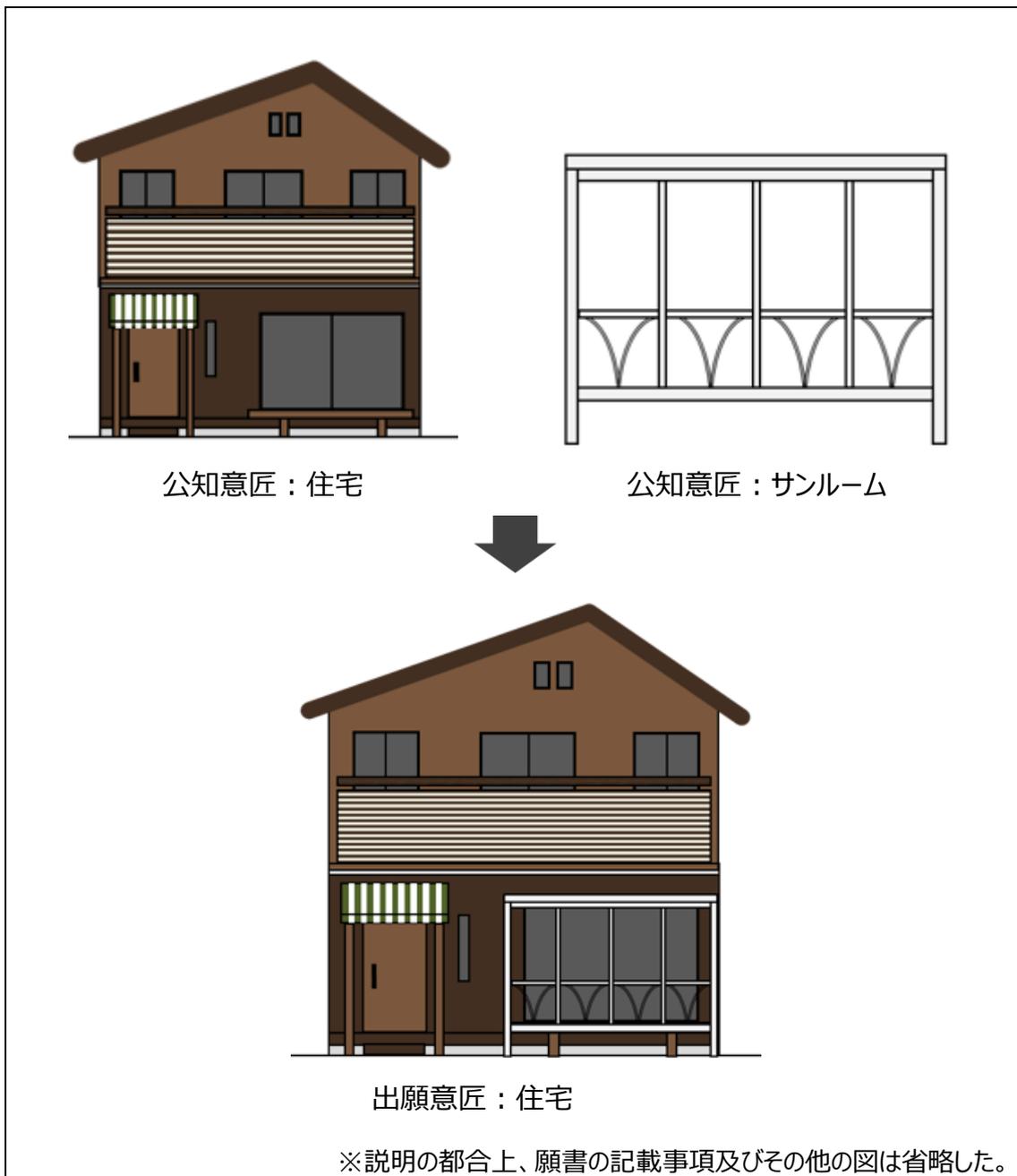
公知の商業用建築物を基本とし、オーニングテントについて、他の公知の商業用建築物のオーニングテントの色彩を変更し、置き換えて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オーニングテントを置き換えることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例2】「寄せ集めの意匠」

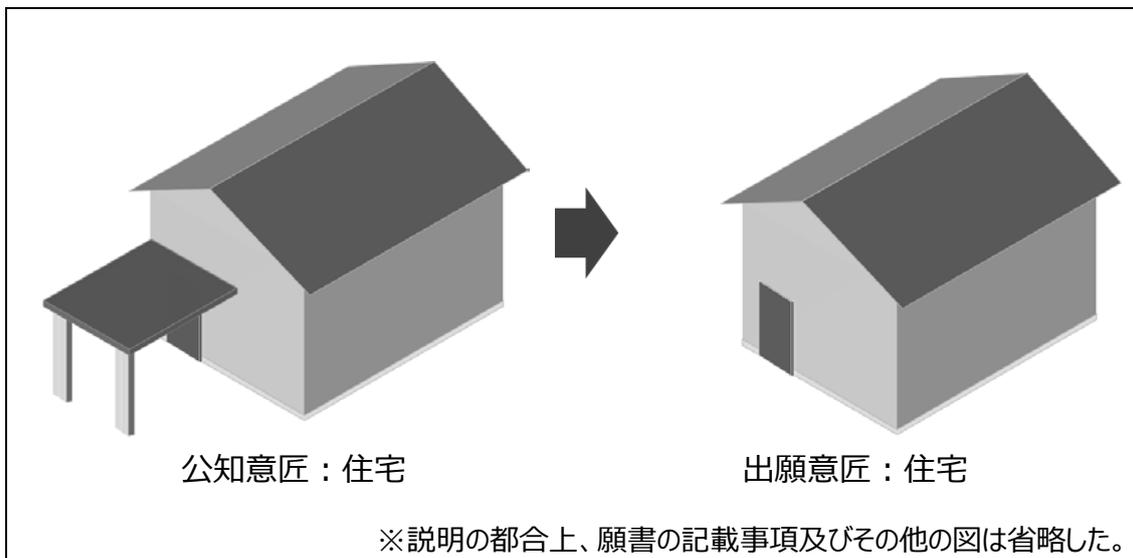
公知の住宅とサンルームを寄せ集めて表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、住宅とサンルームを寄せ集めて表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。また、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例3】「一部の構成の単なる削除の意匠」

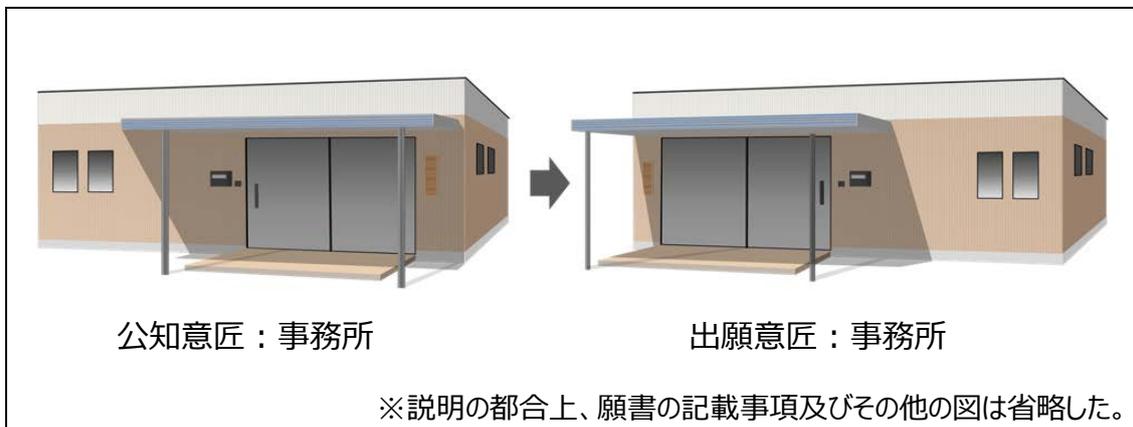
公知の住宅の玄関庇を削除して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、玄関庇を削除することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例4】「配置の変更の意匠」

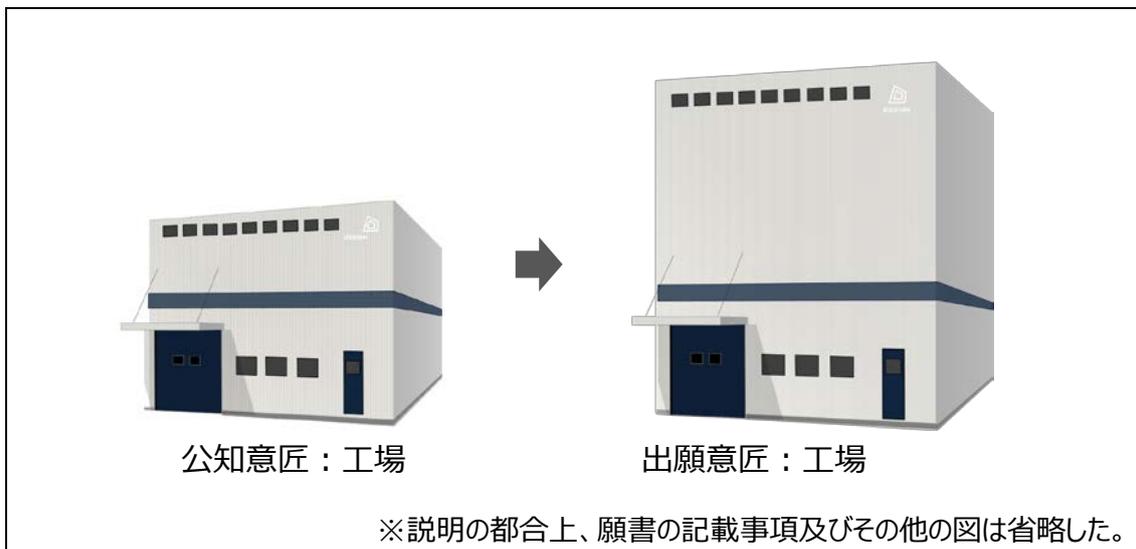
公知の事務所の出入口等の配置を変更して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、出入口等の配置を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。また、その配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、それを考慮する。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例5】「構成比率の変更の意匠」

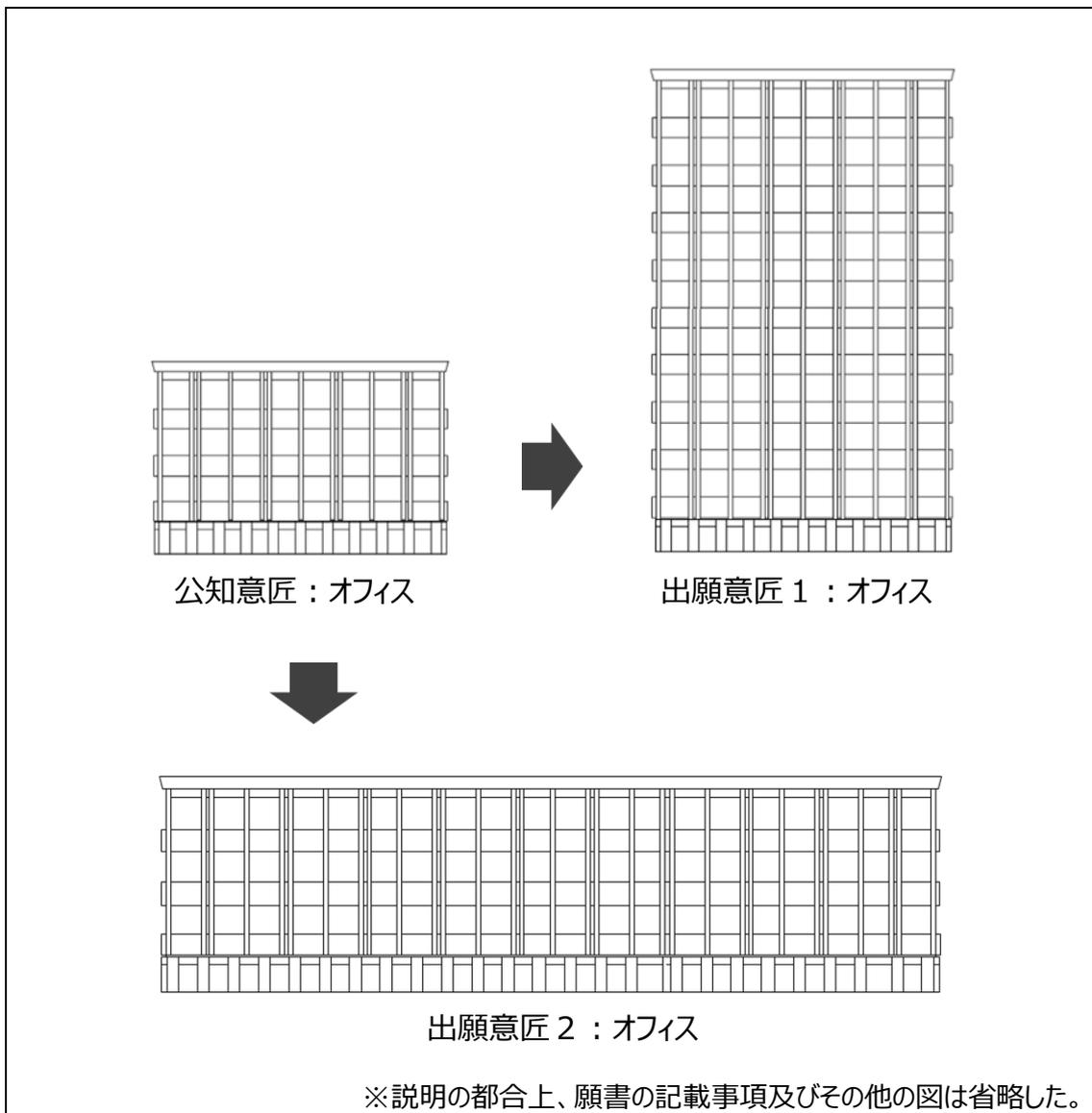
公知の工場の幅と高さの構成比率を変更して表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、幅と高さの構成比率を変更することがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

【事例6】「連続する単位の増減の意匠」

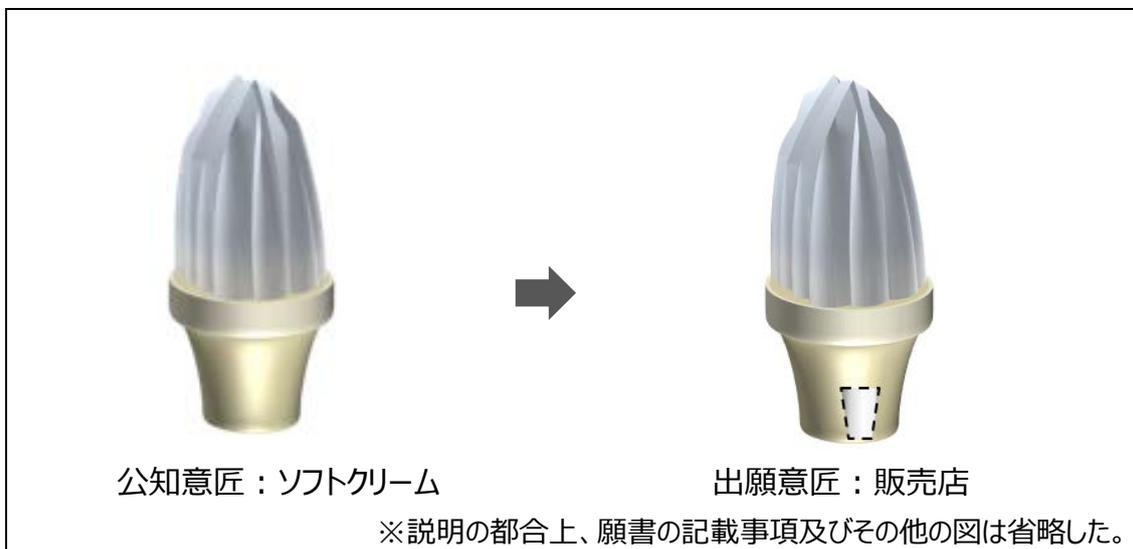
公知のオフィスの階数や幅を増やして表したにすぎない意匠



(注) 本事例は、建築物の分野において、オフィスの階数や幅を増やして表すことがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 【事例 7】「物品等の枠を超えた構成の利用・転用の意匠」

公然知られたソフトクリーム<sup>1</sup>の形状をほとんどそのまま販売店用建築物の形状としたもの表したにすぎない意匠



(注) 上記事例は、建築物の分野において、公然知られた物品の形状をほとんどそのまま販売店用建築物の形状とすることがありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場合の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。また、食品の形状を建築物の形状に模することが、商慣行上行われていると仮定している。

## 6.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠法第3条の2の規定により意匠登録を受けることができない。

審査官は、先願の意匠の一部との類否判断は、物品の意匠の場合と同様に行う（第Ⅲ部第5章参照）。

## 7. 先願の意匠と類似するものでないこと

審査官は、先願の意匠との類否判断は、新規性の類否判断（6.2 参照）と同様に行う。

なお、審査官は、先願の意匠と類似する場合であっても、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たす場合（第Ⅴ部参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録

することができることから、拒絶理由を通知する際や協議指令においてその旨を記載する。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

### 第3章 「組物の意匠」 関連部分

## 第3章 組物の意匠

---

### 1. 概要

---

意匠法第8条は、「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定している。

意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないとされており（意匠法第7条）、一つの意匠として出願することができるのは一つの物品等であることが原則である。しかしながら、意匠の創作においては、二以上の物品等について統一感を持たせた創作が行われることも多い。

これを受け、同法第8条は、二以上の物品、建築物又は画像（以下「物品等」という。）から構成されるものであつても、それらの構成物品等に全体として統一があるときは、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができる旨を規定している。

また、同法第2条は、物品等の部分についても意匠登録の対象となる旨を規定するが、組物の意匠も例外ではないことから、二以上の物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合にも、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。

この章では、組物の意匠として出願された意匠について、組物の意匠としての登録要件を満たしているか否かを、審査官がどのように判断するかについて記載する。

### 2. 組物の意匠の審査における基本的な考え方

---

審査官は、出願された意匠が組物の意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、組物の意匠として意匠登録を受けるための、以下の各要件を満たしているか否かを判断する（注）。

- （1）経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること
- （2）同時に使用される二以上の物品、建築物、画像（以下「物品等」という）であること
- （3）組物全体として統一があること

審査官は、出願された組物の意匠が上記の各要件を満たしている場合、各構成物品単位ではなく組物全体として、その他の要件（第3条第1項柱書（第2条も含む。）、新規性（第3条第1項）、創作非容易性（第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠

の保護除外（第3条の2）、意匠登録を受けることができない意匠（第5条）、先願（第9条）及び関連意匠（第10条）を満たしているか否かの判断を行う。

（注）上記（2）又は（3）の要件を満たさない出願であっても、具体的な意匠が特定できるものであって、その他の実体的要件に不備がなければ、複数の物品等についてそれぞれ一意匠として出願とすべきであったという手続上の不備があるのみである。したがって、上記（2）又は（3）の要件を満たさない意匠登録出願がそのまま登録となることは、直接的に第三者の利益を著しく害することにはならないことから、第8条の要件は、拒絶理由ではあるが、無効理由とはされていない。このような事情に鑑み、審査官は、上記（2）又は（3）の要件について必要以上に厳格に判断することがないよう留意する。

※ 本章においては、特に組物の意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、通常の意味の判断基準の各該当箇所を参照されたい。

### 3. 組物の意匠の審査における具体的な判断

---

#### 3.1 経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること

---

審査官は、組物の意匠として出願された意匠が、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物の意匠のいずれかに該当しない場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

#### 3.2 同時に使用される二以上の物品等であること

---

審査官は、組物の意匠として出願された意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）が、社会通念上同時に使用される二以上の物品等によって構成されていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、出願された組物の意匠の各構成物品等が同時に使用されるものである場合は、物品の意匠同士、建築物の意匠同士、及び画像の意匠同士である場合に加えて、例えば建築物の意匠と画像の意匠、建築物の意匠と物品の意匠、物品の意匠と画像の意匠などのように、それらを複数組み合わせたものである場合であっても、本要件を満たしたものと判断する。

本要件の判断にあたっては、現実同一の時刻に全ての構成物品が使用されるものである必要はなく、審査官は、各構成物品等が、出願された組物の意匠の用途及び機能や使用の目的

等に則してなされる一連の使用の範囲内で用いられるものである場合は、本要件を満たしているものと判断する。

また、出願された組物の意匠の各構成物品等が、社会通念上一体的に流通がなされるものである場合も、審査官は本要件を満たしているとは判断する。

### 3.3 組物全体として統一があること

---

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等が、組物全体として統一が無い場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、組物の意匠として出願された意匠の構成物品等に、当該物品等の部分について意匠登録を受けようとするものが含まれている場合は、全ての構成物品等に意匠登録を受けようとする部分（当該構成物品全体について意匠登録を受けようとする場合も含む。本項3.3において以下同じ。）があり、かつ、全ての構成物品等の意匠登録を受けようとする部分に統一があるか否かを検討し、これらの両要件を満たしていないと判断する場合は、第8条の規定により拒絶の理由を通知する。

審査官は、各構成物品等（物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、「各構成物品等における意匠登録を受けようとする部分」。本項及び3.3.1ないし3.3.3において以下同じ。）が、例えば以下のいずれかに該当する場合は、組物全体として統一があるものと判断する。

- (1) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合
- (2) 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合
- (3) 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合

#### 3.3.1 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例

---

- (1) 形状による統一がある場合
  - (a) 構成物品等の全体の形状が一定の秩序、基調によって構成されているもの

※注：以下の各事例における「一組の○○セット」との記載は、  
今後の意匠法施行規則別表第二に合わせて後日修正を行う。

【事例 1】一組のテレビ受像器セット

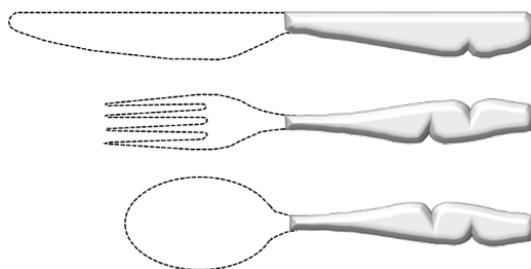


【事例 2】一組の薬味入れセット

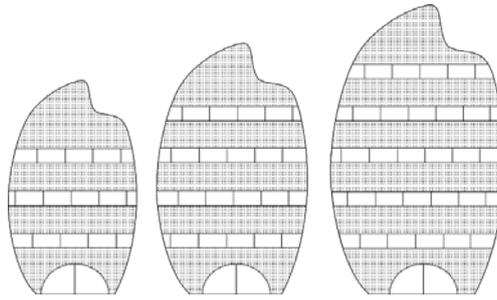


(b) 構成物品等のそれぞれに、同じような特徴を持った形状が表されているもの

【事例 1】一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット



【事例2】一組の建築物



【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

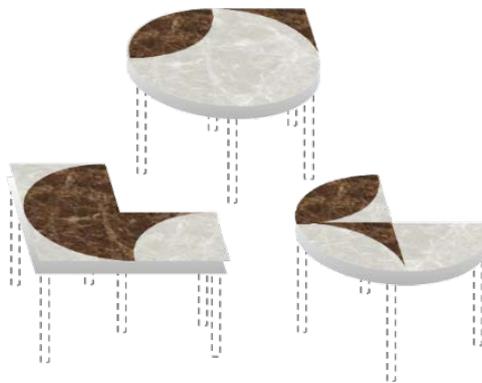
(2) 模様による統一がある場合

同じモチーフや表現態様を持った模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例1】一組の収納棚セット



【事例2】一組のテーブルセット



【事例3】一組のディナーセット



(3) 形状及び模様による統一がある場合

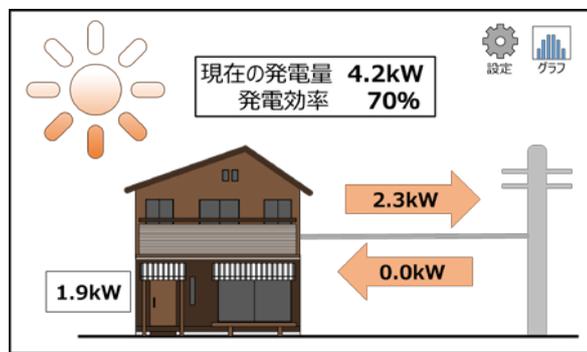
同じモチーフや表現態様を持った形状及び模様が、構成物品等のそれぞれに表されているもの

【事例1】一組の建築物

太陽光発電パネル付き家屋



発電量表示用画像



【意匠に係る物品の説明】

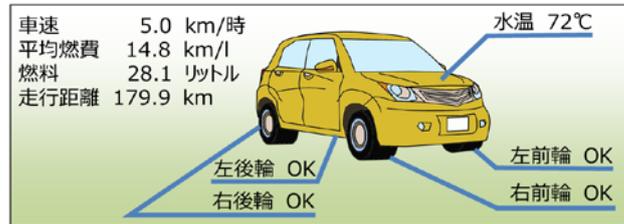
この意匠は、太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

【事例 2】一組の運輸機器セット

乗用自動車



乗用自動車用情報表示画像



【意匠に係る物品の説明】

この意匠は、乗用自動車と、乗用自動車用表示画像により構成されるものである。【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

(4) 色彩による統一がある場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.2 各構成物品等により組物全体として一つのまとまった形状又は模様が表されている場合の例

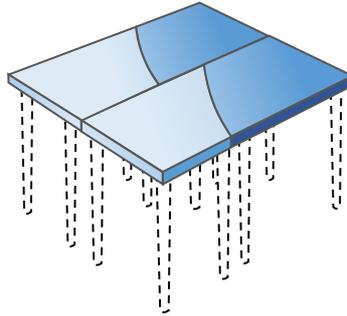
(1) 形状による統一がある場合

構成物品が集合して一つのまとまりある形状を構成しているもの

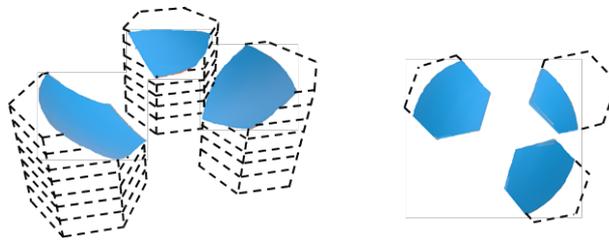
【事例 1】一組のいすセット



【事例 2】一組のテーブルセット



【事例 3】一組の建築物



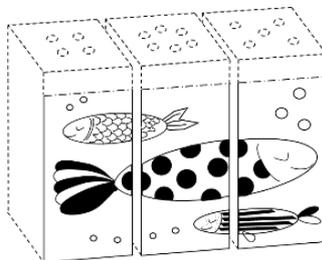
【意匠に係る物品の説明】

この一組の建築物は、商業用建築物、ホテル、美術館から構成されるものである。

(2) 模様による統一がある場合

構成物品に表された模様が集合して一つのまとまった模様となっているもの

【事例 1】一組の薬味入れセット



【事例2】一組の台所セット

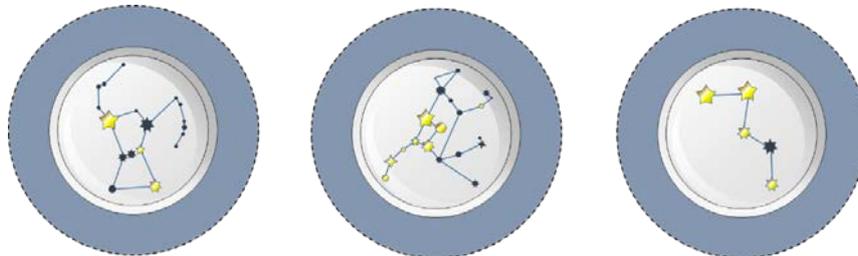


(3) 色彩による統一がある場合

形状や模様と結びついた一定の色彩によって全体の統一を成り立たせたもの。

3.3.3 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によって、物語性など組物全体として観念的に関連がある印象を与えるものである場合の例

【事例】一組のディナーセット



4. 組物の意匠に関する意匠登録の要件等の判断

審査官は、第8条に規定する要件を満たした組物の意匠の意匠登録出願については、組物全体として、第3条第1項柱書（第2条も含む。）、新規性（第3条第1項）、創作非容易性（第3条第2項）、先願の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（第3条の2）、意匠登録を受けることができない意匠（第5条）、先願（第9条）及び関連意匠（第10条）等の各規定に該当するか否かを判断する。

## 5. 組物の意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

---

組物の意匠の意匠登録出願についても、第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、第4条第1項又は第2項の規定を適用するための要件等その他の判断基準については、第3部第4章「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

## 6. 組物の意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

---

### 6.1 組物の意匠の要旨

---

組物の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な組物の意匠の内容をいう。

### 6.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

---

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、審査官は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであると判断する。

なお、その他の判断基準については、第6部第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

### 6.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

---

- (1) 別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されておらず、かつ、願書の記載及び願書に添付した図面等の記載から、一の意匠と認められるときに、願書の「意匠に係る物品」の欄を別表第二に掲げる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、

審査官は、当該補正は出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであると判断する。

ただし、出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、例えば「一組（一揃え）の○○セット（ユニット）」、「一組（一揃え）の○○」、「○○セット（ユニット）」などのような記載であって、第8条の規定により意匠登録を受けることができないものではあるが、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、別表第二に掲げる組物の一を当然に導き出すことができるときに、「意匠に係る物品」の欄の記載を当該導き出すことができる組物の一に訂正する補正がなされた場合は、審査官は、当該補正は要旨を変更するものではないと判断する。

#### （2）別表第二に掲げる組物の意匠から一の意匠に係る物品等に訂正する補正

願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、一の意匠しか表されていないときに、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を、当該一の意匠に係る物品等に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

### 6.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

---

#### （1）組物の構成物品として不適当であると認められるものを削除する補正

出願当初の願書の「意匠に係る物品」の欄に別表第二に掲げる組物の一が記載されているが、願書に添付した図面等に、構成物品等として不適切な意匠が表されているときには、審査官は多意匠と判断する。これに対し、出願人がこの意匠登録出願を一の組物の意匠の意匠登録出願と、一以上の意匠登録出願に分割する際に、もとの意匠登録出願について、構成物品等として不適切な意匠を願書に添付した図面等から削除する補正は、要旨を変更するものとは審査官は判断しない。

#### （2）構成物品として適当であると認められる物品を補充あるいは削除する補正

審査官は、構成物品等として適当であると認められる意匠を追加あるいは削除する補正は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができる同一の範囲を超えるものであり、要旨を変更するものと判断する。

#### （3）組み合わされた状態の図面のみの意匠登録出願について、各構成物品等の図面を追加する補正

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、当然に導き出すことができない構成物品等ごとの形状等を表した図面を、願書に添付した図面等に追加する補正は、要旨を変更するものと判断する。

審査官は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、構成物品等の形状等を当然に導き出すことができるときに、構成物品等ごとの形状等を表した図面を願書に添付した図面等に追加する補正は、要旨を変更するものとは判断しない。

## 7. 組物の意匠の意匠登録出願に関する分割

---

### 7.1 組物の意匠と認められる意匠登録出願の分割

---

複数の物品等により構成される意匠が、第8条に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品等ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

### 7.2 組物の意匠と認められない意匠登録出願の分割

---

組物の意匠の意匠登録出願として出願された意匠が、第8条に規定する要件を満たさない場合、その意匠は全体として一意匠と認められないものであることから、第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、第Ⅷ部「特殊な出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

## 8. パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願

---

組物の意匠の意匠登録出願については、第一国においてその構成物品等が我が国の組物と同様に一意匠として出願されている場合にのみ、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。

なお、その他の判断基準については、第Ⅶ部「優先権」を参照されたい。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅳ部 個別の意匠登録出願

### 第4章 「内装の意匠」 関連部分

## 第4章 内装の意匠

---

### 1. 概要

---

意匠法第8条の2は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定し、内装デザインが意匠法による保護の対象となる旨を定めている。

内装の意匠は、家具や什器などの複数の構成物品等から構成されるもので、一意匠一出願（意匠法第7条）の例外である。

各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とするべく、内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が内装全体として統一的な美感を起こさせるときに限り、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしている。

本章では、内装の意匠として出願された意匠について、内装の意匠としての登録要件を満たしているか否かを審査官がどのように判断するかについて記載する。

### 2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方

---

審査官は、内装の意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い、物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。

本章では、内装の意匠に該当するための要件をはじめ、内装の意匠の審査特有の事項を中心に記載しており、本章に記載されていないその他の事項については、各登録要件の審査基準の該当箇所を参照されたい。

審査官は、内装の意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠が意匠法における内装の意匠に該当するか否かを判断し、該当する場合には、第Ⅱ部及び第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に加えて、本章に記載する事項に従い審査を進める。

### 3. 内装の意匠に該当するための要件

---

審査官は、出願された意匠が以下のすべての要件を満たす場合、意匠法第8条の2に規定する内装の意匠に該当すると判断する。

(1) 店舗、事務所その他の施設の内部であること（→6.1.1.1）

1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること

- 1-2. 内部に該当すること
- (2) 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること  
(→6.1.1.2)
  - 2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
  - 2-2. 複数の物品等から構成されるものであること
- (3) 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること (→6.1.1.3)

上記(1)ないし(3)の各要件の詳細については、本章「6.1.1 意匠を構成するものであること」を参照されたい。

## 4. 意匠ごとの出願

---

意匠法第7条は、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができない。他方、意匠法第8条の2は、この原則の例外として、複数の物品等から構成される内装の意匠について、所定の要件を満たせば、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられる旨規定している。

上記のとおり、意匠法第8条の2は、所定の要件の下、一の出願に複数の物品等を含めることができる旨を定めているが、それらの物品等により構成される意匠が、一の意匠と認められる場合に限られることに変わりない。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当しない場合は、当該意匠登録出願は、意匠ごとに出願されておらず、意匠法第7条の規定を満たさないものと判断する。

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当するか否かについて、以下の観点により判断する。

### 4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方

---

審査官は、意匠登録出願が、例えば二以上の内装意匠の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものである場合、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

例1：「オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装」

例2：「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」

## 4.2 図面等の記載における一意匠の考え方

---

審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、物理的に一続きの空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。このような一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分が従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。

他方、審査官は、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、原則として一の内装の意匠に該当しないと判断する。

ただし、審査官は、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等が一体的に創作がなされたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱う。

### <一の内装の意匠と判断するものの例>

例：ワークスペースと商談のためのカフェが同一空間内にある「オフィスの執務室の内装」

ただし、商談のためのカフェが1階、ワークスペースが2階にあるなど、物理的に離れており、一の空間として一体的に創作されたものでない場合は、一の内装の意匠と判断しない。

### <一の内装の意匠に該当しないと判断するものの例>

例1：それぞれ別個の空間における「ホテル客室の内装」と「ホテルロビーの内装」

例2：「駅舎の内装」と「鉄道車両の内装」

## 4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の一意匠の考え方

---

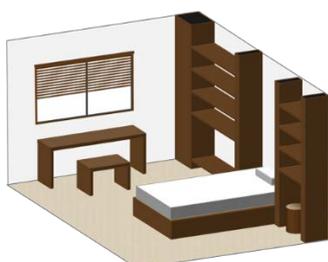
審査官は、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う。

ただし、当該変化が、一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合に限られる。例えば、不使用時に壁面に格納できる可動式のベッドを有する「貸しオフィス用休憩室の内装」などがこれに該当する。

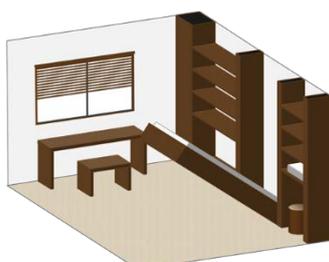
<形状、模様若しくは色彩が変化する内装の例>

意匠に係る物品：貸しオフィス用休憩室の内装

意匠に係る物品の説明：本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠するための可動するベッドを有する。ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。



【斜視図】



【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】



【ベッドを格納した状態を示す斜視図】

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

また、内装に固定した画像表示器等に表示された画像が変化するとき、当該画像の変化が、一の画像の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う（第IV部第1章参照）。加えて、内装に固定した照明器具を点灯させることにより表される模様に変化するとき、当該模様の変化に形状等に関連性があるものである場合に限り、一の内装の意匠を構成するものと取り扱う。

他方、内装の意匠の構成物品等の多くは、任意に動かすことができるものである。例えば、机と椅子が配された「オフィス用会議室の内装」において、会議形式等に応じて、机と椅子の配置を変えることは一般的に行われている。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠を構成する各々の物品等の配置も含めた美感を保護するものである。よって、内装の意匠として出願されたものが、各構成物品等の配置を変更したものを含む場合は、別個の意匠の創作に係るものが含まれていると判断し、上記のように、当該変化が一の用途及び機能に照らして必要な変化の範囲内のものである場合を除いては、一の内装の意匠に該当しないと判断する。

<変化の前後の形状、模様、若しくは色彩を含めて一の内装の意匠として取り扱うものの例>

例1：壁面格納式のベッドを備えた「貸しオフィス用休憩室の内装」

例2：可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」

## 5. 内装の意匠の意匠登録出願における願書及び図面等の記載事項

---

内装の意匠の意匠登録出願の願書及び図面等については、物品の意匠の場合と記載しなければならない事項が一部異なっている。以下、内装の意匠の意匠登録出願について、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示す。

審査官は、内装の意匠の審査において、願書及び願書に添付された図面等が、これらの留意事項に従い記載されたことを踏まえつつ、出願された意匠の認定を行う。

審査官は、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断しても意匠登録を受けようとする意匠を特定できない場合は、意匠が具体的でないことに基づく拒絶理由を通知する。

### 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載

---

内装の意匠について意匠登録出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄に、意匠の内容が明確となるよう、以下の（１）及び（２）の要件をいずれも満たすものを記載する。

（１）内装の意匠としての出願が明確であること

「意匠に係る物品」の欄に、例えば、「○○の内装」のように記載する。

（２）内装の意匠の具体的な用途が明確であること

「意匠に係る物品」の欄に、例えば、「ホテルロビーの内装」のように、どのような施設におけるどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

なお、施設の多くは様々な空間により構成されている。よって、「意匠に係る物品」の欄には、施設のみならず、添付図面等に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載する。

例えば、「意匠に係る物品」の欄に「ホテルの内装」と記載した場合、一般的にホテルは様々な複数の空間から構成されることから、当該記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか等を特定することができない。このため、「ホテルの○○の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載する。

また、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途又は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。

<上記の各要件を満たした記載の例>

なお、以下のものは、いずれも記載の例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。

■ 商業・オフィス空間に関するものの例

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの執務室の内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店の内装、旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の客席の内装、ゲームセンターの内装、ボウリング場の内装、スポーツジムのトレーニングルームの内装、ホテルの客室の内装、旅館の浴場の内装…など

■ 住空間に関するものの例

住宅用リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■ 教育・医療空間に関するものの例

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■ 交通関係空間に関するものの例

空港ターミナルロビーの内装、航空機用客室の内装、地下鉄用プラットフォームの内装、観光列車用内装、バスターミナルロビーの内装、高速バス用内装、客船ターミナルロビーの内装、客船用客室の内装、…など

<一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合の記載例>

例： 【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

## 5.2 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、内装の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載する。

なお、一の空間において複合的な用途を持つ内装の場合は、各々の具体的な用途を「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

### 5.3 「意匠の説明」の欄の記載

---

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

なお、形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠について、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

### 5.4 図面等の記載

---

#### 5.4.1 必要な図

---

内装の意匠の意匠登録出願に添付する図面等の記載要件については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠」を参照されたい。

そのほか、内装の意匠として意匠登録出願する場合は、以下の点に留意して図面等を作成する必要がある。

#### (1) 床、壁、天井のいずれか一つ以上を開示する

内装の意匠に該当するための要件の一つに、施設の内部に該当すること、との要件がある。よって、図面等においては、施設の内部であることを示す床、壁、天井のいずれか一つ以上が開示されていないなければならない。

#### (2) 施設の内部の形状等のみが開示されていればよい

内装の意匠を表す図面等においては、人を内包する空間を表す必要があり、原則、空間の内側から見たものが基本となる。よって、外観の開示を基本とする物品の意匠と異なり、施設の内部の形状等のみが開示されていれば足りる。

なお、例えば店舗正面のファサードなどを含み意匠登録を受けようとする場合は、施設の内部の形状等のみならず、必要に応じて、当該外部の部分も表す図面を添付する。

#### (3) 意匠の特定に支障がない範囲で、様々な図法による開示を認める

正投影図のみならず、平面図と複数の斜視図の組合せや、様々な方向から撮影した複数の写真による開示など、意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認める。

#### 5.4.2 図面中に意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表す場合

---

内装の意匠においても、図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、「意匠の説明」において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

#### 5.3 特徴記載書

---

審査官は、内装の意匠については特徴記載書の提出が推奨されていることに照らし、特徴記載書が提出されている場合は、出願された意匠の創作に関する出願人の主観的意図を理解するため等の参考としつつ審査を進める。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされているが（意匠法施行規則第六条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象としない。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする。

### 6. 内装の意匠の登録要件

---

内装の意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、内装の意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること（→6.1）
- (2) 新規性を有すること（→6.2）
- (3) 創作非容易性を有すること（容易に創作できたものでないこと）（→6.3）
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと（→6.4）

## 6.1 工業上利用することができる意匠であること

---

審査官は、内装の意匠として意匠登録出願されたものが、以下のいずれかの要件を満たしていない場合は、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないと判断する。

- (1) 意匠を構成するものであること (→6.1.1)
- (2) 意匠が具体的であること (→6.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること

### 6.1.1 意匠を構成するものであること

---

意匠法上の意匠を構成するための一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」2.「意匠該当性要件についての判断」を参照されたい。

また、出願されたものが、内装の意匠に該当するためには、以下の①ないし③の要件を全て満たすものでなければならない。

- ① 店舗、事務所その他の施設の内部であること (→6.1.1.1)
  - (a) 店舗、事務所その他の施設に該当すること
  - (b) 内部に該当すること
- ② 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること (→6.1.1.2)
  - (a) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
  - (b) 複数の物品等から構成されるものであること
- ③ 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること (→6.1.1.3)

#### 6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

---

出願された意匠が、店舗、事務所その他の施設の内部に該当するためには、以下の(1)及び(2)のいずれの要件も満たすものでなければならない。

##### (1) 店舗、事務所その他の施設に該当すること

内装の意匠の対象となる施設は、「店舗、事務所その他の施設」である(意匠法第8条の2)。主に店舗のインテリアデザインやディスプレイデザイン、オフィススペースのデザイン等を対象とするものであるが、それらに限られないとして「その他の施設」が条文上規定されている。

この「その他の施設」には、意匠法の目的に従い、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅など、産業上のあらゆる施設が広く含まれる。

具体的には、審査官は、店舗及び事務所を含め、内装の意匠として出願された意匠が「その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合」は、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断する。

また、上記要件を満たす場合は動産を含む。例えば、組み立て式の簡易店舗や事務所、鉄道車両や旅客機、客船の内装などが該当する。

## (2) 内部に該当すること

意匠法上の内装の意匠に該当するためには、種々の施設の「内部」に該当するものでなければならない（意匠法第8条の2）。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、施設の内部を主としたものでない場合は、内装の意匠に該当しないと判断する。

具体的には、施設の内部であることを示す、床、壁、天井のいずれか一つ以上が図面上、開示されていなければならず、いずれも開示されていない場合は、同条に基づく拒絶理由を通知する（→5.4.1（1）参照）。その際、当該意匠が物品や組物等の意匠として認められる場合は、原則としてその旨も併せて通知する。

ただし、内装の意匠の創作は、施設の内部のみに必ずしも限定されるものではない。例えば、店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む創作や、内外の境をあえて曖昧にした創作など、施設外部とのつながりを考慮した内装の創作がある。これらの創作実態があることをふまえ、審査官は上記判断をするにあたり、原則として施設の内部空間全体が完全に閉じているか否かを厳格に検討する必要はない。施設の内部が施設の開口部及び施設の外部に連続している場合等には、施設の内部に付随する施設の外部が含まれていてもよい。

なお、意匠法上の意匠は、「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（意匠法第2条）、施設の用途及び機能に照らした通常の使用状態において、施設の利用者が肉眼によって通常視認することがない範囲は、施設の内部に該当しないと判断する。例えば、施設の保守等の目的でしか入らない天井裏（注）や床下、壁裏、パイプスペースなどがこれに該当する。

（注）天井板を設けず、あえて配管を見せる内装などは、施設の利用者が肉眼によって通常視認できるため、このようなものは当該部分を含め、施設の内部に該当すると判断する。

### 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

出願された意匠が、複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであることとの要件を満たすためには、以下の（1）及び（2）のいずれの要件も満たすものでなければならない。

(1) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

内装の意匠を構成できるものは、以下に例示するとおり、意匠法上の物品、建築物又は画像に限られる（意匠法第8条の2）。

〈内装の意匠を構成するものとして適切なものの例〉

以下のものは、いずれも例であって、適切な記載と認められるものは、以下の例に限られるものではない。

- ・机、椅子、ベッドなどの家具類
- ・陳列棚などの什器類
- (意匠法上の物品と認められる販売商品等が含まれていても可)
- ・照明器具など
- ・内装の意匠を構成する建築物に備え付けられたモニターに表示される画像や、同様に備え付けられたプロジェクターから当該建築物の壁面に投影される画像など

なお、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様は、内装の意匠を構成する要素として取り扱う（「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 2.1 「物品等と認められるものであること」(2) 「物品と認められないものの例」②「個体以外のもの」参照。）。

他方、意匠法上の意匠に該当しないものは、以下に例示するとおり、内装の意匠を構成するものとは認められない。

<内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例>

以下のものは、いずれも例であって、以下の例に限られるものではない。

意匠法上の意匠に該当しないもの

(ただし、以下の例に該当するものであっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲のものは建築物の意匠の一部を構成する。)

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物 (ただし、造花は意匠法上の物品の意匠に該当する。)
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水 (ただし、保形性のある容器に入ったものは除く) などの不定形のもの
- ・香りや音など、視覚以外で内装空間を演出するもの
- ・自然の地形そのもの

なお、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。

(建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについては、第 2 章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」、新規性要件の判断における類否判断上の取扱いについては本章 6.2.5「内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価」、創作非容易性要件の判断上の取扱いについては本章 6.3.5「内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方」を参照されたい。)

また、意匠法上の意匠を構成しないものが図面等に表されている場合であっても、願書の記載または図面等の描き分けにより、内装の意匠を構成しないことが明確な場合は拒絶理由の対象とせず、削除は要しない。

他方、願書の記載または図面等の描き分けがなく、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれると判断される場合は、意匠法第 8 条の 2 に基づく拒絶理由を通知する。

(2) 複数の物品等から構成されるものであること

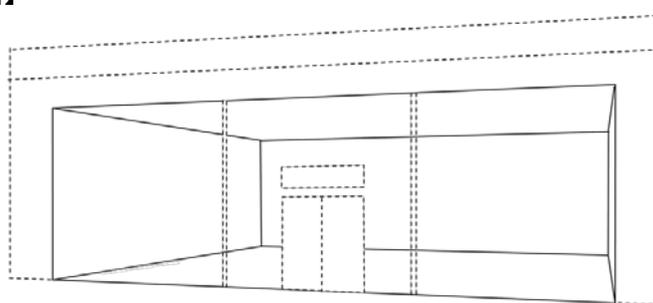
意匠法第 8 条の 2 は、複数の構成物品等から構成される内装について、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願し、登録を受けられる旨を規定したものである。よって、審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、二以上の物品等ではなく、一

の構成物品等のみからなるものであると認められる場合は、同条で定める内装の意匠に該当しないと判断する。

なお、審査官は、出願された内装の意匠について、通常の使用状態において、当該施設自体を構成する建築物等の他に、他の物品等が、当該内装の意匠の使用者にとって視認可能な状態で表れていると認められる場合には、本要件を満たしているものと判断する。当該判断において、内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、意匠登録を受けようとする部分に加え、その他の部分も含めて、本要件を満たしているか否かを判断する。

<複数の物品等から構成されるものとは認められないものの例>

【斜視図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(説明) この事例では、施設の内部の意匠が一つ表されているのみで、複数の物品等から構成されるものとは認められない。なお、このような場合は、建築物の内部の部分意匠として、意匠登録を受けることができる可能性がある。

#### 6.1.1.3 内装全体として統一的美感を起こさせるものであること

意匠法第8条の2は、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、内装全体として統一的美感を起こさせるものでなければならない旨を規定する。

この規定は、意匠法第7条が、意匠登録出願は意匠ごとに行うことを定めており、一の出願には、原則一の物品等しか含めることができないのに対し、その例外として、複数の物品等から構成される内装について、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられることを許容するとともに、各構成物品等の組合せ方や配置を含めた内装全体としての美感を保護の対象とすることを規定したものである。

よって審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものである場合に限り、当該要件を満たしていると判断する。

他方、内装の意匠を構成するものは多岐にわたり、それらすべてに同様の形状等の処理がなされることは稀であることから、内装全体として本要件を満たしている場合は、各々の構成物品等のすべてについて統一的な形状等の処理がなされているか否かは不問とする。

なお、出願された意匠が、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、本要件を満たしているか否かを判断する。

本要件を満たすものの例、及び満たさないものの例は以下のとおり。

#### <内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例>

以下はいずれも例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形状等の処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に観念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形状等が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

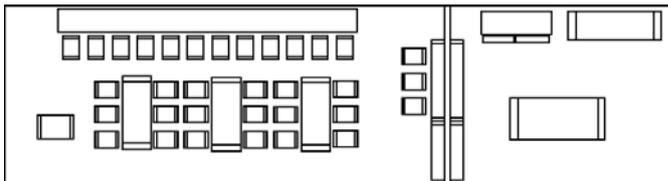
【事例 1】構成物等に共通の形状等の処理がされているもの

意匠に係る物品：喫茶店の内装

特徴記載書【意匠の特徴】：

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

【平面図】



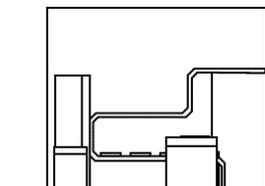
【正面図】



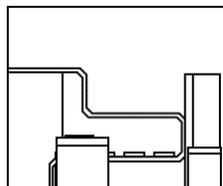
【背面図】



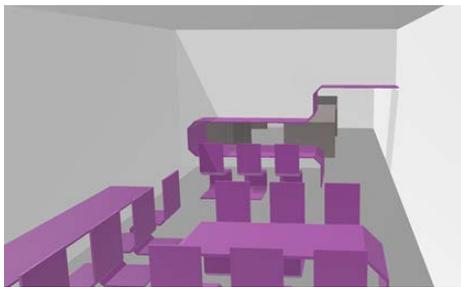
【左側面図】



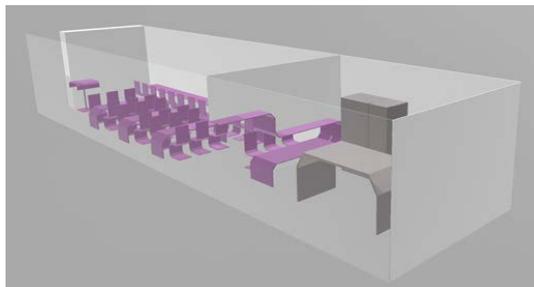
【右側面図】



【実施状態を示す参考図】



【正面側の壁を透過させた参考図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一した美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

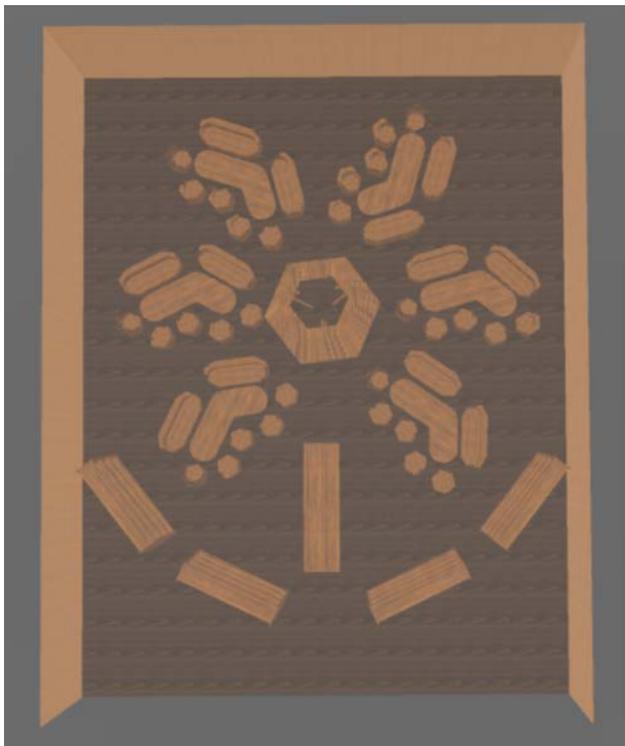
【事例 2】構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの

意匠に係る物品：図書館用図書室の内装

特徴記載書【意匠の特徴】：

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

【平面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

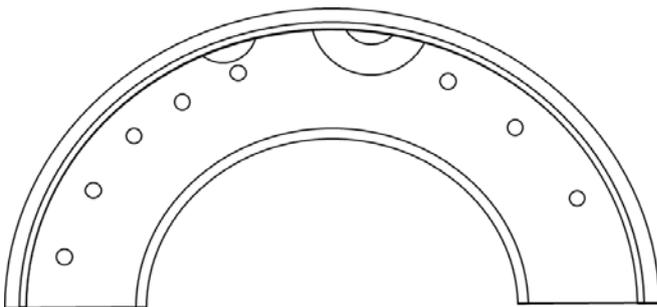
### 【事例3】構成物等に観念上の共通性があるもの

意匠に係る物品「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書【意匠の特徴】：

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

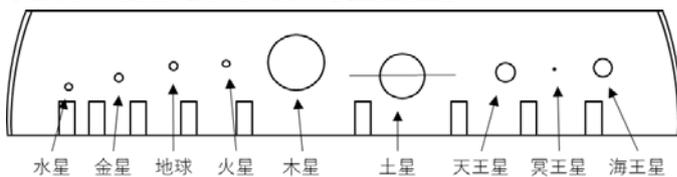
【平面図】



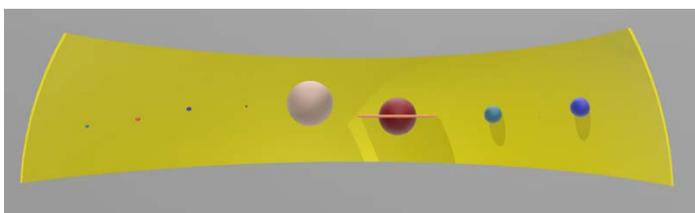
【正面図】



【各部の名称を示した参考正面図】



【実施例を示す参考正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

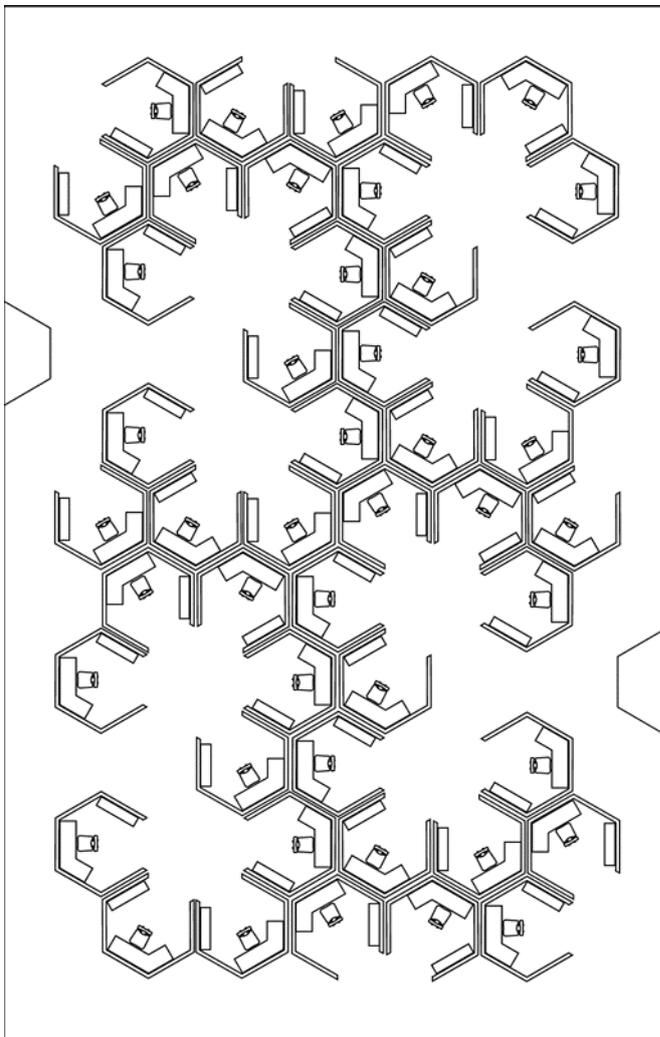
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

【事例 4】構成物を統一的な秩序に基づいて配したもの

意匠に係る物品：オフィスの内装

特徴記載書【意匠の特徴】：

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。



※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

### <内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例>

以下はいずれも例であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないものは、これらに限られるものではない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表されていないもの

### 6.1.2 意匠が具体的であること

#### (1) 意匠が具体的であることの要件

内装の意匠として意匠登録を受けるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から意匠登録出願の対象が内装の意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなければならない。

次に、内装の意匠として出願された意匠が具体的なものと認められるためには、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容が直接的に導き出されなくてはならない。

審査官は、出願された意匠について、以下の①ないし④についての具体的な内容を導き出すことができないときは、意匠が具体的でない判断する。

- ① 内装の用途及び機能
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、当該部分の用途及び機能
- ③ 内装の一部について意匠登録を受けようとする場合には、その位置、大きさ、範囲
- ④ 内装の形状等

願書の記載又は願書に添付した図面等に関する一般的な要件については、「第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠（意匠該当性・具体性・工業上の利用可能性）」を参照されたい。

#### (2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

審査官は、内装の意匠に係る意匠登録出願の願書又は願書に添付した図面等に、例えば以下のような記載不備があり、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出すことができないときは、意匠が具体的でない判断する。

<意匠が具体的でない判断する場合の例>

- ① 内装の具体的な用途が明らかでない場合
- ② 内装の一部について意匠登録を受けようとする意匠である場合に、当該部分の用途及び機能が明らかでない場合
- ③ 内装の意匠として意匠登録を受けようとするものであるか、建築物の意匠として意匠登録を受けようとするものであるかが不明な場合
- ④ 内装の意匠として意匠登録を受けようとする意匠の具体的な形状等が明らかでない場合

## 6.2 新規性を有すること

---

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された内装の意匠が公知の意匠のいずれかの意匠と同一であるか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

新規性要件に関する一般的な判断基準については、「第Ⅲ部第2章 新規性」を参照されたい。加えて、内装の意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

### 6.2.1 内装の意匠の類否判断における判断主体

---

内装の意匠の類否判断における判断主体は、物品の意匠の類否判断における判断主体と同様に、需要者（取引者を含む）である（第Ⅲ部第2章「2.3.3 判断主体」参照）。

例えば、戸建て住宅の内装であれば、一般に、当該住宅の施主となり、かつ、使用者となる者が需要者と考えられ、また、商業施設の内装であれば、一般に、当該商業施設の所有者となる施主が需要者と考えられる。ただし、商業施設の所有者は、通常、各テナントとその利用客の利便性や、着目する箇所等も考慮するものと考えられるから、需要者の視点には、当該利用客等の視点が含まれる。

審査官は、出願された各内装の意匠の用途に照らし、当該用途に応じた需要者の視点で判断を行う。

### 6.2.2 内装の意匠の類否判断における観察方法

---

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成されるものである。

よって、類否判断のための意匠の観察にあたっては、施設の通常の利用態様における肉眼による観察を基本としつつ、内装の特性に応じて、例えば、内装の一部に特徴的な形状等の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点から総合的に行う。

### 6.2.3 用途及び機能の類否判断

#### (1) 内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断

内装の意匠同士の類否判断における、両意匠の用途及び機能の類否判断に際して、審査官は、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

審査官は、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

内装の意匠の場合は、例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」のように、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的である。よって、審査官は、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。

#### (2) 内装の意匠と建築物の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と建築物の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅用居間の内装」と、建築物の意匠である「住宅」について、その内部の居間の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

#### (3) 内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断

内装の意匠と物品の意匠との間の用途及び機能の類否判断についても、(1)と同様であり、両意匠の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、両

意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能が類似すると判断する。

よって、例えば、内装の意匠である「住宅の浴室の内装」と、物品の意匠である「浴室」について、その内部の浴室の部分を意匠登録を受けようとする部分とした意匠については、いずれも内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があり、また、物品の意匠である「浴室」については、内部において人が一定時間を過ごすこと以外に、他の用途及び機能をほとんど持たないものであることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。

#### 6.2.4 内装の意匠の構成物の配置や数の評価

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。

よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形状等のみならず、それらの配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う。

各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

また、各構成物品等の形状等は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

#### 6.2.5 内装意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価

意匠の類否判断において、内装意匠の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等自体は、意匠の特徴として考慮しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、当該造形的特徴を考慮する。

なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第2章4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

#### 6.2.6 内装の意匠の類否判断事例

##### (1) 用途及び機能が類似する例

以下の枠内のものは、いずれも人が一定時間を過ごすために用いられるものであるという点で、それらの意匠の用途及び機能には共通性がある。よって、いずれも用途及び機能が類似すると判断する（注）。

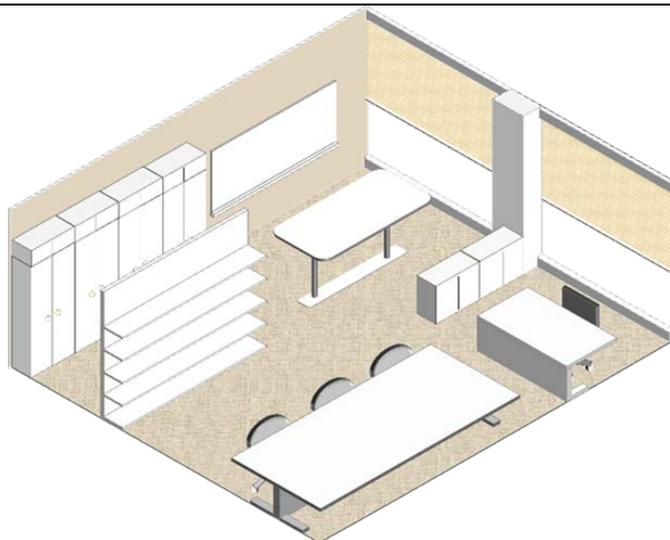
レストランの内装、オフィスの執務室の内装、ホテルの客室の内装、住宅用リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装

（注）ただし、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合に、当該意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能が、対比する他の意匠における当該部分に相当する部分の用途及び機能と大きく相違する場合は、両意匠の形状等が類似する場合であっても、非類似の意匠と判断する可能性がある。

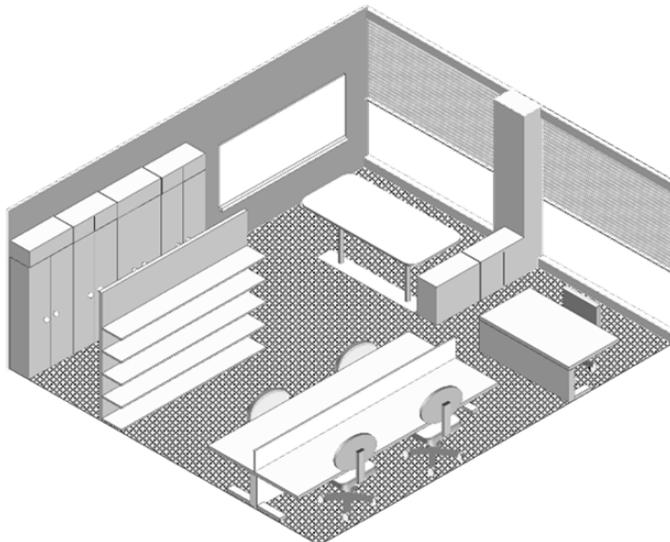
(2) 形状等が類似し、用途及び機能が類似する例

【事例1】オフィスの例

両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通する。一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの内装」

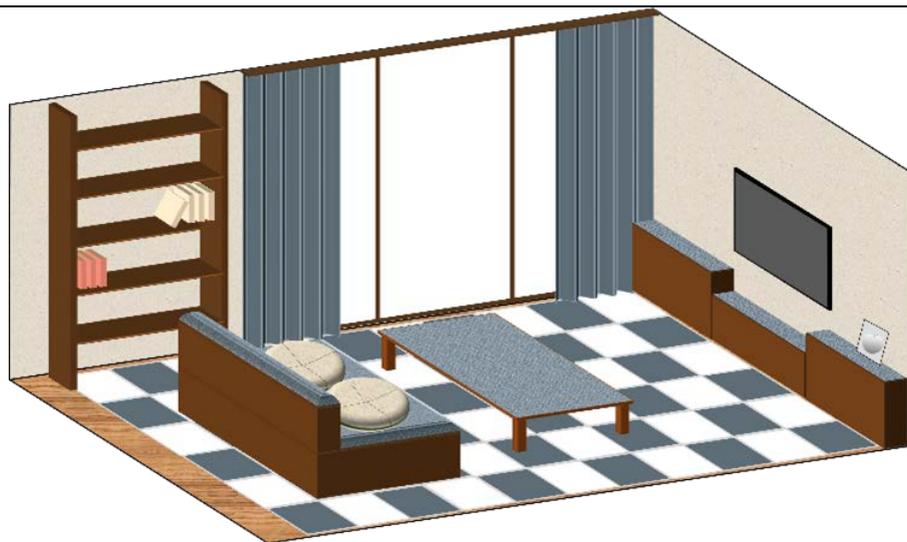
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

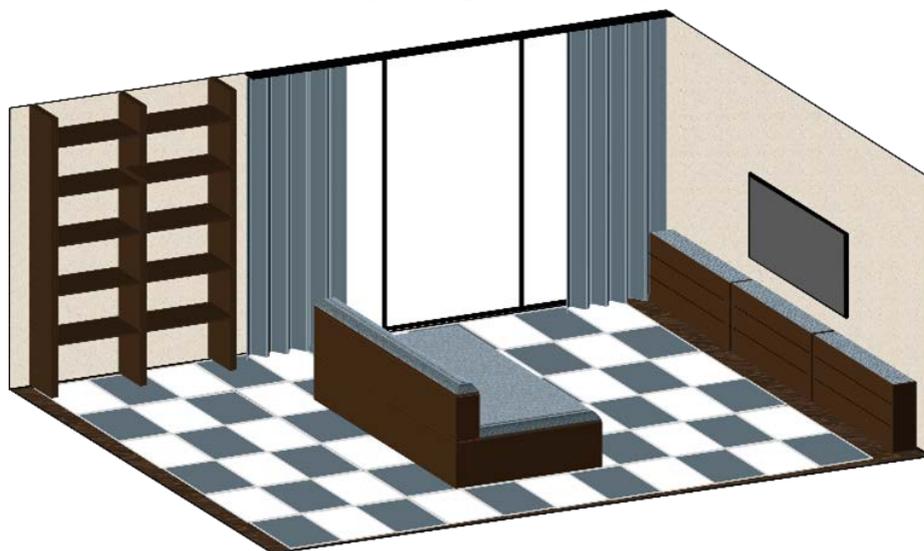
## 【事例2】病院用待合室の例

両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形状等がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。

一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。



公知意匠「Y邸のインテリア」



出願意匠「病院用待合室の内装」

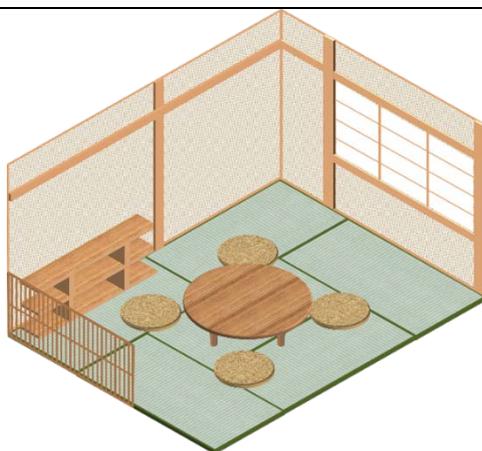
※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

### (3) 形状等が類似せず、用途及び機能が類似する例

#### 【事例1】料亭の例

両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形状等が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、需要者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって、意匠全体として比較すると両意匠は非類似と判断される。なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。



公知意匠「T邸の居間」



出願意匠「料亭の内装」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

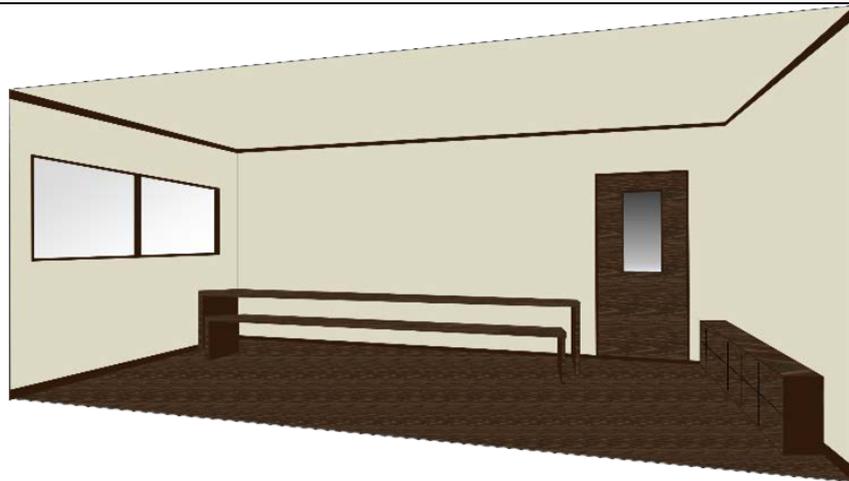
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

## 【事例 2】展示室の例

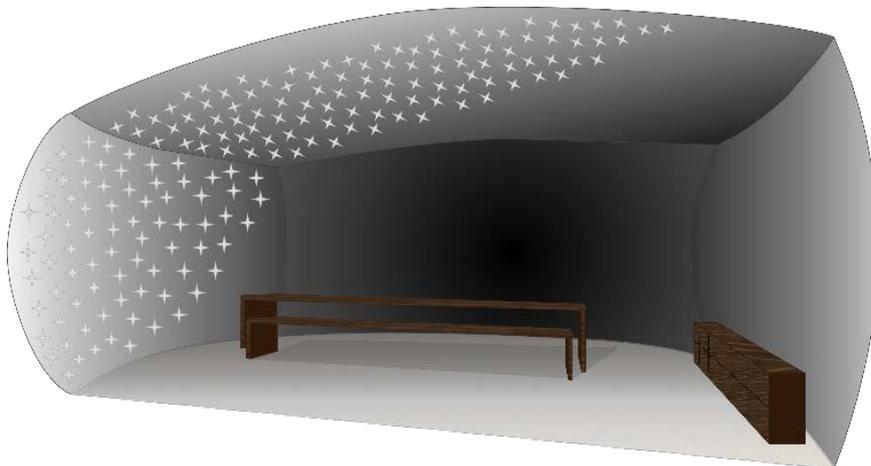
両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、需要者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。

一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから需要者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。

よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。



公知意匠「洋室」



出願意匠「展示室の内装」

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

## 6.3 創作非容易性を有すること（容易に創作出来たものではないこと）

### 6.3.1 建築物の意匠の創作非容易性の判断主体

審査官は、出願された内装の意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、内装の意匠を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

### 6.3.2 建築物の意匠の創作非容易性の判断に係る基本的な考え方

創作非容易性の判断に係る基本的な考え方については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方」を参照されたい。

### 6.3.3 ありふれた手法と軽微な改変

#### 6.3.3.1 ありふれた手法の例

審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的な態様を基本として創作されたものであると判断した場合、その意匠の属する分野における「ありふれた手法」により創作されたものか否かを検討する。

多くの内装の意匠に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

#### (a) 置き換え

意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。

#### (b) 寄せ集め

複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。

#### (c) 一部の構成の単なる削除

意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。

#### (d) 配置の変更

意匠の構成要素の配置を、単に変更することをいう。

#### (e) 構成比率の変更

意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。

#### (f) 連続する単位の数の増減

繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。

#### (g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

### 6.3.3.2 軽微な改変の例

---

審査官は、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がありふれた手法などによりそのままあらわされているのではなく、それらの構成要素や具体的態様に改変が加えられた上であらわされている場合は、当該改変が、その意匠の属する分野における「軽微な改変」に過ぎないものであるか否かを検討する。

「軽微な改変」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。

- (a) 角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- (b) 模様等の単純な削除
- (c) 色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色、要求機能に基づく標準的な彩色
- (d) 素材の単純な変更

### 6.3.4 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について

---

当業者の立場から見た意匠の着想や独創性については、「第Ⅲ部第3章 創作非容易性 4.3 当業者の立場から見た意匠の着想や独創性について」を参照されたい。

### 6.3.5 内装の意匠の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の考え方

---

内装の一部に、意匠を構成する自然物等が含まれている場合は、例えば植物の枝葉や花の形状等のように、自然が生み出した造形からなる形状等は意匠の創作として評価しない。他方、人工構造物と自然物等との位置関係や、それらを含めた内装の意匠全体の構成については、その造形的特徴を意匠の創作として評価する。

なお、内装意匠の一部に自然物等が含まれている場合に、それらが意匠を構成するものであるか否かの判断については、本章 6.1.1.2「複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」、及び第2章「建築物の意匠」4.3「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」を参照されたい。

### 6.3.6 創作容易な意匠の事例

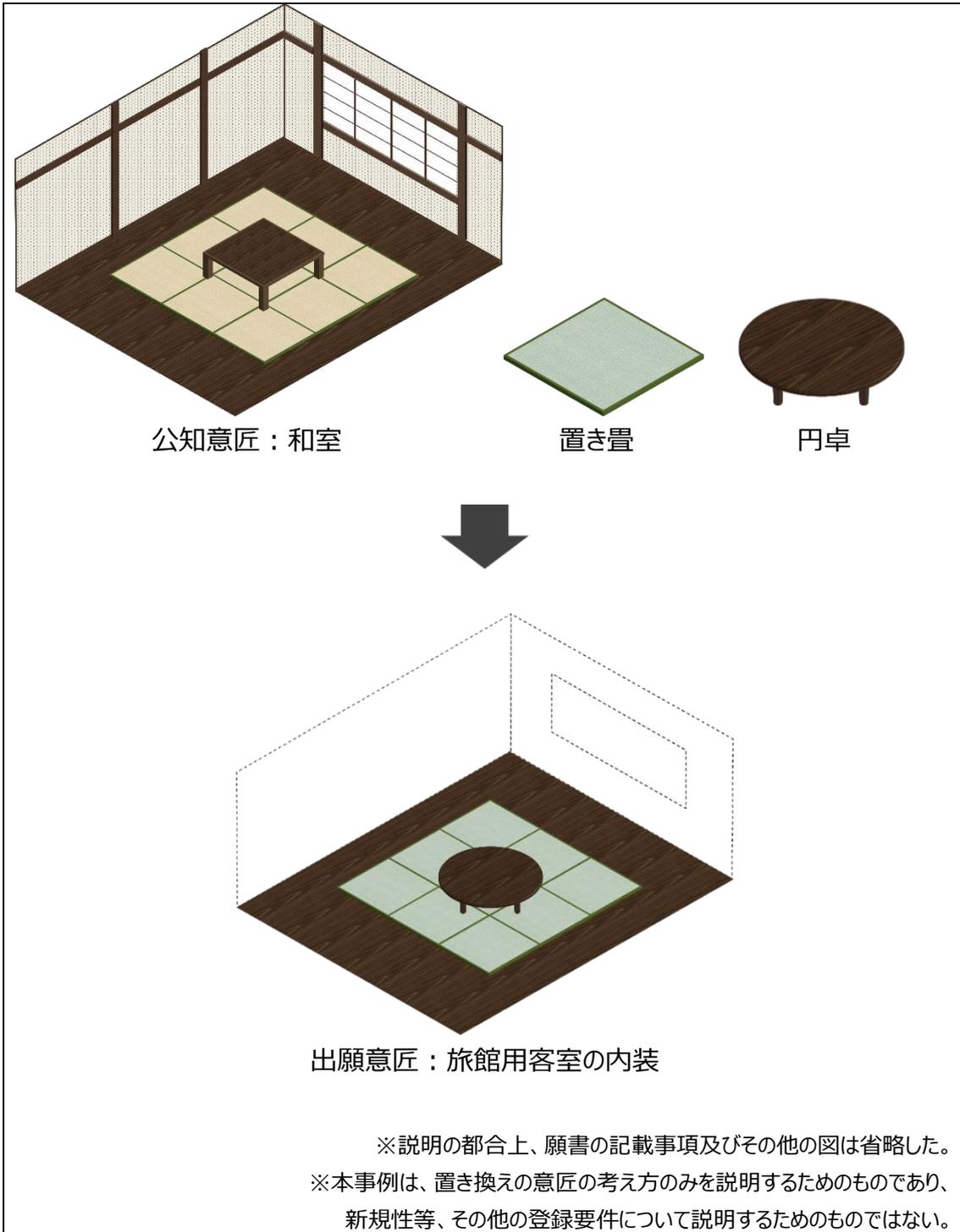
---

以下に示す各事例は、いずれも出願意匠が新規性を有するものと仮定した場合における、創作非容易性の判断手法を模式的に表したものである。

### 6.3.6.1 置き換えの意匠

#### 【事例】「旅館用客室」

公知の和室の机及び置き畳を、ほとんどそのまま他のものに置き換えて表したにすぎない意匠

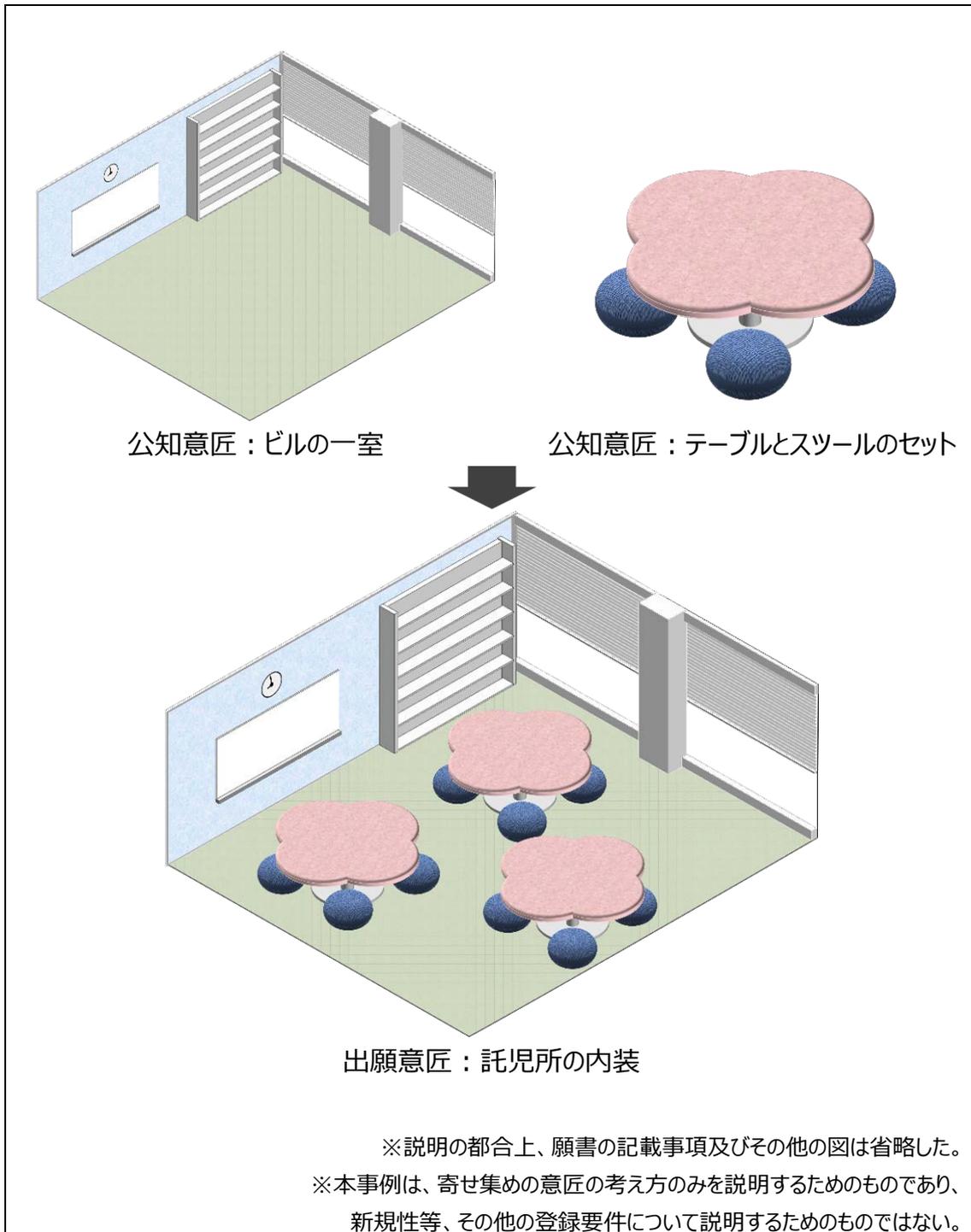


(注) 本事例は、出願意匠の属する分野において、机や置き畳を他のものに置き換えることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 6.3.6.2 寄せ集めの意匠

#### 【事例2】「託児所」

公知の部屋とテーブルセットを寄せ集めて表したにすぎない意匠

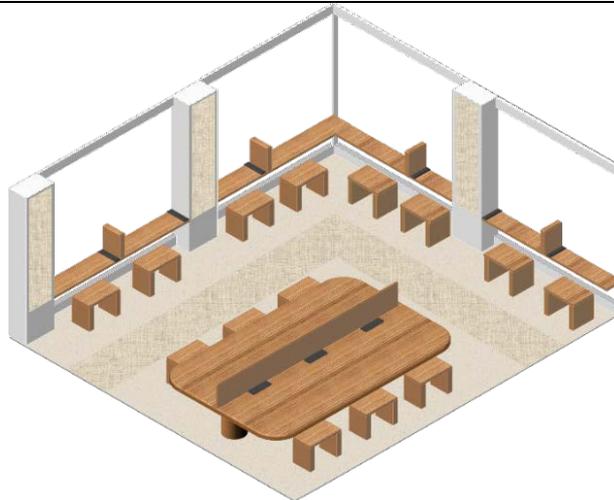


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机や椅子、棚など、種々の構成物を寄せ集めることが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

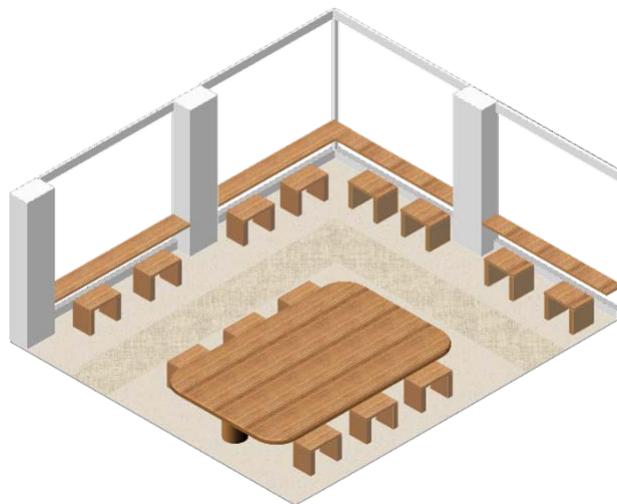
### 6.3.6.3 一部の構成の単なる削除による意匠

#### 【事例】「喫茶店」

公知の自習室の一部の構成を削除して、喫茶店の内装としたにすぎない意匠



公知意匠：自習室



出願意匠：喫茶店の内装

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

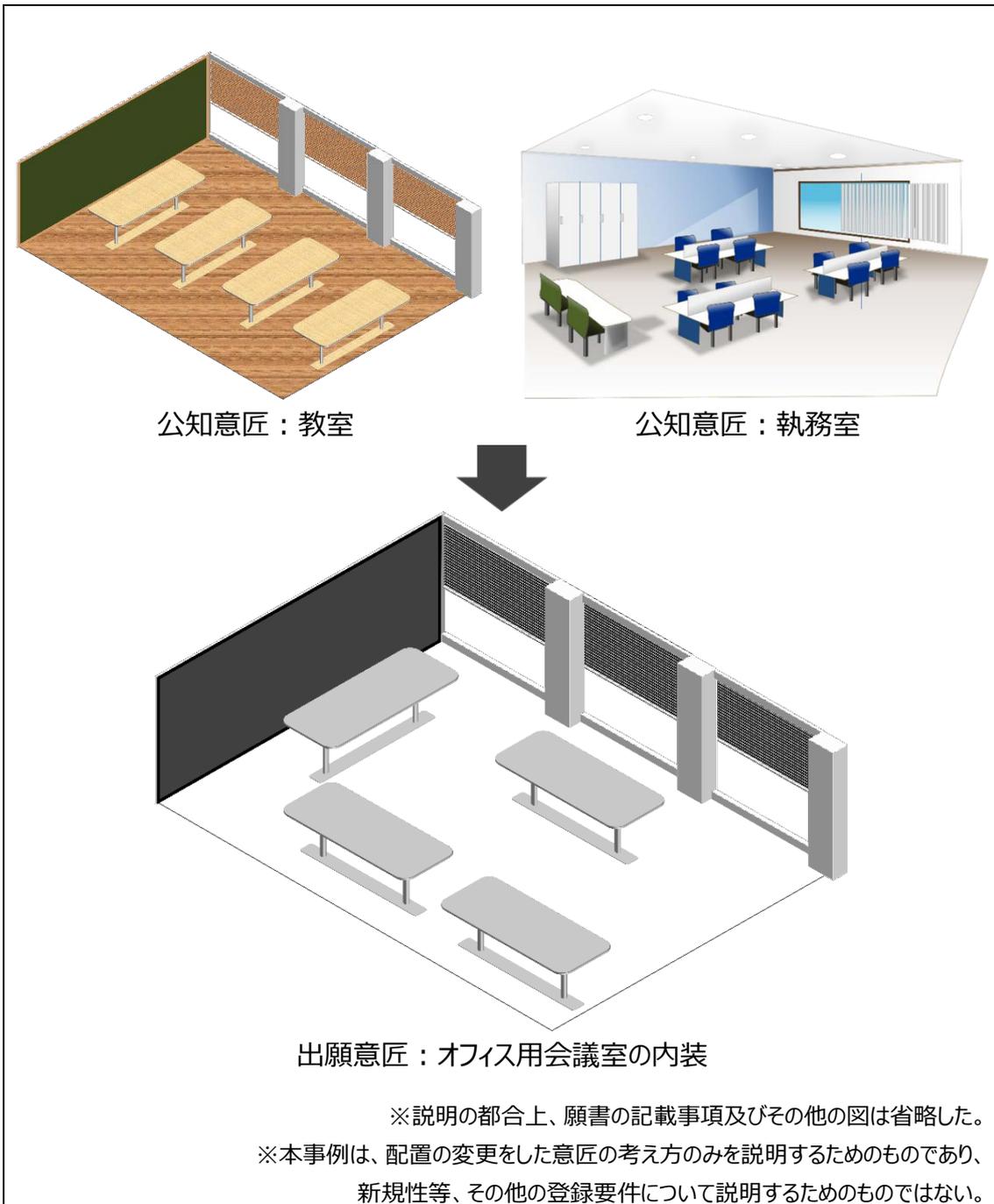
※本事例は、一部の構成の単なる削除をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、一部の構成を削除することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

#### 6.3.6.4 配置の変更による意匠

##### 【事例】「オフィスの会議室」

公知の教室における机の配置を、その他に公知の執務室の机の配置に従って、変更したにすぎない意匠

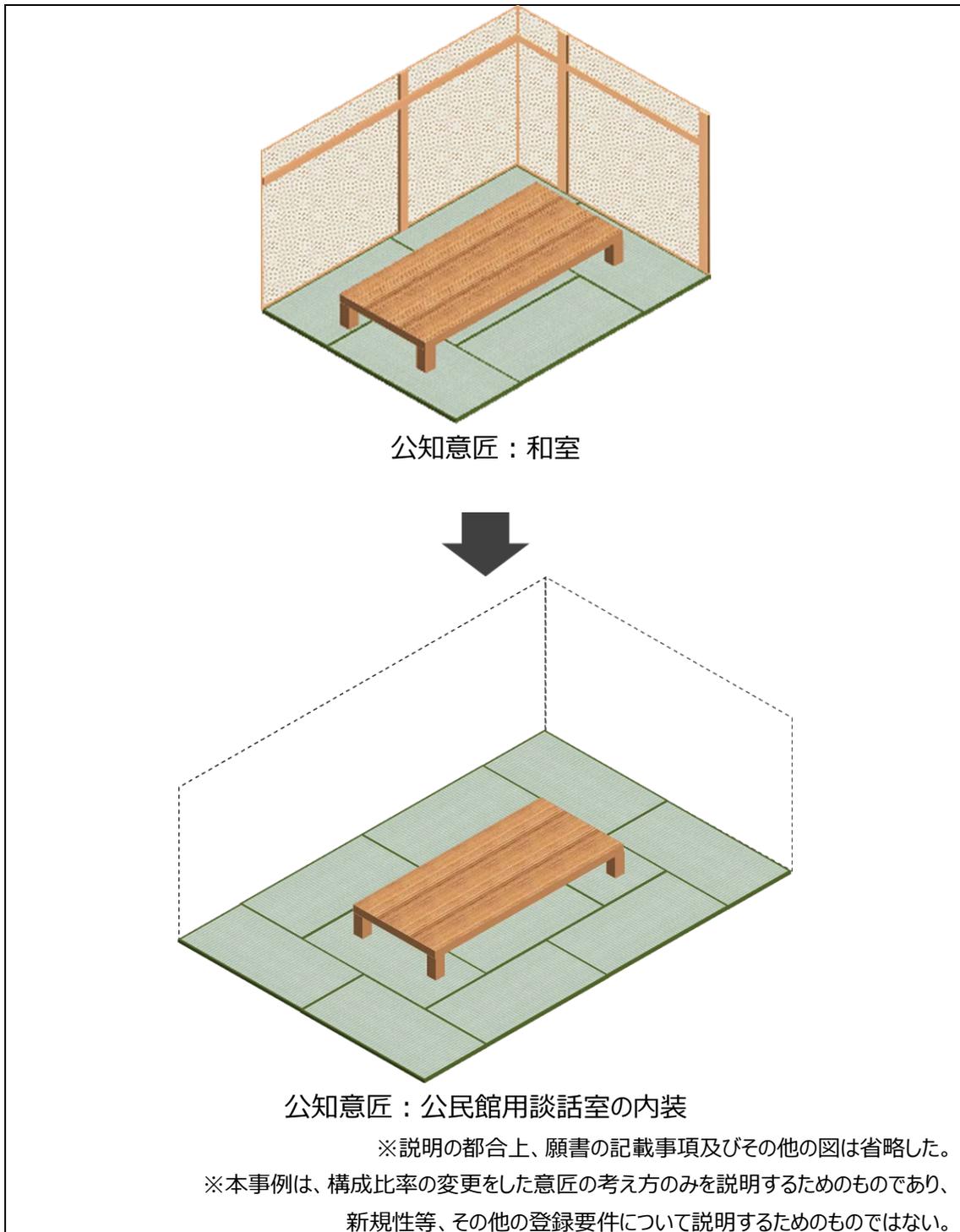


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、机の配置を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

### 6.3.6.5 構成比率の変更による意匠

#### 【事例】「公民館の談話室」

公知の和室の畳数を変更したにすぎない意匠

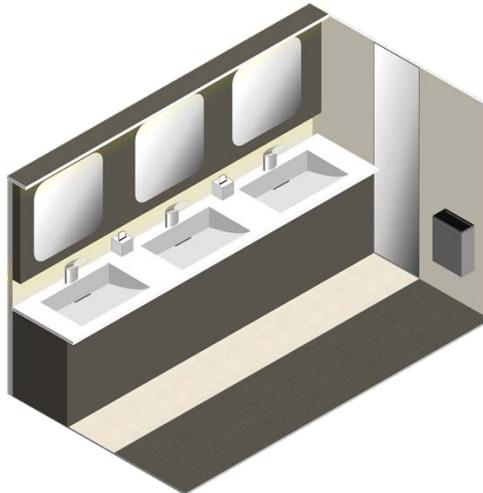


(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、部屋の構成比率を変更することが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

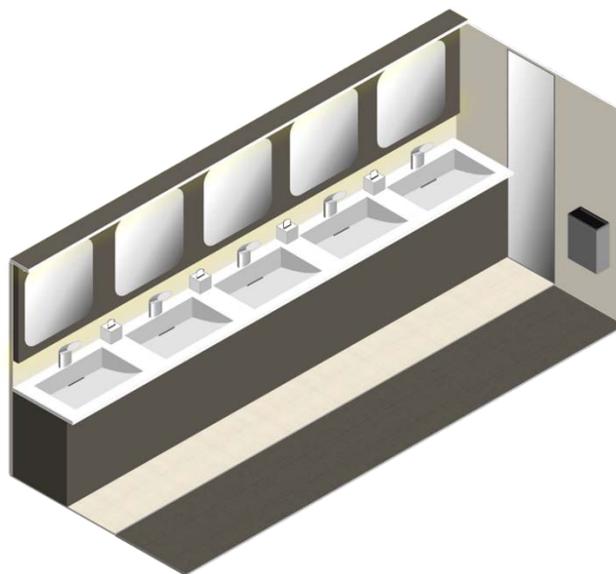
### 6.3.6.6 連続する単位の数の増減による意匠

#### 【事例】「オフィス用トイレの洗面」

公知のオフィス用トイレの洗面を、ほとんどそのまま、洗面の数を増やして表したにすぎない意匠



公知意匠：オフィス向けトイレ



出願意匠：オフィス用トイレの洗面の内装

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、連続する単位を増減させた意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

(注) 上記事例は、出願意匠の属する分野において、洗面の数を増やすことが、ありふれた手法であり、かつ、出願意匠において当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が見受けられないと仮定した場の例である。出願意匠が新規性を有するものと仮定して、創作非容易性の判断手法を模式的に表している。

#### 6.3.6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠

【事例 1】著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

【事例 2】著名おもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

#### 6.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作と認められない場合は、意匠法第 3 条の 2 の規定により意匠登録を受けることができない。

審査官は、先願の意匠の一部との類否判断は、物品の意匠の場合と同様に行う（第Ⅲ部第 5 章参照）。

### 7. 先願の意匠と類似するものでないこと

審査官は、先願の意匠との類否判断は、新規性の類否判断（6.2 参照）と同様に行う。

なお、審査官は、先願の意匠と類似する場合であっても、出願人（複数の出願人による共同出願である場合は全ての出願人）が同一であって、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たす場合（第Ⅴ部参照）は、先願（同日の場合はいずれか）の意匠を本意匠とし、後願の意匠（同日の場合は本意匠以外の意匠）を関連意匠とすることで、いずれの意匠も登録することができることから、拒絶理由を通知する際や協議指令においてその旨を記載する。

### 8. 内装の意匠の補正・分割

#### 8.1 内装の意匠の補正

意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に継続している場合に限り、その補正をすることができる（意匠法第 60 条の 24）。

ここでは、内装の意匠の補正に関する審査官の留意事項を記載する。その他、補正に関する基本的な取扱いは、願書・図面等の記載の補正（xxxx）を参照されたい。

##### 8.1.1 内装の意匠の要旨

内装の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付した図面等から直接的に導き出される具体的な内装の意匠の内容をいう。

### 8.1.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

---

審査官は、願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、意匠の要旨を変更すると判断する。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

### 8.1.3 内装の意匠から、建築物の意匠への補正

---

審査官は、内装の意匠から、建築物の意匠に変更する補正があった場合、両意匠の内容が同一と認められる場合に限り、当該補正が意匠の要旨を変更するものではないと判断する。

両意匠が同一であるか否かの判断にあたっては、両意匠の形状等のみならず、用途及機能についても対比し、部分意匠である場合は、その位置、大きさ、範囲についても同一であるか否かを判断する。

### 8.1.4 内装の意匠の構成物として不適当なものを削除する補正

---

審査官は、内装の意匠として意匠登録を受けようとする図面に、内装の意匠の構成物品等として適当なものと、不適当なものが表されている場合、不適当なものを削除する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものではないと取り扱う。

### 8.1.5 内装の意匠の構成物として適当なものを追加または削除する補正

---

審査官は、内装の意匠の構成物品等として適当なものを削除する補正や、追加する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

### 8.1.6 内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正

---

審査官は、内装の意匠の構成物として適当なものの配置を変更する補正は、原則として意匠の要旨を変更するものと取り扱う。

## 8.2 内装の意匠の分割

---

意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に継続している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができる（意匠法第10条の2）。

ここでは、内装の意匠の分割に関する審査官の留意事項を記載する。その他、分割に関する基本的な取扱いは、意匠登録出願の分割（xxxx）を参照されたい。

#### 8.2.1 内装の意匠と認められる意匠登録出願の分割

---

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠法第 8 条の 2 に規定する要件を満たしている場合、その意匠は全体として一意匠と認められるものであることから、構成物品等ごとに一又は二以上の新たな意匠登録出願とした場合は、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものと取り扱う。

#### 8.2.2 内装の意匠と認められない意匠登録出願の分割

---

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、複数の物品等から構成されるものであることの要件は満たすものの、その他の要件を満たさず、意匠法第 8 条の 2 に規定する内装の意匠と認められない場合、全体として一意匠と認められないものであることから、意匠法第 10 条の 2 の規定に基づく分割を認め、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなす。

# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅴ部 「関連意匠」関連部分

## 第 V 部 関連意匠

---

### 1. 概要

---

意匠の創作においては、一のコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるという実態がある。関連意匠制度は、このように創作された群の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして保護し、各々の意匠について権利行使することを可能とする制度である。

意匠権は業として意匠の実施を専有する権利であることから、重複した権利が別々に行使可能となると、権利者自身も他者の権利により業として意匠を実施することができなくなる。そこで、このような事態が生じないよう、先願の規定（意匠法第 9 条）が定められている。

意匠法第 10 条の規定する関連意匠制度は、この先願の規定の例外として、登録のための要件と、権利に対する制限を課すことにより、重複した権利による弊害を排除しつつ、登録を認めるものである。

### 2. 関連意匠の審査における基本的な考え方

---

出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けるためには、関連意匠としての所定の要件を満たしている必要がある。

よって、出願された意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとするものである場合は、審査官は、通常の意匠の登録要件のほか、関連意匠として意匠登録を受けるための所定の要件を満たすか否かを判断する。

### 3. 関連意匠の審査における具体的判断

---

#### 3.1 関連意匠に係る用語の記載

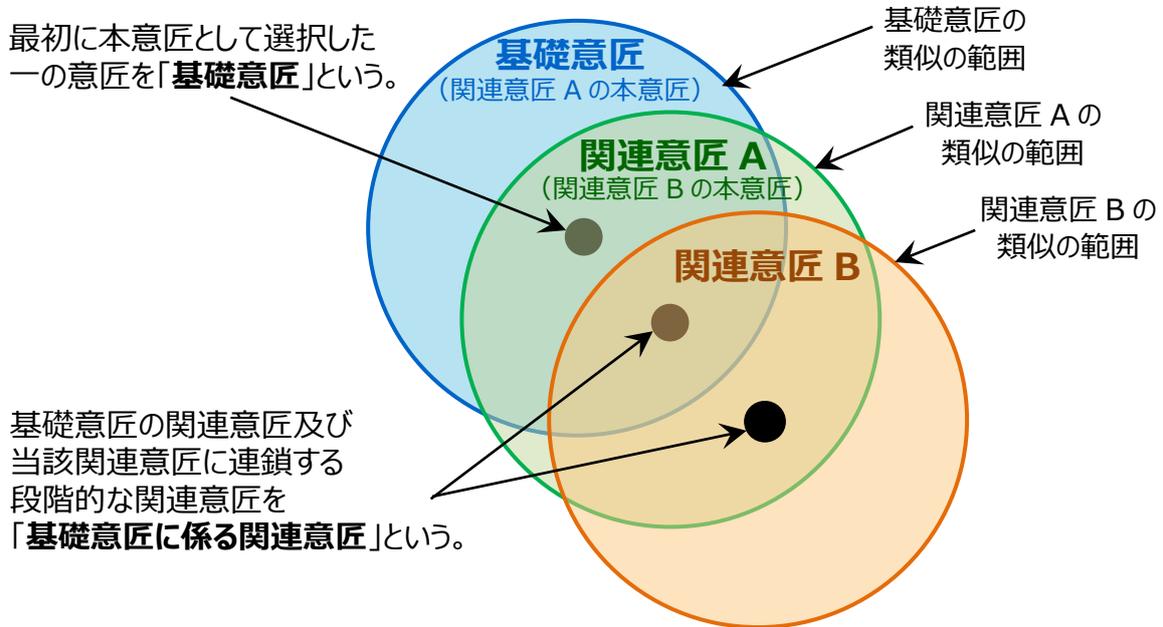
---

関連意匠として登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第 10 条第 1 項）。

本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第 10 条第 7 項）。また、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけで

なく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。



### 3.2.意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

審査官は、意匠法第10条1項の規定に関し、基礎意匠の出願日や、関連意匠の出願日については、以下のように判断する。

#### (1) 優先権主張の効果が認められる場合

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、その主張の効果が認められるとき（優先権主張の効果の認否については第Ⅶ部参照）は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、第一国の出願日を判断の基準日とする。

#### (2) 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の要件を満たす場合。

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、出願日の遡及が認められた場合は、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、遡及が認め

られたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

### (3) 国際意匠登録出願の場合

国際意匠登録出願については、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるとき（（1）参照）を除き、意匠法第10条の規定における基礎意匠の出願日や関連意匠の出願日は、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたときとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする。

## 3.3 関連意匠として意匠登録を受けるための要件

---

審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること（→3.3.1）
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること（→3.3.2）
- (3) 基礎意匠の意匠登録出願の日（優先権主張の効果が認められる場合は優先日）以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること（→3.3.3）

### 3.3.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

---

関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人（本意匠について意匠権の設定の登録がなされている場合は本意匠の意匠権者）と同一でなければならない。

審査における判断は査定時であるが、意匠権の設定の登録時においても同一であることを要する。

### 3.3.2 本意匠に類似するものであること

---

出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けるためには、本意匠に類似するものでなければならない。

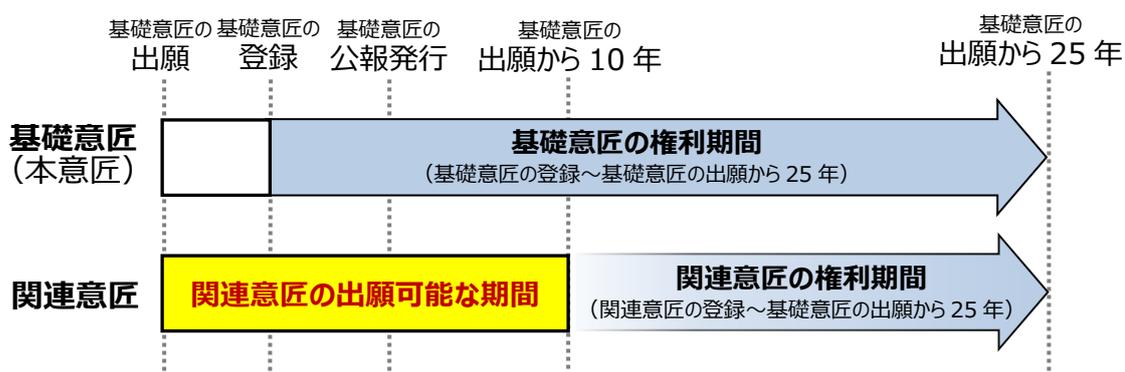
関連意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

（全体意匠同士の類否判断については、第6章「先願」（項番未定）「全体意匠と全体意匠の類否判断、部分意匠同士の類否判断については、同（項番未定）「部分意匠と部分意匠の類否判断、全体意匠と部分意匠との類否判断については、同（項番未定）「全体意匠と部分意匠との類否判断」を参照。）

### 3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される。



### 3.4 本意匠等が満たさなければならない要件

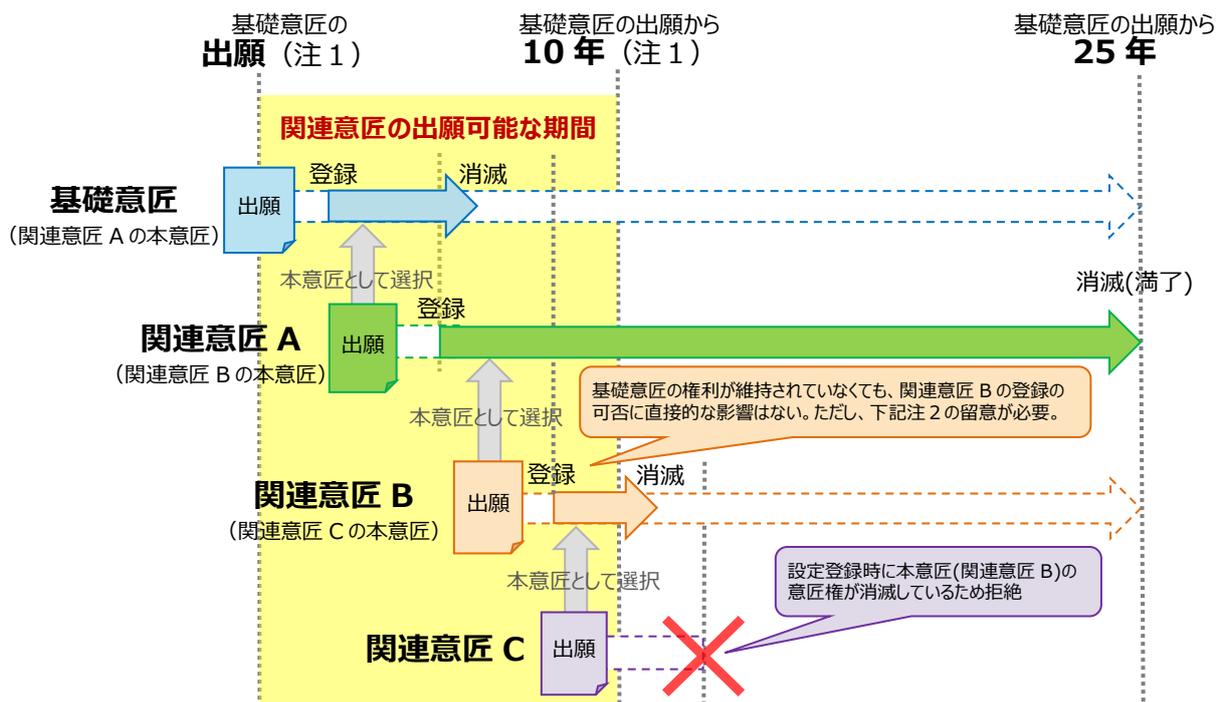
審査官は、出願された意匠が関連意匠として意匠登録を受けることができるか否かについて審査を行う際、関連意匠自体が満たさなければならない要件（上記 3.3 参照）に加え、本意匠等についても、以下の全ての要件を満たしているか否かを判断する。

- (1) 本意匠の権利が消滅等していないこと（→3.4.1）
- (2) 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと（→3.4.2）

#### 3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていないことを確認する。



(注 1) 関連意匠としての登録要件や先後願の判断においては、優先権主張の効果が認められる場合は優先日で判断

(注 2) 本事例において、基礎意匠の意匠権の消滅後は基礎意匠と同一又は類似の自己の公知意匠が関連意匠 B の新規性や創作非容易性要件の判断において除外されないこととなるため注意を要する。(詳細は、本部 3.7.3「消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第 10 条第 8 項の規定の適用について」参照。)

### 3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第 10 条第 6 項の規定により、意匠登録を受けることができない。

よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実施権の抹消 (注) が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

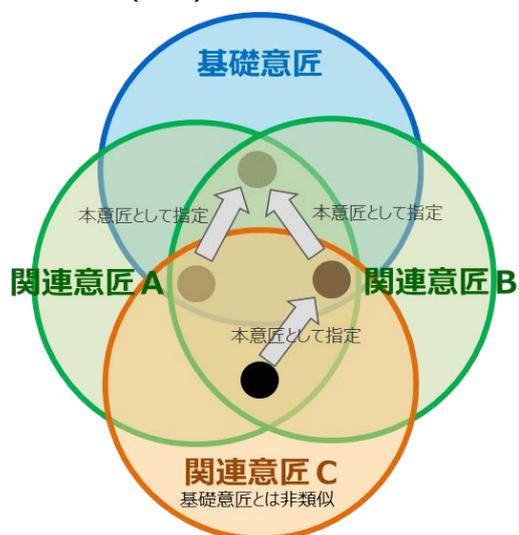
(注) 意匠法第 27 条第 1 項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

### 3.5 先願の規定の適用について

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらにおいて意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

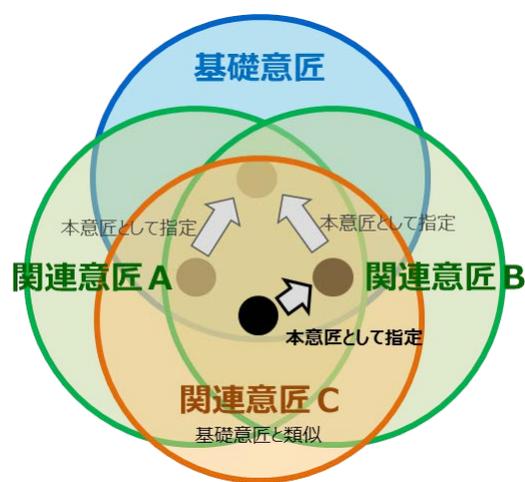
【事例1】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



【事例2】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



【事例3】以下のいずれの意匠との間においても先願(9条)の規定を適用しない



### 3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について

---

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用は行わない（意匠法第10条第3項）。

### 3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について

---

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

#### 3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは

---

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。他人が意匠権を有する意匠、又は意匠登録を受ける権利を有している意匠を含まない。

#### 3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等

---

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（1）ないし（3）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

- （1）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の出願日。以下、3.7.2内において同じ。）以降に公知となったもの
- （2）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠に係る関連意匠とそれぞれ同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
- （3）関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されている意匠

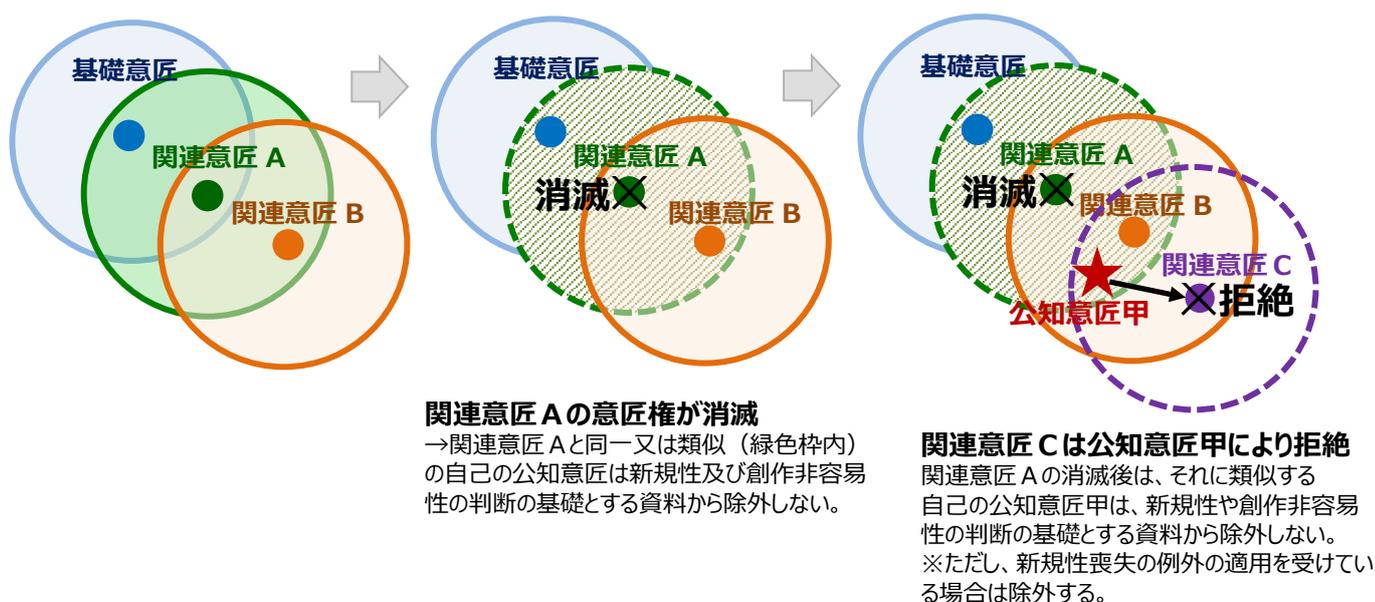
（注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（1）又は（2）の判断にあた

り、時差も考慮して判断する。

### 3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

審査官は、公知となった自己の意匠（例えば下図の公知意匠甲）が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠（例えば下図の関連意匠c）の基礎意匠に係る関連意匠（例えば下図の関連意匠A又は同B）のうち、以下の（1）ないし（7）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- (1) 当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- (2) 当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき
- (3) 当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- (4) 当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- (5) 当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項又は第60条の14第2項の規定により消滅したとき
- (6) 当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- (7) 当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき



(注1) 上記(1)ないし(4)については、各事象に至った際に、願書の「本意匠の表示」の欄に、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が本意匠として記載されており、かつ、審査、審判又は再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。

(注2) 公知となった自己の意匠が、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記(5)ないし(7)と同様に消滅等したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

#### 3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

(1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合や、製造者が意匠権の実施許諾を受けて製造を行っていること等も多いことから、審査官は、以下aないしdの各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。

なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。

- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
- b 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者がそのうちの一人である場合は「自己の意匠」と扱う。ただし、当該公知意匠について当該共同出願人以外の者が意匠登録を受ける権利を有している場合は「自己の意匠」と扱わない。
- c 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
- d 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合は「自己の意匠」と扱う。

(2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合

- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合

この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

- b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合

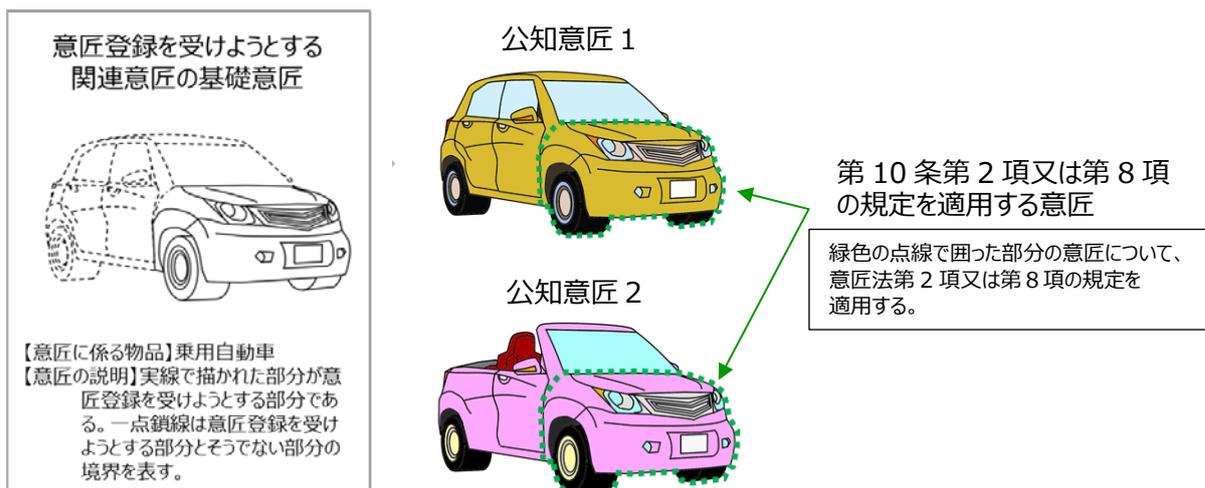
この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであると心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料としない。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

### 3.7.5 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、当該基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の根拠とする資料から除外する。

#### 【事例】部分意匠の場合の例

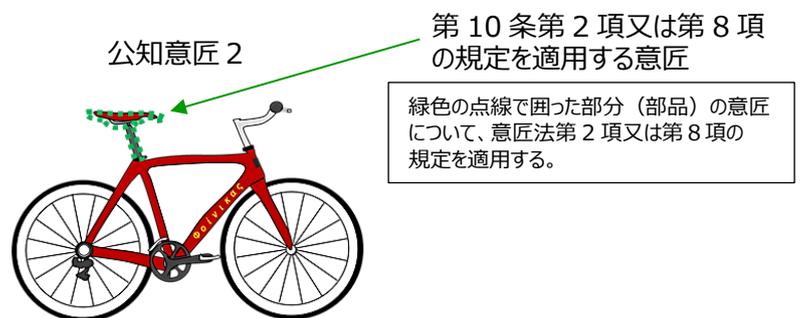


### 3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のもの」とい

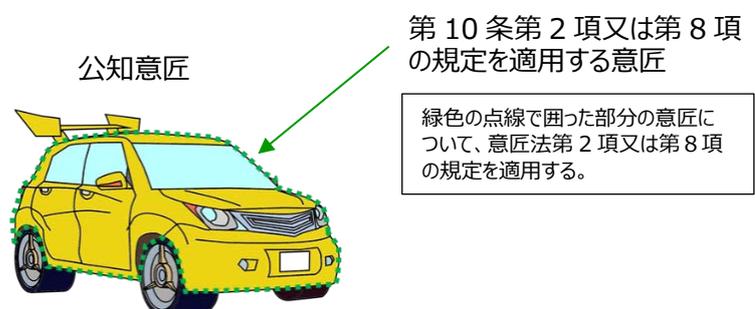
う。) 又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第 10 条第 2 項及び同第 8 項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、付加された自己の他のもの又は他人が創作したものを除いた、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する。

### 【事例 1】部品の全体意匠の場合の例



### 【事例 2】完成品の全体意匠の場合の例



# 改訂意匠審査基準（案）

## 第Ⅶ部 「パリ条約による優先権」 関連部分

## 第Ⅳ部 パリ条約による優先権

---

### 1. 概要

---

パリ条約による優先権とは、パリ条約のいずれかの同盟国(第一国)において意匠登録出願した者が、その意匠登録出願の出願書類に記載された内容について他のパリ条約の同盟国(第二国)に意匠登録出願する場合に、新規性、創作非容易性等の判断に関し、第二国における意匠登録出願について、第一国における最初の出願の日（以下本部において、「優先日」という。）に出願されたのと同様の取扱いを受ける権利である。

我が国においては、世界貿易機関の加盟国の国民又は特許庁長官が指定する、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしている国の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張を行うことが認められている（パリ条約の例による優先権）。

### 2. パリ条約による優先権の主張の要件等

---

パリ条約による優先権の主張の要件は以下のとおりである。

(1) パリ条約による優先権を主張することができる者（→2.1）

パリ条約の同盟国の国民であって、パリ条約の同盟国に正規に出願をした者又はその承継人であること

(2) パリ条約による優先権の主張を伴う出願ができる期間（→2.2）

我が国の意匠登録出願が第一国の最初の出願の日から6か月以内になされていること

(3) パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願（→2.3）

① 第一国にした正規の出願であること

② 第一国にした最初の出願であること

③ 意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

また、優先権の主張にあたり、以下の手続がなされている必要がある。

(4) パリ条約による優先権の主張の手続

我が国の意匠登録出願と同時に優先権の申し立て、出願の日から3か月以内に優先権証明書の提出がなされていなければならない（→2.4）

上記に加え、優先権の主張の効果が認められるためには以下の要件を満たしている必要がある。

(5) パリ条約による優先権主張の効果の認否（→4.）

我が国に出願された意匠が、優先権の基礎とする出願の意匠と同一であること

なお、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 3 に規定されたパリ条約の例による優先権については、本部 2.5「特許法第 43 条の 3 に規定されたパリ条約の例による優先権」を参照されたい。

## 2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者

パリ条約による優先権を主張することができる者は、パリ条約の同盟国の国民（注）であって、第一国に正規の出願をした者又はその承継人である（パリ条約第 2 条、パリ条約第 3 条、パリ条約第 4 条 A(1)）。

（注）パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。

## 2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間

パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への意匠登録出願ができる期間（優先期間）は、第一国への最初の出願日から 6 か月である。実用新案登録出願、特許出願を優先権の基礎とする意匠登録出願の場合も同様に 6 か月である（パリ条約第 4 条 C(1)、同第 4 条 E(1)）。

### ※公布後 2 年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

ただし、優先期間内（第一国への最初の出願日から 6 か月以内）に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかつた場合であって、その意匠登録出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

## 2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願

パリ条約による優先権の主張の基礎とする出願は、以下の 2.3.1 ないし 2.3.3 の全ての要件を満たすものでなければならない。

### 2.3.1 第一国にした正規の出願であること

優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした出願（ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を含む（注））でなければならない（パリ条約第 4 条 A(1)ないし同(3)、同第 4 条 C(4)、同第 4 条 D、ジュネーブ改正協定第 6 条（2））。

（注）「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第 IX 部「国際意匠登録出願」を参

照されたい。以下同じ。

### 2.3.2 第一国にした最初の出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、パリ条約の同盟国における最初の出願のみである(同第 4 条 C(2)及び(4)、同第 4 条 D(1))。これは、最初の出願に記載された意匠について、後の出願を基礎として再度(すなわち累積的に)優先権の主張の効果を認めると、実質的に優先期間を延長することになるからである。

### 2.3.3 第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること

パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができるのは、第一国にした、意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願である。

なお、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることは、パリ条約上規定されているが(パリ条約第 4 条 E(1))、特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることの可否については、パリ条約上に規定がなされていない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、以下のとおり、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づいて判断する。

#### (1) 優先権の基礎となる出願が、実用新案登録出願である場合

パリ条約第 4 条 E に基づき、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることができる。

#### (2) 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

#### (3) 優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国においては、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であっても、優先権の主張の効果は認められない。

## 2.4 パリ条約による優先権の主張の手続

パリ条約による優先権の主張を行う際は、意匠登録出願と同時に、第一国への最初の出願に基づいて優先権の申し立てを行わなければならない。また、出願の日から3か月以内に、優先権証明書を出願しなければならぬ（意匠法第15条第1項において読み替えて準用する特許法第43条第1項ないし第3項）（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願については、第IX部第14章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」3.「パリ条約による優先権等を主張するための手続」を参照）。

なお、世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の電子的交換が利用可能な国・地域の意匠登録出願に基づき優先権主張を行う場合は、優先権証明書の提出に代えて、願書にアクセスコード等を記載するか、手続補正書によってアクセスコード等を補充してもよい。

### ※公布後2年以内に施行される改正意匠法の施行時に以下の記載を追加

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から●か月間、優先権証明書を提出することができる。また、この期間、出願人の責めに帰すことのできない理由により優先権証明書を提出することができない場合は、その理由に合わせ、以下の期間、優先権証明書を提出することができる。

- （1）優先権証明書を発行すべき政府による優先権証明書の発行に関する事務の遅延が原因の場合は優先権証明書の入手から●か月（在外者の場合は●か月）
- （2）上記（1）以外の理由の場合については、①優先権証明書を提出することができなかった理由がなくなった日から●日（在外者の場合は●か月）又は②優先権証明書の提出がない旨の通知の受領の日の●か月後から●か月（●か月）の、いずれか早い方が経過するまで

## 2.5 特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権

我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の3の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

＜特許法第 43 条の 3 の規定に従いパリ条約の例により優先権の主張が認められるもの＞

- (1) 日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第 3 条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。)が、世界貿易機関 (WTO) の加盟国においてした出願に基づく優先権 (第 43 条の 3 第 1 項)
- (2) WTO 加盟国の国民が、パリ条約同盟国又は WTO 加盟国においてした出願に基づく優先権(第 43 条の 3 第 1 項)
- (3) パリ条約同盟国又は WTO 加盟国のいずれにも該当しない国であって、日本国と同一の条件により日本国民に対して優先権の主張を認めることとしており、かつ、特許庁長官が指定する国(以下この章において「特定国」という。)の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権 (第 43 条の 3 第 2 項)
- (4) 日本国民又はパリ条約同盟国の国民若しくは WTO 加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権(第 43 条の 3 第 2 項)

これらの優先権の主張を伴う出願については、パリ条約による優先権の主張を伴う日本出願の場合と同様に取り扱い、その効果は、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

### 3. パリ条約による優先権の主張の効果

---

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第 4 条 B で、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

よって、審査官は、優先権の主張の効果を認める場合には、意匠法の以下の①ないし⑤の実体審査における規定の適用にあたり、優先日とその判断の基準となる日(以下この章において「基準日」という。)として取り扱う。

- ① 新規性(第 3 条第 1 項)
- ② 創作非容易性(第 3 条第 2 項)
- ③ 先願の一部と同一又は類似(第 3 条の 2)
- ④ 先願(第 9 条)
- ⑤ 関連意匠 (第 10 条)

## 4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一

---

### 4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方

---

審査官は、我が国への意匠登録出願の意匠が、第一国の最初の出願（以下、「第一国出願」という。）の意匠と同一であると判断する場合に限り、パリ条約による優先権等の主張の効果を認める。当該判断における「意匠の同一」の基本的な考え方については、以下のとおり。

- （１）意匠の表現形式にかかわらず第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが同一の意匠であればよい。
- （２）第一国出願の意匠と我が国の意匠登録出願の意匠が同一の意匠であるか否かは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全てを総合的に判断することにより行う。
- （３）第一国出願の意匠の認定（意匠に係る物品等、物品等の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国の法令等も考慮して行う。

### 4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について

---

第一国出願の意匠と、我が国の意匠登録出願の意匠が同一と認められるためには、原則、両意匠の意匠に係る物品等が同一でなければならない。

ただし、願書の記載項目や記載方法は各国で異なることから、審査官は、例えば、第一国出願の意匠の意匠に係る物品等の名称と、我が国の意匠登録出願の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載とが相違する場合であっても、当該記載のみで両意匠が同一か否かを判断するのではなく、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体と我が国の意匠登録出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断して、両意匠の意匠に係る物品等が同一か否かを判断する。

また、その判断の際には、各国の法令等の相違についても考慮する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、我が国の意匠登録出願の意匠に係る物品の欄に具体的な用途及び機能が明確となるものを記載した場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形状等が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。図面に表された意匠の形状等は第一国出願のものと同じである。

（説明）第一国出願の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称である場合、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体から総合的に判断して導き出される複数の物品のうち、一の物品を我が国への意匠登録出願において記載した場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が、画像を含む意匠であり、意匠に係る物品の名称等を「スクリーンパネル」として出願されており、我が国の意匠登録出願の意匠が画像意匠として出願されたものである場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「スクリーンパネル」で、図面には画像を表示させるための具体的な物品等は表されておらず、時刻表示用画像のみが表されている。

日本出願：意匠に係る物品の欄に「時刻表示用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同じである。

（説明）画像を含む意匠については、各国で保護の手法が異なる。第一国出願の意匠が「スクリーンパネル」に係るものであり、我が国の意匠登録出願の意匠が「画像意匠」である場合であっても、「スクリーンパネル」そのものには画像が実現しようとする用途及び機能以外にその他の具体的な用途及び機能が想定されないことから、図面において両意匠全体の形状等として表されたものが同一である場合には、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

### 4.3 一出願に含まれる意匠数について

諸外国において、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々であるが、審査官は、例えば以下の例のように、我が国の意匠制度に基づき第一国出願の願書及び願書に添付された図面等から認定できる意匠ごとに出願を行ったものと認められる場合は、1つの出願の中に含まれる意匠の数が相違したとしても、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

- (1) 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国の意匠登録出願の意匠とした場合
- (2) 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に複数の意匠が記載されている場合に、全部又はその一部の構成物品について組物（意匠法第8条に規定する経済産業省令で定める別表第二に掲げる組物）の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合
- (3) 第一国に出願された意匠と、第一国に出願されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国の意匠登録出願の意匠とした場合は、同一と認められない。
- (4) 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と認められない。

#### 【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願A：ボールペンの蓋の意匠

第一国出願B：ボールペン本体の意匠

日本出願：第一国出願Aと第一国出願Bとを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠

（説明）各第一国出願の意匠から、我が国の意匠登録出願の意匠を直接導き出すことができない。また、各第一国出願の意匠は、それぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であることから、審査官は、それら複数の第一国出願の意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合は、同一と判断しない。

#### 4.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について

第一国出願の意匠が、我が国の意匠法第7条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同じ意匠の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

- (1) 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、第一国出願の部品の意匠と、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。
- (2) 第一国出願の意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。

##### 【両意匠が同一と判断しないものの例】

【事例】完成品を構成する一の部品について、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：自転車の意匠  
日本出願：自転車用サドルの意匠

(説明) 第一国出願は、我が国の意匠法第7条の規定から一意匠と認められる自転車全体について意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は同一とは認められない。

- (3) 第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせることで完成品とするものであって、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載にはない組合せについて、我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合
  - ① 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。
  - ② 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体から総合的に判断して、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等には開示されていない組合せについて我が国の意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願：3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されている。また、願書に、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）に限らず、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変える旨の記載がある※。

日本出願：蓋付きボールペンの意匠（A+b）

（説明）第1国出願において、図示されている意匠は、3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）の合計7つである。

しかし、願書の記載から総合的に判断すると、蓋付きボールペンの意匠（A+a）は例示であり、第一国出願は、図示されていない組合せの意匠（A+b）を含め、蓋付きボールペンの意匠については9つの意匠について登録を受けようとする出願であると認められる。

※第一国の願書に、蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されていない場合、ボールペン本体とボールペン用蓋は相互に組み合わせを変えるか否かが明確でない場合等、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、我が国の意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、同一と認められない。

#### 4.5 第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合について

審査官は、第一国出願の図面等において、物品等の全体の形状等が表されていない場合、それぞれ以下のように取り扱う。

- (1) 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に物品等の一部の形状等のみが表されている場合に、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該物品等の全体の形状等について意匠登録を受けようとするものである場合、両意匠は同一の意匠と判断しない。
- (2) 第一国出願の図面に物品等の一部の形状等のみが表されており、我が国の意匠登録出願の意匠が、当該部分を意匠登録を受けようとする部分とし、「その他の部分」を追加したものである場合
  - ① 第一国出願の願書及び願書に添付された図面等に表された意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断しても導き出すことができない場合は、我が国への意匠登録出願の意匠と同一の意匠であると判断しない。

##### 【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を導き出すことができない場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする意匠の出願である。

（説明）第一国出願の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載からは、その模様の物品全体における位置、大きさ、範囲を導き出すことはできないので、同一の意匠とは認められない。

- ②第一国出願の意匠について、形状等が表されている部分の物品等の全体における位置、大きさ、範囲を、その他の第一国出願の願書の記載や物品特性等を総合的に判断した結果導き出すことができ、我が国の意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲と一致する場合は、両意匠は同一の意匠と判断する。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願で表されていない部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願：折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形状等を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形状等は記載されていない

日本出願：開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする出願

（説明）第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で表れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、かつ、閉じた状態で表れる部分の携帯電話機全体における位置、大きさ、範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、同一であると判断される。

#### 4.6 意匠の構成要素が異なる場合

日本に出願された意匠が、第一国出願の意匠と同一と認められるためには、両意匠の意匠に係る物品等の形状、模様、色彩若しくはその結合（以下、「意匠の構成要素」という。）が同一でなければならない。意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、原則として、優先権主張の効果を認めることはできない。

ただし、図面等に表された意匠の構成要素が異なっても、第一国出願の願書のその他の記載等により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合（例えば、第一国出願の図面においては色彩が付されているが、説明で色彩については権利を請求しない旨記載されている）、又は、意匠の作図方法等の表現方法が異なる場合に、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断したときに、我が国の意匠登録出願に記載された意匠と同一の意匠について保護を受けようとするものであることが当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は優先権の認否において同一と判断する。

##### <意匠の表現方法が異なる場合の例>

- ①第一国出願の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法により表されてい

る場合

- ②第一国出願の意匠が図面（CGを含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合
- ③第一国出願の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CGを含む）で表されている場合

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】表現方法は異なるが、第一国出願の願書及び願書に添付された図面等の記載全体を総合的に判断すると、我が国の意匠登録出願の意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができる場合

第一国出願：くぎの意匠。色彩のない図面によって表されているが、願書に鉄製であることが記載されている。

日本出願：くぎの意匠。写真によって表わされており、一般的な鉄製のくぎに表れるような金属光沢、金属様色彩を有する。

（説明）第一国出願の意匠に模様及び色彩はないものの、鉄製であることが願書に記載されていることを総合すると、我が国の意匠登録出願に添付された写真によって表わされた金属光沢、金属用模様を有するくぎの意匠と同一の意匠を当然に導き出すことができることから、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が斜視図2図で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による6面図により表されている場合

第一国出願：意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願：意匠が正投影図法による6面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら6面図によって表された形状等は、第一国出願の図面の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）第一国出願の図面が、6面が表れた斜視図2図であって、これらの図を総合的に判断して、当然に導き出せる内容と、我が国への出願の意匠とが一致するため、図法が異なるだけで両意匠は優先権の認否において同一と認められる。

【両意匠が同一と判断するものの例】

【事例】第一国出願の意匠が写真で表され、我が国の意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願：意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願：意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

（説明）第一国出願では写真を用いているのに対し、我が国の意匠登録出願では図面を用いていることから、意匠の表現方法が異なるが、それぞれ示された意匠が一致するため、両意匠は優先権の認否において同一と認められる。